

第5期愛知県障害福祉計画

(最終案)

第2回障害者施策審議会（12/14）で示した素案からの修正か所に網掛けしています。

平成 年 月



目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 計画の基本理念	3
2 計画の基本的考え方	3
3 計画期間	5
4 計画の位置付け	5
5 市町村との連携	5
6 区域の設定	6
第3章 現状	8
1 人口構成	8
2 障害のある人の状況	9
(1) 身体障害のある人の状況	9
(2) 知的障害のある人の状況	12
(3) 精神障害のある人の状況	14
(4) 発達障害のある人の状況	16
(5) 難病の方の状況	17
3 障害福祉サービス等の利用状況等	19
(1) 訪問系サービス	19
(2) 日中活動系サービス	20
(3) 居住系サービス	23
(4) 相談支援	24
(5) 障害児支援	25
第4章 地域生活移行等についての成果目標の設定と取組施策	27
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	27
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	38
3 地域生活支援拠点等の整備	46
4 福祉施設から一般就労への移行等	48
5 障害児支援の提供体制の整備等	57
第5章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策等	67
1 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策	67
(1) 訪問系サービス	68
(2) 日中活動系サービス	71
(3) 居住系サービス	82
(4) 相談支援	87
(5) 障害児支援	92
(6) 子ども・子育て支援等	102
(7) 就労支援	103
(8) 発達障害のある人に対する支援	104
2 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）	106
(1) 圏域単位での地域特性及び課題	106

(2)	平成 32 (2020) 年度末までに不足するサービスの基盤整備	109
(3)	各圏域の現状と今後のサービス見込量	111
ア	名古屋・尾張中部圏域	111
イ	海部圏域	115
ウ	尾張東部圏域	117
エ	尾張西部圏域	119
オ	尾張北部圏域	121
カ	知多半島圏域	123
キ	西三河北部圏域	125
ク	西三河南部東圏域	127
ケ	西三河南部西圏域	129
コ	東三河北部圏域	131
サ	東三河南部圏域	133

第 6 章	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する者の確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上のために講ずる措置	135
1	サービス提供に係る人材の育成	135
2	サービス提供事業者に対する第三者評価等	137
第 7 章	県の地域生活支援事業の実施に関する事項	138
1	専門性の高い相談支援事業	139
2	広域的な支援事業	141
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	143
4	人材育成等その他の事業	145
第 8 章	その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	150
1	障害のある人の権利擁護	150
2	意思決定支援の促進	152
3	芸術文化活動支援による社会参加等の促進	154
4	障害を理由とする差別の解消の推進	156
5	手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進	160
6	事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実	164
第 9 章	計画の推進	165
	用語説明一覧	166
	参考資料 1 「第 5 期愛知県障害福祉計画 策定経過」	174
	参考資料 2 「愛知県障害者施策審議会」	175

<元号の表記について>

平成 31 年 5 月に改元が予定されていることを踏まえ、本計画においては、和暦・西暦を併記しています(表・図・コラム・既存資料の抜粋などは、和暦のみを表記。)

なお、わかりやすい表記とするため、平成 31 年度以降も「平成」を使用しています。

第1章 計画策定の趣旨

身体・知的・精神障害といった障害種別ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた居宅介護・施設入所等の障害福祉サービスは、平成18(2006)年4月に施行された障害者自立支援法により、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害種別を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。

なお、障害者自立支援法は、障害者の範囲の見直しを行う等の改正がされ、平成25(2013)年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」)として施行されています。

障害者総合支援法では、都道府県及び市町村に、国の基本指針(※)に即して、障害福祉計画を策定することを義務付けており、都道府県は、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する内容を定めることとなっています。

さらに、平成28(2016)年6月の児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画として、都道府県及び市町村に、新たに障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

※国の基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
(平成18年厚生労働省告示第395号)

最終改正 平成29年3月31日

これまで本県は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、3年を計画期間として、具体的な数値目標及び目標達成に向けた取組を定めた県障害福祉計画を策定してきました。(平成18(2006)～20(2008)年度までの第1期愛知県障害福祉計画(以下「第1期計画」という。)、平成21(2009)～23(2011)年度までの第2期愛知県障害福祉計画(以下「第2期計画」という。)、平成24(2012)～26(2014)年度までの第3期愛知県障害福祉計画(以下「第3期計画」という。)、平成27(2015)～29(2017)年度までの第4期愛知県障害福祉計画(以下「第4期計画」という。)を策定)

一方、本県では、平成28(2016)年3月に策定した「あいち健康福祉ビジョン2020」の障害者支援に係る記載部分を、障害者基本法に基づく愛知県障害者計画に位置付けており、横断的・重点的な取組の方向性を示しています。

第5期愛知県障害福祉計画(以下「第5期計画」という。)は、「あいち健康福祉ビジ

ョン 2020」の中の障害福祉サービス等の提供に関する取組を具体化するものであり、平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度までを計画期間とし、本県の障害福祉計画及び障害児福祉計画に位置付け、これまでの計画の進捗状況等の分析・評価を行うとともに、第 5 期計画期間における課題を整理し、それらを踏まえ、策定したものです。

計画の推進に当たっては、国・市町村の関係機関との連携はもとより、教育委員会、産業労働部など、県全体で連携し取り組んでいきます。

1 計画の基本理念

本計画は、「全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会」の実現を基本理念とし、障害のある人が、他の者と平等の選択の機会をもって、地域社会に完全に包容され、年齢や性別などにかかわらず、多様な福祉サービスを活用しながら自立した生活を営み、様々な形で社会参加や自己実現を図るに当たっての支援等をまとめたものです。

2 計画の基本的考え方

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、障害のある子どもの健やかな育成を図るため、次の7つの考え方のもとに、必要な障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組んでいきます。

1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします

障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とするサービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、サービスの提供体制の整備を進めていきます。

2 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、県内のどこでも必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を利用できるようにします。

3 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、一人一人のニーズに応じ、どこの地域でも日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）が利用できるようにします。

4 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します

地域における住まいの場となるグループホーム（共同生活援助）の拡充について、既存の戸建て住宅や公営住宅等を活用し、「グループホーム整備促進支援制度」により推進していくとともに、日常の生活能力の向上のための自立訓練等の推進や地域における理解の促進、さらには地域における生活支援の機能をより強化するための地域生活支援拠点等の整備を図ることなどにより、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めていきます。

5 福祉施設から一般就労への移行を推進します

就労支援機関や障害者就業・生活支援センター等における就労支援策の充実・活用を図ることにより、企業などで働くことを希望している人が、一般就労できるようにしていきます。

また、特別支援学校高等部卒業生の一般就労についても、特別支援学校等と障害者雇用に関する関連機関との連携を強化して、促進していきます。

さらに、平成 30(2018)年度からの新設サービスである就労定着支援等を通じて、一般就労した後の職場定着の支援をしていきます。

6 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます

障害のある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、支援に携わる人材を育成するとともに、市町村（基幹相談支援センター）、サービス事業者、保健・医療関係者、障害者団体などを構成員とする県及び市町村が設置する自立支援協議会を核とした相談支援体制の充実など、地域生活支援のためのシステムづくりを進めていきます。

7 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します

障害のある子ども及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できる体制の整備を進めていきます。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備するとともに、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

5 市町村との連携

障害のある人への支援を進めるためには、まず、支援の実施主体である市町村が、課題やニーズを把握し策定した市町村計画に基づき取組を進めていくことが必要となります。

このため、県としては、市町村が行う自立支援給付や地域生活支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等を行います。

県計画については、地域生活への移行などについて、必要となる障害福祉サービス等の基盤整備を着実に進めるため、市町村と協働して障害保健福祉圏域単位での課題を整理し、平成 32(2020)年度における障害福祉サービス等の種類及び量の見通しを明らかにするとともに、**圏域ごとの事業所数**（訪問系サービスを除く。）を年次ごとに見込んだ「障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）」（第 5 章 - 2）**を踏まえながら**、市町村との密接な連携を**図り**、広域的・専門的な視点から適切かつ着実な整備を推進していきます。

6 区域の設定

県計画においては、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを区域ごとに定めることとされています。

障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本となります。

しかし、小規模な町村などサービス利用者が少ない地域では、サービス事業者の確保が難しいことから、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようなサービス提供の体制づくりを進めていく必要があります。県では、施策の広域的な実施区域として、障害保健福祉圏域を設定しています。なお、平成 30(2018)年度からの愛知県地域保健医療計画においては、本県の地域医療構想（平成 28(2016)年 10 月策定）における構想区域と 2 次医療圏を一致させる観点等から、名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合し、「名古屋・尾張中部医療圏」としているため、障害保健福祉圏域においても、両圏域を統合し、「名古屋・尾張中部障害保健福祉圏域」としています（※）。

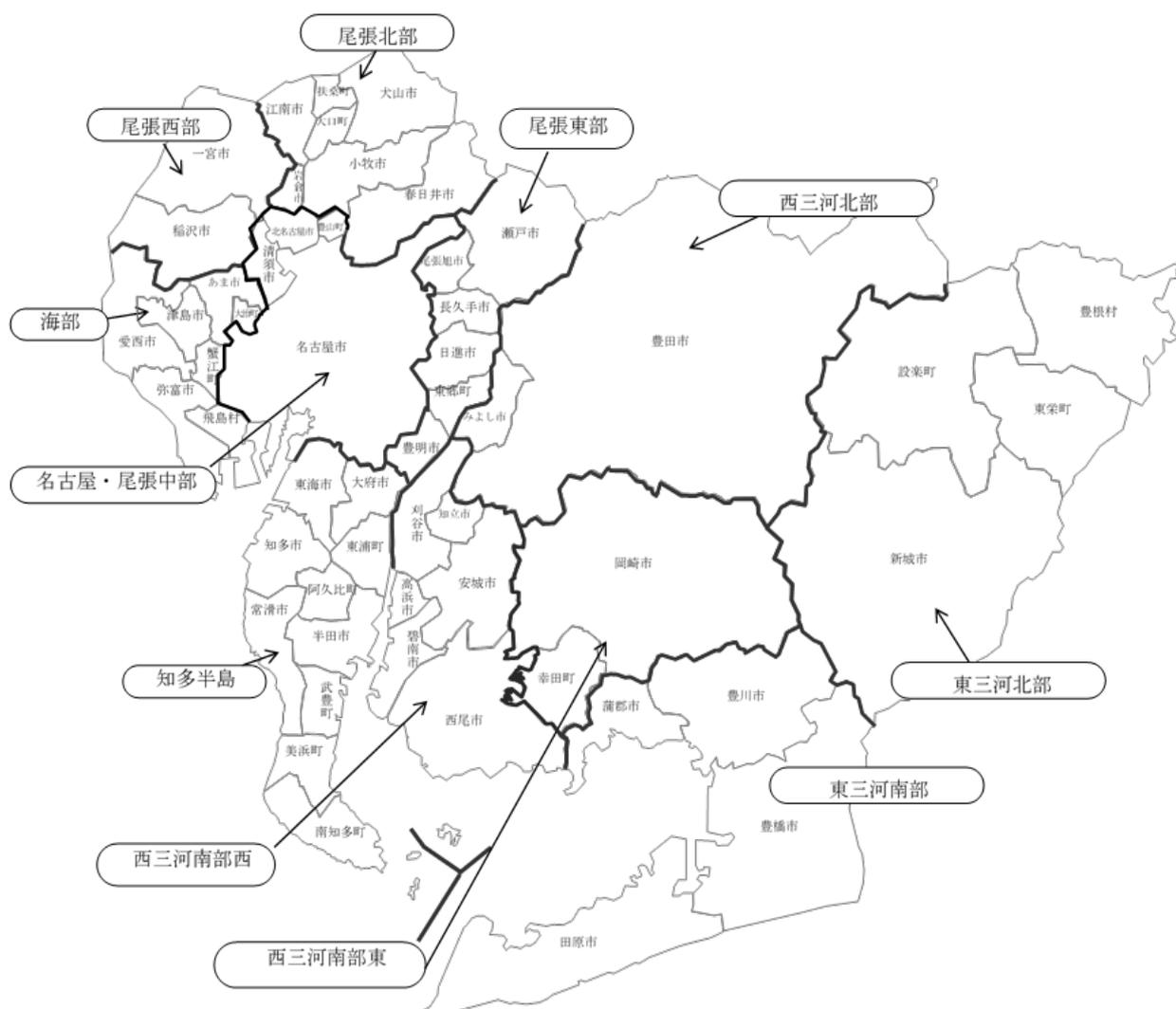
このため、第 5 期計画においては、引き続き、福祉と保健・医療の連携を図るため、2 次医療圏及び老人福祉圏域と同一の 11 の障害保健福祉圏域を本計画の区域として設定します。

※ ただし、これまで別の圏域として、それぞれの圏域単位で事業・取組を進めているとともに、障害福祉サービスの実施主体としてそれぞれの市町の実情に応じて障害福祉施策を展開しているため、こうした従前の仕組みを維持・継続することを基本とします。

(図表 1)

圏域名	圏域に属する市町村
名古屋・尾張中部	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

障害保健福祉圏域



1 人口構成

平成 29(2017)年 4 月 1 日現在の本県の人口は、750 万 5,526 人で、平成 17(2005)年と比べ 25 万 822 人増え、3.5%の増加となっています。

年齢 3 区分で見ると、0～14 歳、15～64 歳は年々減少しているのに対し、65 歳以上の高齢者は年々増加しており、平成 29(2017)年の本県の高齢化率（65 歳以上の割合）は 24.2%となっています。

【人口構成の推移】（図表 2）

区 分	平成 7 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 29 年
総人口	6,868,336 人	7,254,704 人	7,410,719 人	7,427,518 人	7,505,526 人
年 齢 3 区 分	0～14 歳 (16.3%)	1,069,498 人 (14.7%)	1,065,254 人 (14.4%)	1,043,887 人 (14.1%)	1,011,420 人 (13.5%)
	15～64 歳 (71.6%)	4,901,072 人 (67.6%)	4,791,445 人 (64.7%)	4,645,339 人 (62.5%)	4,599,314 人 (61.3%)
	65 歳以上 (11.9%)	1,248,562 人 (17.2%)	1,492,085 人 (20.1%)	1,681,485 人 (22.6%)	1,813,612 人 (24.2%)

資料：平成 7 年、17 年、22 年は「国勢調査」、その他は「あいちの人口」

注 1：総人口には年齢不詳を含むため、年齢 3 区分の合計とは一致しない。

注 2：カッコ内は総人口に対する割合

2 障害のある人の状況

内閣府が発行する平成 29 年障害者白書では、全国の障害のある人（手帳所持者に限られない。）の概数は、身体障害者 392 万 2 千人、知的障害者 74 万 1 千人、精神障害者 392 万 4 千人、合計で 858 万 7 万人となっています。（※）

※ 身体障害者及び知的障害者については、「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査」（平成 23 年 12 月実施）による。
精神障害者については、医療機関を利用した精神疾患患者数を精神障害者として計上しており、一過性の精神疾患のために日常生活や社会生活上の相当の制限を継続的には有しない者も含まれている可能性あり。

この数値を基に、人口比率により愛知県内における障害のある人の概数を推計すると、身体障害者 23 万 2 千人、知的障害者 4 万 4 千人、精神障害者 23 万 1 千人、合計で 50 万 7 千人となり、県人口の 6.8% を占めています。

（1）身体障害のある人の状況

ア 手帳所持者

平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在の本県の身体障害者手帳所持者数は 23 万 8,551 人となっており、県人口の 3.18% を占めています。

等級別で見ると、1 級、2 級の比較的重い障害のある人の割合が全体の 45.0% となっています。

障害別では、肢体不自由が最も多く 12 万 5,475 人で、全体の 52.6% を占めています。平成 18 (2006) 年からの増加率で見ると、内部障害が最も大きくなっています。

また、年齢階層別の割合を見ると、平成 29 (2017) 年の本県の身体障害者手帳所持者の 65 歳以上の割合は 69.2% となっており、平成 23 (2011) ・ 26 (2014) 年と比較すると、65 歳以上の割合が上昇しています。

【等級別の身体障害者手帳所持者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）】（図表 3）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
級別所持者数	70,677 人	36,710 人	53,624 人	52,492 人	13,674 人	11,374 人	238,551 人
合計に占める割合	29.6%	15.4%	22.5%	22.0%	5.7%	4.8%	100%

資料：愛知県健康福祉部調べ

注：障害の程度は、1 級が最も高い。

【身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表4）

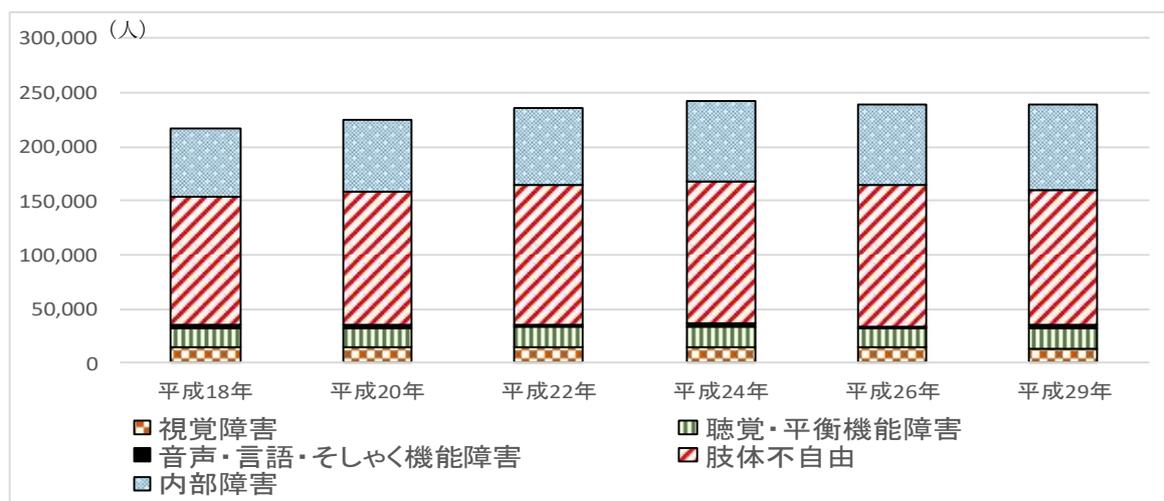
区分	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成29年	
合計	216,258人	225,081人	235,617人	242,541人	239,389人	238,551人	
県人口に占める割合	2.98%	3.06%	3.18%	3.27%	3.22%	3.18%	
障害別	視覚障害	15,166人	15,176人	15,112人	14,722人	14,078人	13,733人
	聴覚・平衡機能障害	16,880人	17,180人	17,848人	18,900人	17,817人	18,399人
	音声・言語・そしゃく機能障害	2,381人	2,519人	2,616人	2,581人	2,430人	2,471人
	肢体不自由	118,988人	123,366人	128,961人	131,746人	130,106人	125,475人
	内部障害	62,843人	66,840人	71,080人	74,592人	74,958人	78,473人
年齢別	18歳以上の者	211,118人	219,869人	230,381人	237,450人	234,330人	233,347人
	18歳未満の児童	5,140人	5,212人	5,236人	5,091人	5,059人	5,204人

資料：愛知県健康福祉部調べ

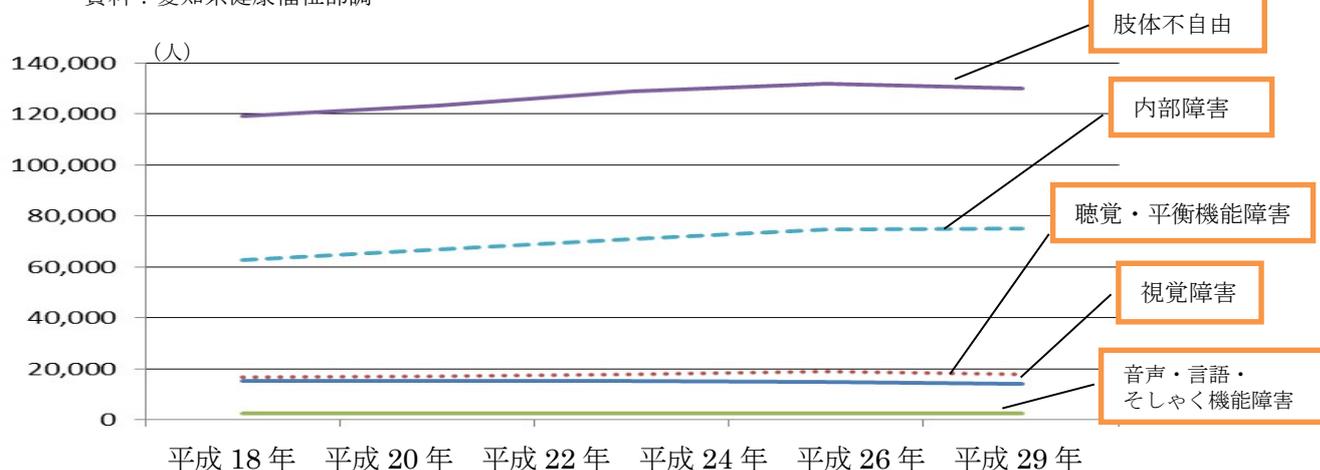
注1：2つ以上の障害が重複する者は、主たる障害に計上

注2：県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合

【身体障害者手帳所持者数の推移（障害別）（各年4月1日現在）】（図表5・6）

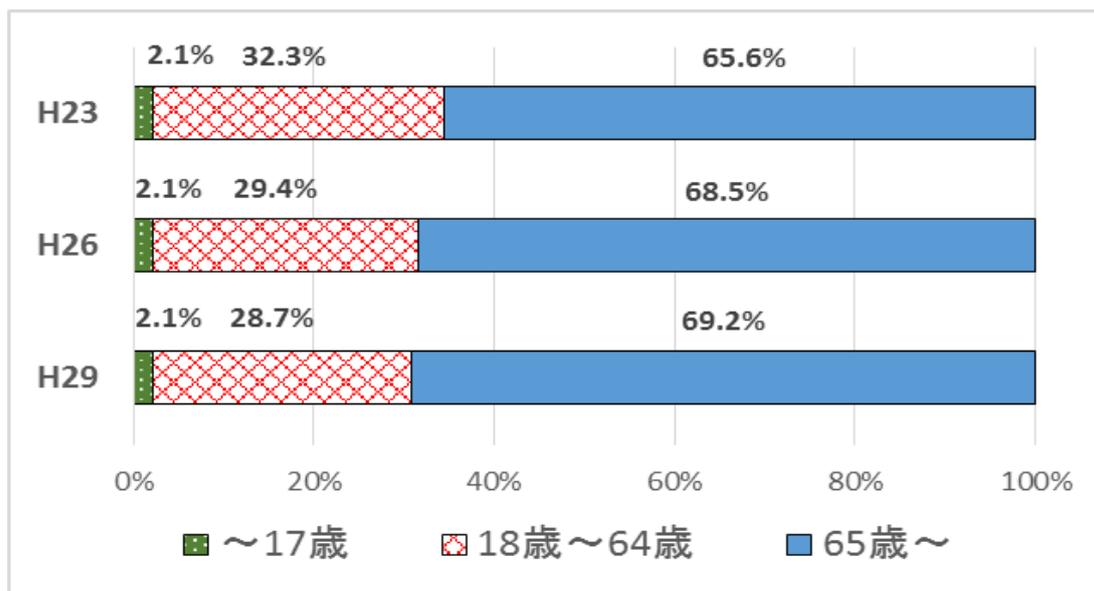


資料：愛知県健康福祉部調べ



資料：愛知県健康福祉部調べ

【年齢階層別の身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表7）



資料：愛知県健康福祉部調べ

注1：各年4月1日現在の手帳所持者数から算出

注2：県内30市町村分（年齢階層別の割合を把握している市町村の数値で集計）

イ 障害支援区分

障害支援区分別で見ると、平成29(2017)年4月1日現在で認定を受けている10,936人のうち、障害支援区分5、6の人の割合が全体の57.8%となっています。

【障害支援区分別の身体障害者数（平成29年4月1日現在）】（図表8）

区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
身体障害者数	4,863人	1,455人	1,540人	1,990人	956人	132人	10,936人
合計に占める割合	44.5%	13.3%	14.1%	18.2%	8.7%	1.2%	100%

資料：愛知県健康福祉部調べ

注：必要とされる支援の度合いは、区分6が最も高い。

(2) 知的障害のある人の状況

ア 手帳所持者

平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在の本県の療育（愛護）手帳所持者数は 5 万 2,719 人となっており、県人口の 0.70% を占めています。手帳所持者数は年率 3~4% 程度伸びており、平成 18 (2006) 年からの増加率で見ると、軽度が最も大きくなっています。

判定別で見ると、重度判定を受けている人は 2 万 852 人で、全体の 39.6% となっています。

また、年齢階層別の割合を見ると、平成 29 (2017) 年の本県の療育（愛護）手帳所持者の 65 歳以上の割合は 5.9% となっており、平成 23 (2011) ・ 26 (2014) 年と比較すると、65 歳以上の割合が上昇しています。

【療育（愛護）手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）】（図表 9）

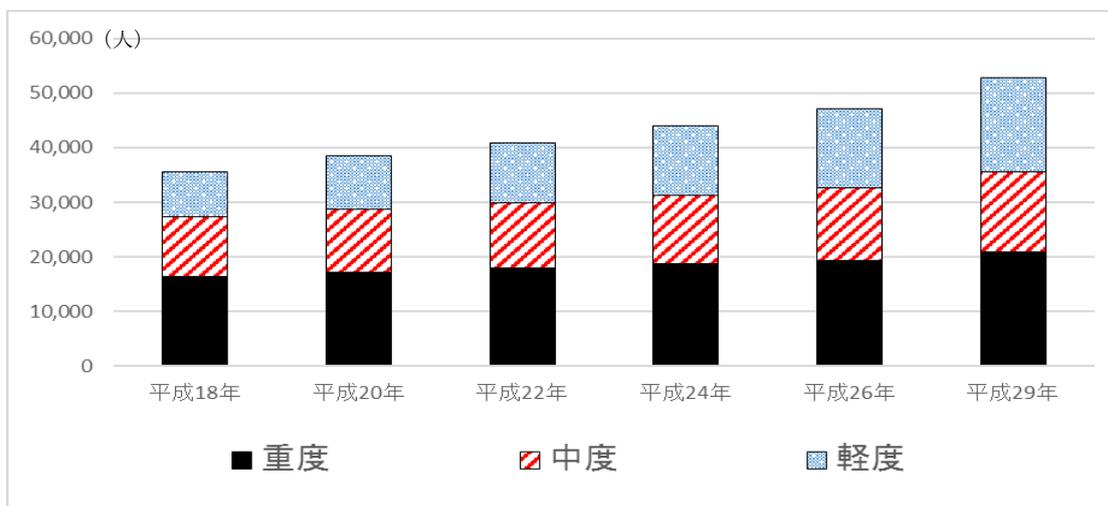
区 分		平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 29 年
合 計	合 計	35,672 人	38,466 人	40,960 人	44,079 人	47,184 人	52,719 人
	県人口に占める割合	0.49%	0.52%	0.55%	0.59%	0.64%	0.70%
判 定 別	重度 （知能指数 35 以下）	16,364 人	17,207 人	17,937 人	18,748 人	19,376 人	20,852 人
	中度 （知能指数 50 以下）	10,916 人	11,628 人	11,994 人	12,524 人	13,246 人	14,677 人
	軽度 （知能指数 75 以下）	8,392 人	9,631 人	11,029 人	12,807 人	14,562 人	17,190 人
年 齢 別	18 歳以上の者	24,941 人	26,365 人	28,076 人	30,332 人	32,592 人	36,426 人
	18 歳未満の児童	10,731 人	12,101 人	12,884 人	13,747 人	14,592 人	16,293 人

資料：愛知県健康福祉部調べ

注 1：療育手帳（愛知県が発行）、愛護手帳（名古屋市が発行）

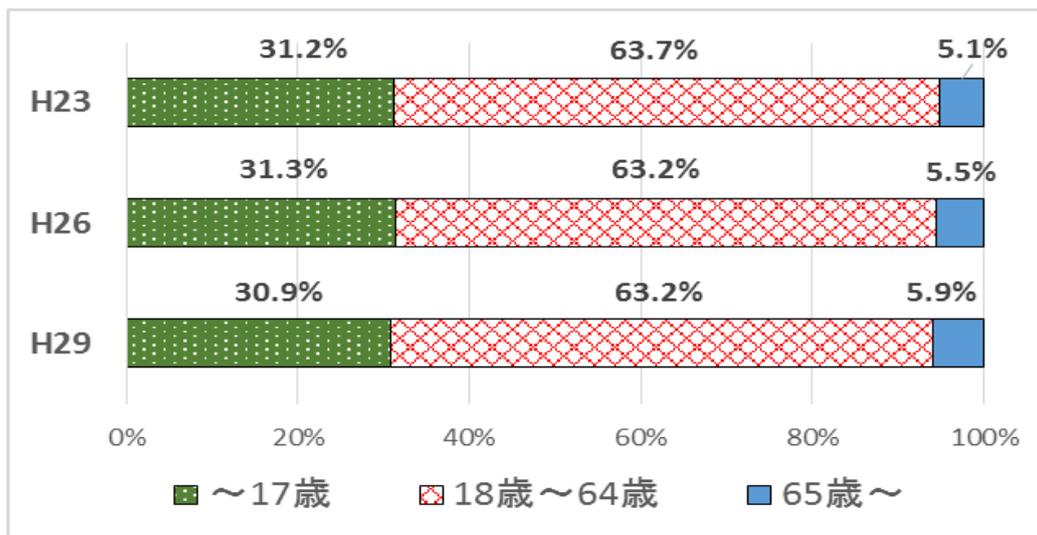
注 2：県人口に占める割合は、各年 4 月 1 日現在人口に占める割合

【療育（愛護）手帳所持者数の推移（判定別）（各年 4 月 1 日現在）】（図表 10）



資料：愛知県健康福祉部調べ

【年齢階層別の療育（愛護）手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表11）



資料：愛知県健康福祉部調べ

注1：各年4月1日現在の手帳所持者数から算出

注2：県内33市町村分（年齢階層別の割合を把握している市町村の数値で集計）

イ 障害支援区分

障害支援区分別で見ると、平成29(2017)年4月1日現在で認定を受けている14,974人のうち、障害支援区分5、6の人の割合が全体の41.4%となっています。

【障害支援区分別の知的障害者数（平成29年4月1日現在）】（図表12）

区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
知的障害者数	3,155人	3,034人	3,934人	3,024人	1,638人	189人	14,974人
合計に占める割合	21.1%	20.3%	26.3%	20.2%	10.9%	1.3%	100%

資料：愛知県健康福祉部調べ

注：必要とされる支援の度合いは、区分6が最も高い。

(3) 精神障害のある人の状況

ア 手帳所持者

平成 29(2017)年 4月 1日現在の本県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 6 万 144 人となっており、県人口の 0.80%を占めています。

等級別で見ると、1級(重度)の障害のある人は 6,271 人で、全体の 10.4%となっています。手帳所持者数は、依然、大きな伸びを示し、平成 18(2006)年との比較では、2.5 倍を超えています。

また、年齢階層別の割合を見ると、平成 29(2017)年の本県の精神障害者保健福祉手帳所持者の 65 歳以上の割合は 19.9%となっており、平成 23(2011)年と比較すると、65 歳以上の割合が上昇しています。

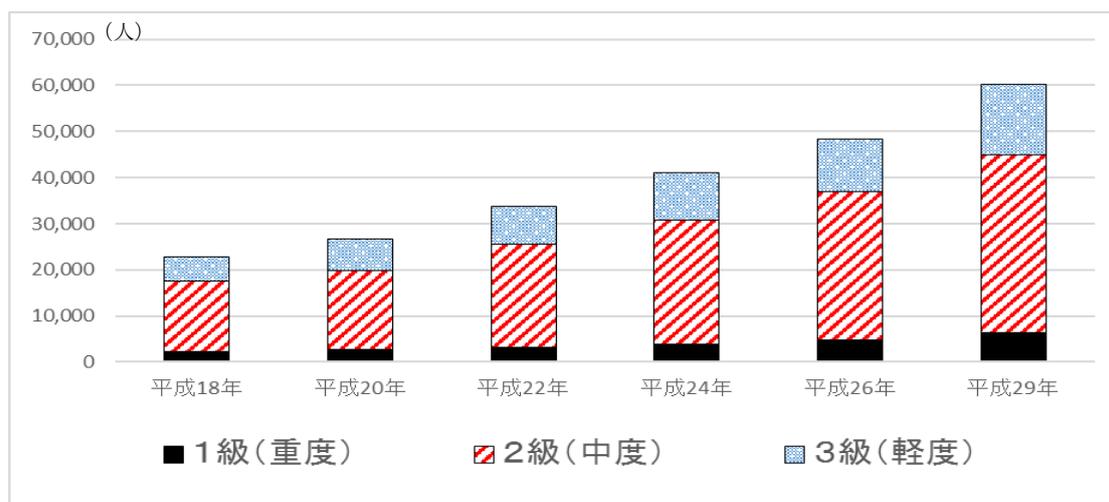
【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年 4月 1日現在)】(図表 13)

区分	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 29 年	
合計	22,710 人	26,629 人	33,857 人	41,133 人	48,341 人	60,144 人	
県人口に占める割合	0.31%	0.36%	0.46%	0.55%	0.65%	0.80%	
程度別	1級(重度)	2,369 人	2,643 人	3,200 人	3,845 人	4,731 人	6,271 人
	2級(中度)	15,139 人	17,125 人	22,364 人	27,044 人	32,153 人	38,688 人
	3級(軽度)	5,202 人	6,861 人	8,293 人	10,244 人	11,457 人	15,205 人

資料：愛知県健康福祉部調べ

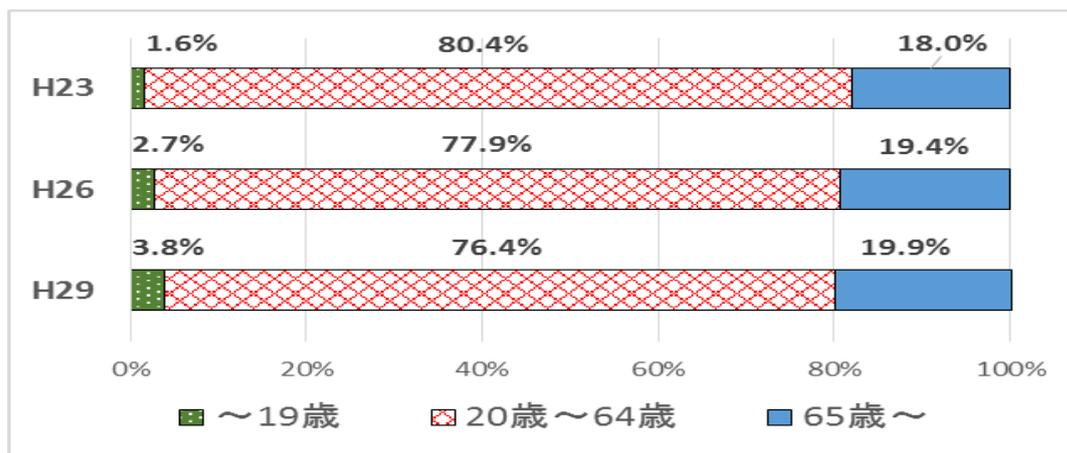
注：県人口に占める割合は、各年 4月 1日現在人口に占める割合

【精神障害者手帳所持者数の推移(程度別)(各年 4月 1日現在)】(図表 14)



資料：愛知県健康福祉部調べ

【年齢階層別の精神障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表15）



資料：愛知県健康福祉部調べ

注：各年4月1日現在の手帳所持者数から算出

イ 障害支援区分

障害支援区分別で見ると、平成29(2017)年4月1日現在で認定を受けている6,513人のうち、障害支援区分5、6の人の割合が全体の6.7%となっています。

【障害支援区分別の精神障害者数（平成29年4月1日現在）】（図表16）

区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
精神障害者数	214人	221人	742人	2,053人	3,028人	255人	6,513人
合計に占める割合	3.3%	3.4%	11.4%	31.5%	46.5%	3.9%	100%

資料：愛知県健康福祉部調べ

注：必要とされる支援の度合いは、区分6が最も高い。

ウ 自立支援医療（精神通院医療）の受給者数

平成29(2017)年3月末現在の本県の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は101,874人となっており、県人口の1.36%を占めています。

受給者数は、平成29(2017)年は平成18(2006)、20(2008)年の約1.8倍となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（各年3月末現在）】（図表17）

区分	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成29年
合計	57,721人	57,735人	65,448人	76,571人	85,458人	101,874人
県人口に占める割合	0.80%	0.78%	0.88%	1.03%	1.15%	1.36%

資料：愛知県健康福祉部調べ

注：県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合

(4) 発達障害のある人の状況

発達障害者支援法では、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとされており、また、知的発達の遅れを伴う場合と伴わない場合があります。また、発達障害のある人は、精神障害者保健福祉手帳、または療育（愛護）手帳の交付の対象となる場合があります。

現在、我が国や本県には、発達障害のある人の数の公的な数値はありませんが、平成 24(2012)年に実施された国の調査（※1）によると、小・中学校では、特別支援学級だけでなく、通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が 6.5%在籍しているとの結果が示されています。

また、国の通知（※2）においては、発達障害者支援法の対象として想定される障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害 (F80-F89)」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (F90-F98)」に含まれる障害であるとされており、これらの障害により、本県で精神障害者保健福祉手帳を所持している者の人数は、平成 29(2017)年 4 月 1 日現在で 5,097 人であり、平成 27(2015)年と比較すると、約 1.6 倍となっています。

※1：「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成 24 年文部科学省調査）

※2：発達障害者支援法の施行について（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 16 号厚生労働省発障第 0401008 号文部科学・厚生労働事務次官連名通知）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）】（図表 18）

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
心理的発達の障害 (F80-F89)	2,929 人	3,609 人	4,523 人
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (F90-F98)	258 人	401 人	574 人
計	3,187 人	4,070 人	5,097 人

資料：愛知県健康福祉部調べ

(5) 難病の方の状況

平成 29(2017)年 3 月 31 日現在の本県の「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費助成制度の受給者数は 46,202 人となっており、県人口の 0.6%を占めています。

また、疾患別で見ると、潰瘍性大腸炎が最も多く、10,171 人で全体の 22.0%を占めています。

なお、平成 25(2013)年度から、130 の疾病の難病の方（特定医療費助成制度対象外の疾病を含む。）が障害福祉サービス等の受給対象となりましたが、その後、順次対象疾病が拡大され、平成 29(2017)年 4 月 1 日には、対象疾病が 332 から 358 へ拡大されたところです。

【特定医療費助成制度の受給者数の推移（各年 3 月末現在）】（図表 19）

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
対象疾病数	110	306	306
受給者数	42,065 人	44,746 人	46,202 人
県人口に占める割合	0.6%	0.6%	0.6%

資料：愛知県健康福祉部調べ

【圏域別手帳所持者数】（図表 20）

圏 域	人 口		身体障害者手帳所持者数		療育（愛護）手帳所持者数		精神障害者保健福祉手帳所持者数	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
県 全 体	7,505,526	100	238,551	100	52,719	100	60,144	100
名古屋・尾張中部	2,471,920	32.9	83,280	34.9	17,642	33.5	23,853	39.7
（名古屋）	2,303,070	30.7	78,486	32.9	16,660	31.6	22,639	37.6
（尾張中部）	168,850	2.2	4,794	2.0	982	1.9	1,214	2.0
海 部	328,319	4.4	10,516	4.4	2,251	4.3	2,622	4.4
尾 張 東 部	470,903	6.3	12,992	5.4	2,636	5.0	3,297	5.5
尾 張 西 部	517,016	6.9	17,613	7.4	3,844	7.3	3,857	6.4
尾 張 北 部	733,537	9.8	23,267	9.8	5,076	9.6	5,386	9.0
知 多 半 島	623,902	8.3	18,923	7.9	4,469	8.5	4,376	7.3
西 三 河 北 部	486,454	6.5	14,476	6.1	3,435	6.5	3,047	5.1
西 三 河 南 部 東	424,655	5.7	12,579	5.3	2,936	5.6	3,556	5.9
西 三 河 南 部 西	695,526	9.3	20,000	8.4	4,655	8.8	4,518	7.5
東 三 河 北 部	55,352	0.7	2,493	1.0	482	0.9	405	0.7
東 三 河 南 部	697,942	9.3	22,412	9.4	5,293	10.0	5,227	8.7

資料：愛知県健康福祉部調べ

注1：人口、手帳所持者数は平成29年4月1日現在

注2：人員の単位は人、構成比の単位は%

注3：「名古屋・尾張中部圏域」のうち、「名古屋」は名古屋市、「尾張中部」は清須市、北名古屋市、豊山町として
います。（以下同じ。以降略）

3 障害福祉サービス等の利用状況等

(1) 訪問系サービス

ア サービス利用状況

【訪問系サービスの利用実績】(図表 21) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
実績 (時間数/月)	432,620	464,468
対前年比	101.3%	107.4%

資料：愛知県健康福祉部調べ（以下、図表 47 まで同じ。以降略）

注：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の各サービス量の合計

イ 障害保健福祉圏域別の訪問系サービスの利用状況等

【平成 28 年度実績 (平成 29 年 3 月利用分)】(図表 22)

圏 域	訪問系サービス	
	延利用時間数	構成比
県 全 体	464,468	100
名古屋・尾張中部	332,721	71.6
(名 古 屋)	328,417	70.7
(尾 張 中 部)	4,304	0.9
海 部	6,712	1.4
尾 張 東 部	13,686	2.9
尾 張 西 部	17,017	3.7
尾 張 北 部	17,578	3.8
知 多 半 島	17,404	3.7
西 三 河 北 部	12,546	2.7
西 三 河 南 部 東	8,881	1.9
西 三 河 南 部 西	14,623	3.1
東 三 河 北 部	1,307	0.3
東 三 河 南 部	21,993	4.7

注：延利用時間数の単位は時間、構成比の単位は%

(2) 日中活動系サービス

ア サービス利用状況等

(利用定員(人日/月)は、4月1日時点の利用定員から算出した月間の利用可能定員＝定員×22日
ただし、利用定員(人/月)は、4月1日時点の利用定員)

【生活介護】(図表 23)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	282,942	290,774
対前年比	104.2%	102.8%

【自立訓練 (機能訓練)】(図表 24)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	770	770
対前年比	87.5%	100%

【自立訓練 (生活訓練)】(図表 25)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	7,128	7,964
対前年比	118.9%	111.7%

【就労移行支援】(図表 26)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	39,292	41,118
対前年比	106.6%	104.6%

【就労継続支援 (A型)】(図表 27)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	96,954	100,584
対前年比	130.1%	103.7%

【就労継続支援 (B型)】(図表 28)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	157,432	181,346
対前年比	106.8%	115.2%

【療養介護】（図表 29）

区 分	27 年度	28 年度
利用定員（人/月）	520	669
対前年比	120.9%	128.7%

【福祉型短期入所】（図表 30） ※3 月実績

区 分	28 年度
利用実績（人日/月）	16,909
対前年比	—

【医療型短期入所】（図表 31） ※3 月実績

区 分	28 年度
利用実績（人日/月）	959
対前年比	—

イ 障害保健福祉圏域別日中活動系サービスの状況

【日中活動系サービス（平成29年4月1日現在）】（図表32）

圏域	生活介護		自立支援 (機能訓練)		自立訓練（生活訓練） 通：通所型、宿：宿泊型		就労移行支援	
	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員
県全体	457	13,695	1	35	通23 宿5	通299 宿89	151	2,269
名古屋・尾張中部	150	4,105	1	35	通13 宿2	通189 宿47	47	839
（名古屋）	144	3,903	1	35	通13 宿2	通189 宿47	46	833
（尾張中部）	6	202	0	0	0	0	1	6
海部	13	460	0	0	0	0	5	77
尾張東部	25	621	0	0	通2 宿1	通18 宿10	13	173
尾張西部	41	983	0	0	0	0	8	146
尾張北部	45	1,534	0	0	0	0	12	186
知多半島	37	1,177	0	0	通3 宿0	通32 宿0	12	154
西三河北部	29	975	0	0	0	0	8	106
西三河南部東	25	660	0	0	通2 宿1	通40 宿20	9	107
西三河南部西	36	1,118	0	0	通1 宿0	通6 宿0	14	176
東三河北部	5	184	0	0	通1 宿0	通6 宿0	2	12
東三河南部	51	1,878	0	0	通1 宿1	通8 宿12	21	293

圏域	就労継続支援 (A型)		就労継続支援 (B型)		療養介護		福祉型 短期入所	医療型 短期入所
	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	か所数
県全体	242	4,681	458	9,183	7	609	236	10
名古屋・尾張中部	108	2,085	128	2,645	3	300	79	4
（名古屋）	104	2,005	123	2,525	3	300	77	4
（尾張中部）	4	80	5	120	0	0	2	0
海部	16	299	27	613	0	0	14	1
尾張東部	12	228	29	451	0	0	12	0
尾張西部	13	305	33	538	1	78	25	1
尾張北部	27	540	47	1,011	1	120	19	2
知多半島	10	180	44	861	0	0	17	1
西三河北部	9	175	17	385	0	0	13	0
西三河南部東	9	161	34	686	1	71	11	1
西三河南部西	21	379	38	739	0	0	17	0
東三河北部	1	20	5	84	0	0	6	0
東三河南部	16	309	55	1,170	1	40	23	0

(3) 居住系サービス

ア サービス利用定員の状況

(利用定員(人/月)は、4月1日時点の利用定員)

【共同生活援助（グループホーム）】(図表 33)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人/月)	3,880	4,371
対前年比	110.6%	112.7%

【施設入所支援】(図表 34)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人/月)	4,139	4,131
対前年比	99.8%	99.8%

イ 障害保健福祉圏域別居住系サービスの状況 (図表 35)

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

圏 域	グループホーム		施設入所支援	
	か所数	定員	か所数	定員
県 全 体	344	4,754	69	4,032
名古屋・尾張中部	125	1,868	15	714
(名 古 屋)	122	1,832	14	664
(尾 張 中 部)	3	36	1	50
海 部	15	209	3	200
尾 張 東 部	18	255	3	165
尾 張 西 部	25	359	5	286
尾 張 北 部	29	382	10	602
知 多 半 島	34	484	5	370
西 三 河 北 部	15	187	5	340
西 三 河 南 部 東	10	118	4	260
西 三 河 南 部 西	25	325	5	232
東 三 河 北 部	6	57	3	140
東 三 河 南 部	42	510	11	723

注 : 別に障害児入所施設と障害者支援施設を併設する施設が3か所(定員延181人(愛知県心身障害者コロニーはるひ台学園80人(平成29年7月以降は児童のみ受入)、名古屋市あけぼの学園84人、米山寮盲児部17人))と、名古屋市リハビリテーションセンター(定員50人)があります。

(4) 相談支援

ア サービス利用状況

【計画相談支援】(図表 36) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人/月)	7,092	7,232
対前年比	109.0%	102.0%

【地域移行支援】(図表 37) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人/月)	18	27
対前年比	100.0%	150.0%

【地域定着支援】(図表 38) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人/月)	63	71
対前年比	111.7%	112.7%

イ 障害保健福祉圏域別の状況 (図表 39)

【平成 28 年度実績 (平成 29 年 3 月利用分)】

圏 域	計画相談支援		地域移行支援		地域定着支援	
	利用実人員	構成比	利用実人員	構成比	利用実人員	構成比
県 全 体	7,232	100	27	100	71	100
名古屋・尾張中部	2,264	31.3	11	40.7	26	36.6
(名 古 屋)	2,131	29.5	11	40.7	26	36.6
(尾 張 中 部)	133	1.8	0	0	0	0
海 部	397	5.5	0	0	1	1.4
尾 張 東 部	265	3.7	1	3.7	0	0
尾 張 西 部	639	8.8	0	0	0	0
尾 張 北 部	374	5.2	2	7.4	2	2.8
知 多 半 島	749	10.4	3	11.1	34	47.9
西 三 河 北 部	224	3.1	1	3.7	1	1.4
西 三 河 南 部 東	445	6.2	1	3.7	0	0
西 三 河 南 部 西	514	7.1	2	7.4	3	4.2
東 三 河 北 部	223	3.1	0	0	0	0
東 三 河 南 部	1,138	15.7	6	22.2	4	5.6

注 : 利用実人員の単位は人、構成比の単位は%

(5) 障害児支援

ア サービス利用状況等

(利用定員(人日/月)は、4月1日時点の利用定員から算出した月間の利用可能定員＝定員×22日
ただし、福祉型・医療型障害児入所支援の利用定員(人/月)は、4月1日時点の利用定員)

【児童発達支援】(図表 40)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	83,138	91,652
対前年比	112.3%	110.2%

【医療型児童発達支援】(図表 41)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	3,520	3,520
対前年比	100%	100%

【放課後等デイサービス】(図表 42)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	103,664	135,916
対前年比	121.6%	131.1%

【保育所等訪問支援】(図表 43) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人日/月)	138	175
対前年比	—	126.8%

【障害児相談支援】(図表 44) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人/月)	1,704	1,967
対前年比	—	115.4%

【福祉型障害児入所支援】(図表 45)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人/月)	461	456
対前年比	100%	98.9%

【医療型障害児入所支援】(図表 46)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人/月)	650	679
対前年比	100%	104.5%

注 : 医療型障害児入所支援の定員には、療養介護利用者分も含む。

イ 障害保健福祉圏域別の状況（図表 47）

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

圏 域	児童発達支援		医療型 児童発達支援		放課後等 デイサービス		保育所等 訪問支援
	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数
県 全 体	454	4,552	5	160	769	7,357	39
名 古 屋 ・ 尾 張 中 部	225	2,393	2	60	289	2,851	8
(名古屋)	213	2,304	2	60	275	2,730	8
(尾張中部)	12	89	0	0	14	121	0
海 部	17	122	0	0	35	328	2
尾 張 東 部	17	188	0	0	41	390	2
尾 張 西 部	36	286	0	0	58	546	2
尾 張 北 部	57	481	0	0	85	759	3
知 多 半 島	20	306	1	40	49	462	9
西 三 河 北 部	13	128	1	40	37	322	3
西 三 河 南 部 東	14	107	1	20	46	452	3
西 三 河 南 部 西	21	230	0	0	57	546	4
東 三 河 北 部	1	10	0	0	3	30	0
東 三 河 南 部	33	301	0	0	69	671	3

圏 域	障害児 相談支援	福祉型障害児 入所支援		医療型障害児 入所支援（※）	
	か所数	か所数	定員	か所数	定員
県 全 体	402	9	456	7	619
名 古 屋 ・ 尾 張 中 部	157	2	114	3	310
(名古屋)	149	2	114	3	310
(尾張中部)	8	0	0	0	0
海 部	16	0	0	0	0
尾 張 東 部	17	0	0	0	0
尾 張 西 部	21	0	0	1	78
尾 張 北 部	42	2	130	1	120
知 多 半 島	26	1	40	0	0
西 三 河 北 部	33	1	50	0	0
西 三 河 南 部 東	17	1	17	1	71
西 三 河 南 部 西	15	0	0	0	0
東 三 河 北 部	8	0	0	0	0
東 三 河 南 部	50	2	105	1	40

注：医療型障害児入所支援の定員には、療養介護利用者分も含む。

第4章 地域生活移行等についての成果目標の設定と取組施策

障害のある人の自立に向けた支援を着実かつ計画的に推進していくため、福祉施設の入所者の地域生活への移行や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行等について、また、障害のある子どもの健やかな育成を図るため、障害児支援の提供体制の整備等について、具体的な成果目標を設定し、その達成状況を把握しながら進めることが求められています。

本計画では、国の改正基本指針に即して、平成 32(2020)年度を目標として、具体的な成果目標を次のとおり設定し、その目標の達成に向けた取組を進めていきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本計画における地域生活への移行とは、入所者が施設を退所し、生活の場を自宅や共同生活援助（以下「グループホーム」という。）、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移ることなどを指し、その対象となる入所施設は、障害者支援施設としています。

本県では、希望する方がそれぞれの能力や適性に配慮され、地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設から地域生活への移行を進めていきます。

(1) 第4期計画までの評価

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関しては、第1期から第3期計画を通じて、福祉施設の入所者の地域生活への移行者数（以下「地域生活移行者数」という。）及び施設入所者数の削減に関する目標を設定してきました。

第4期計画の国の基本指針では、平成 25(2013)年度末時点における施設入所者の12%以上が平成 29(2017)年度末までに地域生活へ移行するとともに（第3期計画の未達成見込があればそれを含めること。）、平成 29(2017)年度末時点における福祉施設入所者を平成 25(2013)年度末時点から4%以上削減することが基本とされ、本県では、この指針に即して、地域生活移行者数の目標値を平成 25(2013)年度末施設入所者の12%（383人）に第3期計画の未達成見込数（734人）を加えた1,117人、施設入所者削減数の目標を平成 25(2013)年度末施設入所者の4%に当たる158人と設定しました。

実績は下記のとおりですが、特に、地域生活移行者数は、平成 20(2008)年度をピークに減少傾向にあり、平成 26(2014)年度から平成 28(2016)年度の3年間で地域生活へ移行した人は、計96人（平成 26(2014)年度：42人、平成 27(2015)年度：28人、平成 28(2016)年度：26人）にとどまるなど、目標値を大きく下回る進捗状況となっています。

これは、第3期までの計画を通じて、グループホームの整備等を推進し、地域生活への移行を進めた結果、移行が可能な人の多くは既に移行を果たされ、現在、施設に入所している方は、高齢化や障害の重度化が進んだ人が多く、また、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が困難な方の割合が高くなっているためと推測されます。

さらに、本県は、人口10万人当たりの施設入所者数が、平成26(2014)年度末時点において、全国平均の103.3人に対し、52.3人と、元々施設入所者が少ない状況があることも要因の1つであると推測されます。

このような状況を踏まえ、これまで本県では、国の基本指針に即して目標値を定めてきましたが、今後は、入所者の意向を尊重した上で、県、市町村、関係機関・団体、事業者、そして障害当事者・家族等の全ての関係者が協力し合い、施策を総合的に展開するとともに、新たに本県の実情に合った、地域生活への移行を進めていくための取組を考え、関係機関全てが連携して取り組む必要があります。

一方で、地域における障害及び障害のある人に対する理解がまだ十分ではないことも地域生活移行が進まない理由と考えられますので、平成27(2015)年12月に制定した愛知県障害者差別解消推進条例の推進により、一層の理解促進を図っていく必要があります。

なお、本県における施設入所者数は、平成28(2016)年度末現在で3,859人となっており、平成25(2013)年度末現在の3,962人から103人の減少となっています。また、国の基本指針により、第1期計画で成果目標の基準日とされた平成17(2005)年10月現在の4,385人と比較すると、約10年間で526人の減少となっています。

一方で、地域生活への移行の対象となっていない障害児入所施設の入所児童数については、増加傾向にあります。この要因として、本県では、常時医療的ケアを必要とする重症心身障害児の方が利用できる施設が他県に比べ少なかったことから、重症心身障害児者施設の整備を進めてきたことによるものであり、引き続き、常時医療的ケアを必要とする方が身近な地域で医療や療育を受けられる環境の整備を進めていきます。

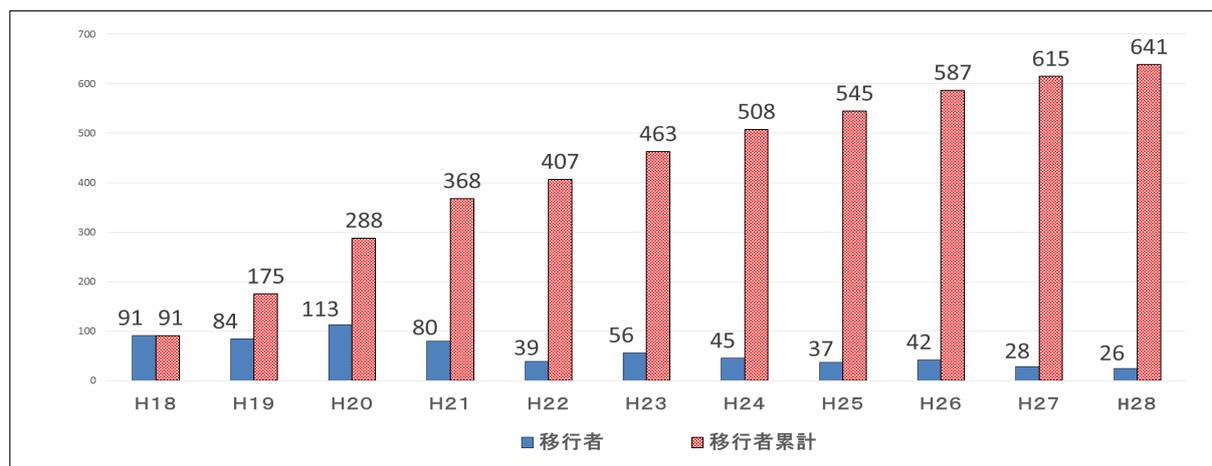
【第4期計画での目標値と進捗状況】(図表 48)

	目標値	進捗状況 (28年度末までの実績)
成果目標 ①	平成25年度末から平成29年度末までの地域生活移行者数を1,117人とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して、①平成25年度末未達成数(771人)を除く平成25年度施設入所者数(3,962人)の12%(≒383人)+②第3期計画未達成見込数(734人)=1,117人	96人(※) (進捗率:8.6%)
成果目標 ②	平成29年度末までの施設入所者削減数を158人とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して、平成25年度末現在の施設入所者数(3,962人)の4%≒158人	103人 (進捗率65.2%)

資料:進捗状況は、愛知県健康福祉部「福祉施設入所者の地域生活への移行に関する状況調査」(平成29年度)より。

注:96人のうち、平成28年度地域移行者26人の主な障害種別は、身体(肢体)2人、身体(その他)1人、知的21人、精神1人、重複(知的・精神)1人。

【これまでの地域生活移行者数の推移】(図表 49)



資料:愛知県健康福祉部調べ

(2) 第5期計画での成果目標等の設定

ア 地域生活移行者数及び施設入所者数

第5期計画の国の基本指針では、平成28(2016)年度末時点における施設入所者の9%以上が平成32(2020)年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成32(2020)年度末時点における施設入所者を、平成28(2016)年度末時点から2%以上削減することが基本とされており、平成29(2017)年度末において、第4期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29(2017)年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定するとされています。

なお、国の基本指針では、福祉施設の入所者の地域生活への移行を始めとする各種成果目標については、「これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適

当である。」とされています。

このため、施設に入所している方の実情を把握することなどを目的として、愛知県障害者施策審議会の提言に基づき、平成29(2017)年5月から6月にかけて、全ての入所者を対象に「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」を実施しました。

本県では、障害者基本法第3条「地域社会における共生等」及び障害者総合支援法第1条の2「基本理念」において、障害者本人が、どこで誰と生活するかについての選択できることの重要性が明記されていることを念頭に、国の基本指針及び「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」の結果を踏まえ、本人の意向を尊重した上で、第5期計画での具体的な数値目標を、本県の実情に応じて次のとおり設定し、福祉施設から地域生活への移行を推進していきます。

一方で、施設での生活を希望されたり、施設での生活が必要な方に対しては、引き続き、施設において、適切なサービスを受けながら、安心して生活できるよう取り組んでいきます。

① 地域生活移行者数の増加

本県 目標値	平成28年度末から平成32年度末における地域生活移行者数を177人とする。 ※ただし、上記達成後は、地域生活への移行をさらに推進するため、297人を目標に追加し、474人を新たな目標とする。
	(設定方法) 「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」(※)において、希望する生活の場について、自宅やグループホーム等の地域生活を希望した方の数(177人)を目標として設定。また、同調査において、今いる施設での生活を希望した方のうち、297人については、施策の充実により今後地域生活を希望する見込みがあるため、上記達成後、目標として新たに追加する。
	(参考) 国の基本指針で求められている数値を本県の状況に置き換えた場合 平成28年度末時点における施設入所者(3,859人)の9%=347人 第4期計画未達成見込分=995人 } 1,342人

※ 本調査の結果の概要については、31ページ参照

② 施設入所者数の削減

本県 目標値	平成32年度末までの施設入所者削減数を77人とする。 (平成32年度末の施設入所者数を3,782人とする。)
	(設定方法) 国の基本指針に即して、平成28年度末時点における施設入所者(3,859人)の2% ただし、第4期計画未達成見込分(33人)は含まない。

注 : (1)・(2)の成果目標については、国の基本指針に即して、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた人(18歳以上の人に限る。)であって、経過措置として障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等としての指定を受けた施設に引き続き入所している人の数並びに名古屋市総合リハビリテーションセンター及び障害者支援施設はるひ荘に入所している人の数を除いて設定します。

【福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査の概要】（図表 50）

1 目的

福祉施設入所者の地域生活への移行を推進するため、現在入所している方のニーズやその方を取り巻く状況の把握を通じて、本県における課題の整理や今後の取組施策の検討等を行うため。

2 調査対象者

平成 29 年 3 月 31 日現在で、県内の障害者支援施設（69 か所）に入所している県内市町村で支給決定を受けている方（3,859 人）

3 調査基準日等

調査基準日：平成 29 年 3 月 31 日 調査期間：平成 29 年 5 月 9 日～6 月 28 日

4 調査方法

県内の障害者支援施設（69 か所）に対し調査票等をメールで送付の上、施設職員等が入所者一人一人の状況について回答を行った。なお、「ご本人のニーズ」については、施設職員等がご本人に聴き取りの上回答を行うこととした。

5 回収状況

100%（ただし、任意調査のため、設問によっては未回答あり）

6 主な調査結果

項目	結果
性別	男：57.9%（2,233 人） 女：42.1%（1,626 人）
現在の平均年齢	51.6 歳（入所時の平均年齢：38.2 歳）
平均入所期間	15.1 年間
主な障害種別	身体障害：19.0%（735 人）、知的障害：52.9%（2,042 人） 重複【身体・知的】：20.0%（773 人）
障害支援区分	区分 6：53.8%（2,078 人）、区分 5：27.7%（1,069 人）
意思表示の読み取りが可能な方	可 能：31.6%（1,218 人） 困 難：53.0%（2,044 人）
地域移行に関するご本人のニーズ （意思表示の読み取りが可能な 1,218 人）	今いる施設で生活したい：64.1%（781 人） ※うち 297 人が、他に生活する場所がないなど、消極的な理由により施設での生活を希望。 違うところで生活したい：20.5%（250 人） ※うち 177 名が、入所施設等を除く、自宅・グループホーム・公営住宅・アパートへの移行を希望。
地域移行に関するご家族のニーズ	施設での生活を希望：67.2%（2,593 人） 地域での生活を希望：3.3%（129 人）
現在の地域のサービス利用による 地域移行の可否（職員の判断）	可能：12.5%（484 人） 困難：63.0%（2,432 人）
地域移行に当たり不足している サービスや支援	24 時間ケア（見守り）が行える体制：76.1%（1,446 人） 本人を理解し継続的にかかわる人材：54.3%（1,032 人） グループホーム（身体介護・夜間支援あり）：52.9%（1,005 人）
特に調整を要する事項（課題）	ご家族の理解と協力：57.4%（2,215 人） ご本人が意思を持つこと：38.8%（1,498 人） 入所施設における地域移行推進の意識の醸成・支援の充実：31.9%（1,231 人）

イ 障害者支援施設の必要入所定員総数

平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在における入所定員総数は 69 施設 4,032 人となっています。平成 32 (2020) 年度末までに平成 28 (2016) 年度末時点の施設入所者数の 2% 以上を削減することを基本とする国の基本指針を踏まえ、本計画の計画期間の各年度における本県障害者支援施設の必要入所定員総数を、次のとおり設定します。

なお、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等であって、経過措置として障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等としての指定を受けた施設（3 施設 181 人）及び名古屋市総合リハビリテーションセンター（50 人）、障害者支援施設はるひ荘（40 人）を除いて設定しています。

【必要入所定員総数】（図表 51）

区 分	29 年 4 月 1 日現在	30 年度	31 年度	32 年度
総 数（人）	4,032	4,006	3,979	3,952

（3）目標達成のために必要と考えられる施策の方向性

地域生活への移行を進めるに当たっては、施設に入所している人及びその家族が地域生活に安心と魅力を感じられるような啓発活動を行うほか、地域へ送り出す施設の取組と受け入れる地域の取組の両面からの支援が必要です。

地域の取組としては、住まいの場や日中活動の場などの社会資源の計画的な整備、地域住民の障害や障害のある人に対する理解や、地域で生活していくための相談支援体制による継続的な支援が不可欠です。具体的には、中心的な住まいの場となるグループホームの整備（世話人の確保を含む。）及びグループホーム利用者の金銭的負担を軽減するための支援、障害の重い人へのサービスの充実、短期入所等の緊急時に対応できる体制の整備、愛知県障害者差別解消推進条例に基づく取組等を通じた地域住民の理解の促進など、地域生活移行策の推進が必要です。さらに、定期的な障害福祉サービス利用の見直し等、地域定着のための相談支援体制の充実も求められます。

また、施設入所者及びその家族に対して、分かりやすい地域生活への移行に関する情報提供や、地域生活を具体的にイメージできる機会の提供、実際に地域生活へ移行した障害当事者の方などの参画・連携した地域生活への移行に取り組む必要があります。

これに加え、入所施設などを利用していただ方に対して、定期的な巡回訪問などにより、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助を活用し、障害のある人が望まれる地域生活への移行を支援していく必要があります。

なお、本県では、地域生活への移行を推進に向けた必要な措置等を検討することを

目的として、愛知県障害者自立支援協議会の下に地域生活移行推進部会を設置しているため、今後、当部会を中心に、当該成果目標を達成するために必要と考えられる次の取組（課題）について、適宜検討を進めていきます。

成果目標を達成するために必要と考えられる取組（課題）（図表 52）

- ①施設入所者が地域生活に魅力を感じられるような啓発活動
- ②施設入所者及びその家族が地域での生活を具体的にイメージできる機会の提供
- ③実際に地域生活移行した障害当事者の方と連携した取組
- ④実際に地域生活移行した障害当事者の方から体験談を聴き取り、取組に反映
- ⑤入所施設における地域生活移行の推進に関する意識の醸成を図る取組
- ⑥強度行動障害のある人が地域で安心して生活できるシステムづくり
- ⑦高齢の障害のある人の相談やニーズに適切に対応するための方策
- ⑧その他（相談支援事業者の意識の醸成等）

（4）本計画期間の取組

○ 入所施設の取組の強化

地域で自立した日常生活や社会生活を送るためには、施設入所中から移行後の地域生活を想定した日常生活、健康管理、金銭管理などの生活訓練を計画的に実施することが重要です。そのため、一人一人の状態・意向に合わせてサービス等利用計画を作成する相談支援専門員や個別支援計画を策定するサービス管理責任者に対して、研修（現任者研修、専門コース別研修）を実施するなど、計画の質の向上に努めるとともに、入所施設における地域生活への移行を推進する意識の醸成を図り、地域生活移行に向けた施設の取組を支援していきます。

障害者支援施設の報酬については、定員区分により、段階ごとに報酬単価に違いがあり、よりきめ細かなサービスを提供できる定員数の少ない区分ほど報酬単価が高く設定されています。

今後の施設の効率的な運営に向けての検討に資するため、このことについて、周知を図ります。

○ 住まいの場の確保

福祉施設から地域に移行する際の主な住まいの場となるグループホームについては、在宅の障害のある人の需要も踏まえると潜在的な需要はより大きいと考えられることから、拡充する必要があります。

このため、グループホームを整備する場合の経費助成や運営費用の助成を引き続き

行います。なお、グループホームの利用者（利用者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課税されている場合を除く。）に1万円を上限として家賃を対象とする補足給付が行われ、経済的負担が軽減されます。

また、既存の戸建て住宅を活用する場合、一定の条件を満たせば、寄宿舍への用途変更を不要とする本県独自の取扱いの実施や、県有地あるいは県営住宅等の公営住宅を活用したグループホームの整備促進を図るとともに、グループホームの開設から運営までをサポートするため、グループホームの設置・運営について精通した支援コーディネーターによる説明会、見学会、相談会を開催し、グループホーム整備促進支援制度を推進していきます。

さらに、グループホームにおける世話人の確保も課題となっていることから、平成30(2018)年度から新たに、世話人の仕事紹介や、地域のグループホームを活用した世話人業務の体験事業の実施を通じて、世話人の確保を図ります。(※)

また、共同生活よりも1人で暮らしたいというニーズに応えるために、グループホームの新たな支援形態の一つとして平成26(2014)年4月から創設された本体住居との連携を前提としたサテライト型住居の設置について、グループホーム運営事業者に働きかけるとともに、自立生活援助を提供する事業所の確保と養成を図り、地域における多様な受け皿の整備を行い、障害のある人が望まれる地域生活への移行を支援します。

こうした取組に加え、市町村の実施する福祉ホームの運営についても、引き続き支援を行うとともに、一般住宅へ入居する人への支援として、市町村事業である住宅入居支援等事業（居住サポート事業）や新たな住宅セーフティネット制度の推進を図ります。

○ 地域生活を体験する場の提供

施設入所者及びその家族が地域生活を具体的にイメージできるよう、平成30(2018)年度から新たに、民間宿泊施設等を活用した地域生活の体験事業を実施するとともに、当該事業の中で、地域住民との交流や実際に地域生活へ移行した障害当事者やその家族の体験談を聞くことなどを通じて、施設入所者及びその家族の地域生活への移行に対する意識の醸成を図ります。(※)

○ 日中活動の場の確保

NPO法人などの多様な事業主体の新規参入を促し、生活介護、就労継続支援や通所型・宿泊型自立訓練（生活訓練）などのサービスの拡充に努めます。また、短期入所は、単独設置のみならず他のサービスとの併用設置や入所施設等の空床を利用した設置など、様々な形態により量的な整備を促進します。さらに、医療機関の協力

※下線部については、平成30年度愛知県当初予算の成立を条件として記載予定。
(P35、P54、P64、P86、P136、P145、P154、P161も同じ)

を得て医療的ケアを提供できる事業者や、人材養成を通じて強度行動障害のある人の受入可能な事業者の確保に努めます。

○ 民間企業とのマッチングによる経済的自立支援

地域生活への移行後の経済的自立を支援するため、就労継続支援のサービス拡充に加え、平成 30(2018)年度から新たに、障害者地域生活支援コーディネート事業を実施し、民間企業と就労継続支援事業所等のマッチングを図り、新たな仕事を生み出すなどにより、さらなる工賃の向上を図ります。また、民間企業と芸術的な才能がある在宅の障害のある人のマッチングを図り、障害者アート雇用にも取り組みます。(※)

○ 地域における理解の促進

障害のある人を社会全体で支えるためには、障害についての知識や理解を深め、社会的バリアを取り除いていく必要があります。NPO と協働して身近な地域で講演会等を開催する県民理解促進事業の実施や、各種障害に関するマークの普及啓発を図るとともに、障害のある人の芸術活動やスポーツの推進により、障害のある人の活躍の場を広げ、障害の有無を超えた人々の交流を図ることで、地域における障害に対する理解の促進を図っていきます。

あわせて、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から援助や配慮を必要としていることが分かりにくい方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる手段となる「ヘルプマーク」について、平成 30(2018)年 7 月より県内全域で、市町村と連携して導入し、普及を促進していきます。(※)

○ 愛知県障害者差別解消推進条例等に基づく取組

平成 28(2016)年 4 月全面施行の「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)の趣旨を広く県民に周知し、県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が一体となって障害を理由とする差別の解消を推進していきます。

あわせて、平成 28(2016)年 10 月公布・施行の「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づき、障害のある人のコミュニケーション環境の充実を図ります。

○ 障害の重度化、高齢化が進んだ方への支援

心身障害者コロニーについては、高度で専門的、かつ広域的な支援に特化し、地域で生活する障害のある方々が必要な時に専門的な医療・療育を受けられる拠点となる医療療育総合センター(仮称)として整備するとともに、青い鳥医療療育センター、第二青い鳥学園改築後の三河青い鳥医療療育センター及び「障害者福祉減税基金」を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設を地域の拠点施設として、

短期入所や日中支援サービスを行い、重度の障害のある在宅の人への支援の充実を図っていきます。

また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者が身近な地域で短期入所を利用できるよう、福祉型強化短期入所サービスの拡充に努めます。加えて、平成 24(2012)年 4 月から、一定の研修を受けた介護職員は、一定の条件の下に喀痰吸引や経管栄養の医療行為を実施できることになり、登録特定行為事業者において医療的ケアが行われることになったため、県では、こうした事業者の拡充についても促進していきます。

さらに、障害のある人の重度化、高齢化を見据え、日中サービス支援型のグループホームの整備を図るとともに、障害のある人の生活を地域全体で支える体制の要となる「地域生活支援拠点等」について、設置主体となる市町村と連携を図り、整備に取り組んでいきます。

こうした取組に加え、高齢の障害のある人の相談やニーズに適切に対応するため、本県における実情を把握した上で、愛知県障害者自立支援協議会や障害保健福祉圏域会議（以下「圏域会議」という。）の相談支援体制を通じ、各市町村、障害者就業・生活支援センター及び地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化していきます。

○ 地域生活の相談支援体制の整備・充実

市町村では、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、労働・教育・医療等関連する分野の関係者等からなる自立支援協議会を活用し、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所間のネットワークや地域資源の整備、サービス等利用計画を踏まえた支援体制を確立していくためのシステムづくりを進めています。

県では、こうしたシステムが円滑に機能するよう、相談支援専門員を養成する相談支援従事者研修を実施するなどして、相談支援体制を担う人材の育成を行うとともに、相談支援に関するアドバイザーを設置し、強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人への支援など地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導を行うとともに、愛知県障害者自立支援協議会や障害保健福祉圏域会議を開催するなど、市町村の相談支援体制の充実を支援していきます。

一方、県に障害者権利擁護センターを設置し、市町村との連携を図るとともに、相談支援窓口職員を対象とした障害者虐待防止、権利擁護研修を実施する等、障害者虐待の防止に取り組んでいきます。

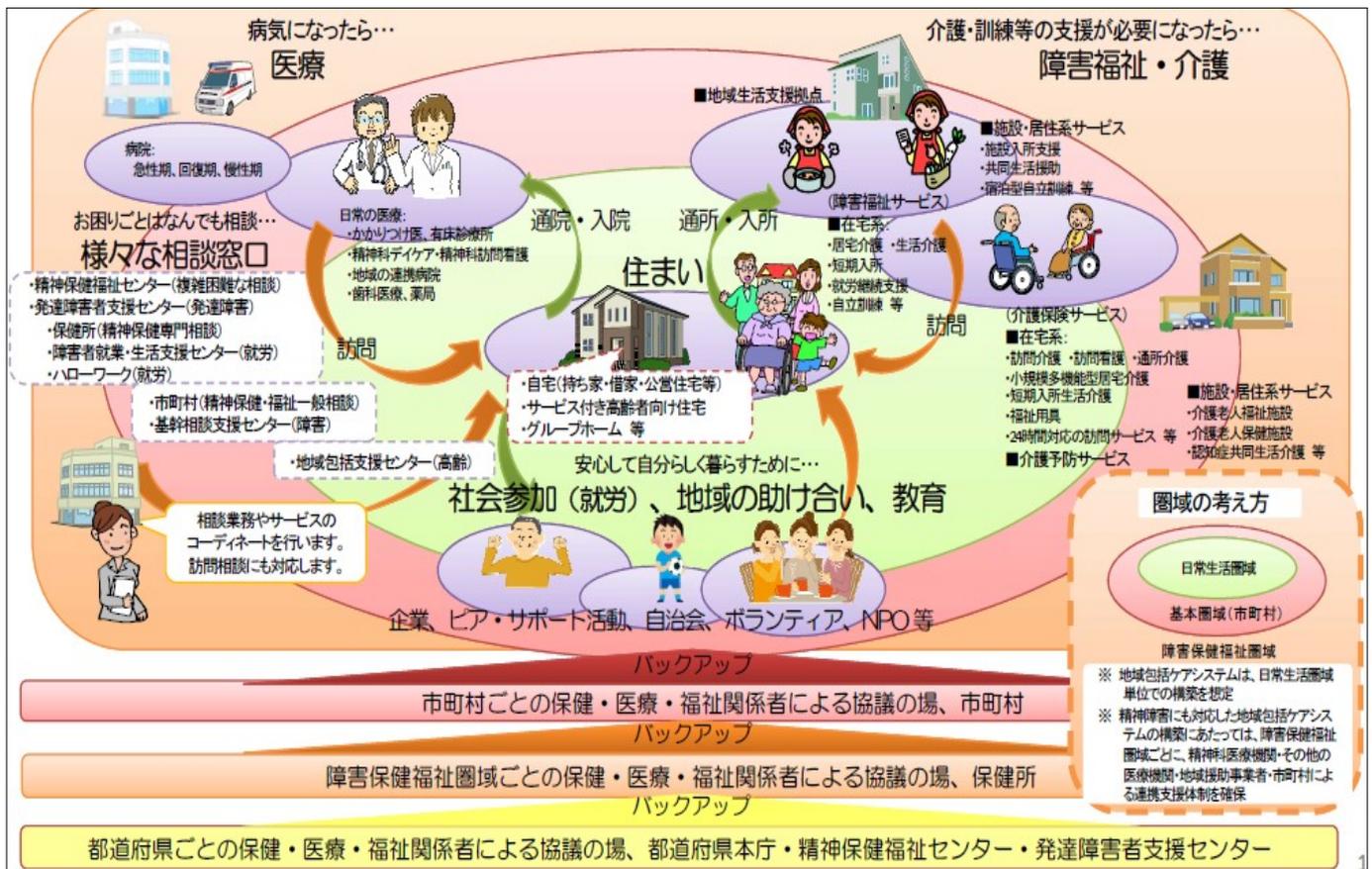
さらに、成年後見制度利用推進に向けての研修を実施し、成年後見制度の普及啓発にも取り組んでいきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国は、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成26(2014)年3月7日厚生労働省告示第65号)を示し、入院中心の精神医療から精神障害のある人の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向けて、精神障害のある人に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定めました。

また、平成29(2017)年2月にまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、「入院医療中心から地域生活中心」という政策理念に基づく施策をより強力に推進するための新たな政策理念として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が打ち出され、本県においてもこの理念を踏まえ、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、取り組んでいきます。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ図】（図表 54）



資料：厚生労働省 社会保障審議会障害者部会（第83回）

(1) 第4期計画までの評価

第1期計画、第2期計画では、国の基本指針を踏まえ、社会的入院を余儀なくされている精神障害のある人全ての退院を目指し、精神科病院に入院中の退院可能精神障害者について目標値を定めました。しかしながら、厚生労働省は、「退院可能な精神障害者」は抽象的であり、客観的に分析・評価することが難しいとして、目標値の見直しを行い、第3期計画では、1年未満の入院者の平均退院率について目標を定めました。

第4期計画では、精神保健福祉法に基づき定められた「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」で示された方向性を踏まえ、第3期の目標に換えて、①平成29(2017)年度における入院後3か月経過時点の退院率64%以上、②平成29(2017)年度における入院後1年経過時点の退院率91%以上、③平成29(2017)年6月末時点における在院期間1年以上の長期在院者数の平成24(2012)年6月末時点からの減少率18%以上とすることが基本とされたため、本県では、この指針に即して成果目標の設定を行いました。

第4期計画の実績は下記のとおりであり、早期退院の促進に係る成果目標は、ほぼ目標値どおりに推移している一方で、長期在院者の減少に係る成果目標については進捗が遅れています。この要因としては、早期退院の促進によって、新たな長期在院者（ニューロングステイ）の発生は減少しているものの、既存の長期在院者の退院が進んでいないことによるものと推測されます。

このような状況を踏まえ、今後、より一層の地域生活移行を図るためには、退院後の総合的な地域生活支援のための取組が不可欠です。

【第4期計画での目標値と進捗状況】(図表55)

	目標値	進捗状況 (28年度実績)
成果目標 ①	平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して設定	63.0%
成果目標 ②	平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を91%とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して設定	91.4%
成果目標 ③	平成29年6月末時点の長期在院者数の平成24年6月末時点からの減少率を18%とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して設定	6.4%

資料：進捗状況は、精神保健福祉資料（630調査）の県集計暫定値より。

【早期退院率（入院3か月後・1年後）の推移】（図表56）

区分		H24	H25	H26	H27	H28
入院3か月後 退院率	愛知県	61.1%	64.1%	61.3%	63.0%	63.0%
	全国	58.0%	59.1%	56.9%	59.0%	—
入院1年後 退院率	愛知県	89.7%	90.0%	89.7%	92.1%	91.4%
	全国	87.3%	88.4%	88.3%	97.0%	—

資料：精神保健福祉資料(630調査)。H27は国公表暫定値、H28は県集計暫定値

【長期在院者数（入院1年以上）の推移】（図表57）

区分		H24	H25	H26	H27	H28
愛知県	人数	7,655	7,439	7,374	7,391	7,166
	H24=100	100.0	97.2	96.3	96.6	93.6
	減少率	—	2.8%	3.7%	3.4%	6.4%
全国	人数	197,082	191,881	186,196	175,081	—
	H24=100	100.0	97.4	94.5	88.8	—
	減少率	—	2.6%	5.5%	11.2%	—

資料：精神保健福祉資料(630調査)。H27国数値は国公表暫定値、H27、H28県数値は県集計暫定値

(2) 第5期計画の成果目標の設定

第5期計画の国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、第4期計画の成果目標に換えて、①圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、②市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、③精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)、④精神病床における早期退院率(入院後3か月、6か月、1年)が新たな成果目標とされました。

本県では、この国の基本指針に即して、具体的な数値目標を次のとおり設定し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

① 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

本県 目標値	平成32年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。
-------------------	---

② 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

本県 目標値	平成32年度末までに全ての市町村ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。 ※ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないこととする。
-------------------	--

③ 精神病床における一年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

本 県 目 標 値	平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数、65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を次のとおりとする。		
	項目	平成 32 年度末	備考（平成 26 年推計）
	精神病床における慢性期入院需要（65 歳以上患者数）	2,774 人	3,226 人
	精神病床における慢性期入院需要（65 歳未満患者数）	3,002 人	3,784 人
	（設定方法） 国の推計式により算出※ 1 1 年以上長期入院者数（65 歳以上） $\Sigma A_1 B_1 \times \alpha \times \beta + \Sigma A_2 B_1 \times \gamma$ 2 1 年以上長期入院者数（65 歳未満） $\Sigma C_1 B_2 \times \alpha \times \beta + \Sigma C_2 B_2 \times \gamma$ 3 地域移行に伴う基盤整備量（利用者数） $\Sigma A_3 B_3 \times (1 - \alpha \times \beta) + \Sigma A_4 B_3 \times (1 - \gamma)$ （ $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ における都道府県知事が定める値は $\alpha=0.85$ 、 $\beta=0.96$ 、 $\gamma=0.98$ とする）		

※この算定式において、 A_1 、 A_2 、 A_3 、 A_4 、 B_1 、 B_2 、 B_3 、 C_1 、 C_2 、 α 、 β 、 γ は、それぞれ次の値を表すものとする。

- A_1 精神病床における入院期間が 1 年以上である 65 歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成 26 年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- A_2 精神病床における入院期間が 1 年以上である 65 歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成 26 年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- A_3 精神病床における入院期間が 1 年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成 26 年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- A_4 精神病床における入院期間が 1 年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成 26 年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- B_1 当該都道府県の区域における、平成 32 年における 65 歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口
- B_2 当該都道府県の区域における、平成 32 年における 65 歳未満の性別及び年齢階級別の推計人口
- B_3 当該都道府県の区域における、平成 32 年における性別及び年齢階級別の推計人口
- C_1 精神病床における入院期間が 1 年以上である 65 歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成 26 年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- C_2 精神病床における入院期間が 1 年以上である 65 歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成 26 年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- α ：精神病床における入院期間が 1 年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として 0.8 から 0.85 までの間で都道府県知事が定める値
- β ：1 年当たりの治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として 0.95 から 0.96 までの間で都道府県知事が定める値を 3 乗した値を、調整係数 0.95 で除した数
- γ ：1 年当たりのこれまでの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として 0.97 から 0.98 までの間で都道府県知事が定める値を 3 乗した値

これにあわせて、本県における「平成 32 年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」（以下「地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）」という。）を次のとおり設定し、愛知県地域保健医療計画等と整合性を図りながら、地域における基盤整備を進めていきます。

【入院需要（患者数）及び地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標値と関連する計画】

（図表 58）

目標項目	平成32年度末		関連する計画
精神病床における慢性期(1年以上)入院需要(患者数)	5,776人	⇔	地域保健医療計画
精神病床における慢性期入院需要(65歳以上患者数)	2,774人		
精神病床における慢性期入院需要(65歳未満患者数)	3,002人		
地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)	1,424人	⇔	地域保健医療計画 介護保険事業(支援)計画 市町村障害福祉計画
地域移行に伴う基盤整備量(65歳以上利用者数)	639人		
地域移行に伴う基盤整備量(65歳未満利用者数)	785人		

<目標イメージ図>



④ 精神病床における早期退院率

本県 目標値	平成32年度における精神病床の早期退院率を次のとおりとする (1) 入院後3か月時点の退院率：69% (2) 入院後6か月時点の退院率：84% (3) 入院後1年時点の退院率：91%
	(設定方法) (1) 国の基本指針(69%以上)に即して設定 (2) 国の基本指針(84%以上)に即して設定 (3) 国の基本指針(90%以上)及び第4期計画の目標値(91%)を踏まえて設定

(3) 目標達成のために必要と考えられる施策の方向性

目標を達成するに当たっては、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場で精神病床における入院需要（患者数）及び地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標値を共有し、入院中から地域生活移行の準備に向けた日中活動の体験利用や宿泊体験、退院後の住居の確保の支援やグループホーム等の住まいの場、日中活動の場、デイ・ケア、訪問系サービス、ショートステイなどの社会資源を計画的に整備していくことが求められます。

また、入院患者の退院に対する意識を高めることや家族の理解及び協力を得ることのほか、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であるため、精神障害者に対する差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組等の啓発・広報活動が必要です。

(4) 本計画期間の取組

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

平成 32(2020)年度末までに全ての圏域及び市町村ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会等の保健、医療、福祉関係者による協議の場を新規又は既存の会議や協議会等に設置することを目指します。

また、保健、医療、福祉関係者による協議の場で精神病床における入院需要（患者数）及び地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標値及び先進的な取組を実施している自治体等の情報を共有し、地域特性を勘案した取組を支援していきます。

○ 地域生活への移行に向けた支援

入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、保健所、基幹相談支援センター、地域アドバイザーから構成される「コア機関チーム」を各圏域に育成し、圏域の地域移行・地域定着支援推進のための体制整備や人材育成に取り組みます。

また、保健所のスタッフが、医療と福祉を結びつけるコーディネーターの役割を果たしつつ、相談支援事業者や精神科病院ケースワーカーと連携しながら、地域生活移行に向けた支援や継続的な相談支援を行い、入院中の精神障害のある人がスムーズに地域生活移行に取り組めるように支援していきます。

さらに、ピアサポーターを育成し、ピアサポートの活用による地域移行支援を進めるととともに、医療と福祉の双方の関係者を対象とする合同研修会の開催や意思決定に困難を抱える精神障害のある人が自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援する人材の育成に努めます。

○ 地域定着のための支援

地域生活へ移行した精神障害のある人ができる限り再入院することなく地域生活を継続していくためには、診療を受ける必要があるにもかかわらず中断している者や長期入院後退院して病状が不安定な者に対して、精神障害者アウトリーチ（訪問支援）などの適切な支援を行うことが重要となります。

地域で生活するために必要な医療のアクセスを確保するために、保健所を中心とした医療機関、福祉サービス事業所と有機的な連携の構築を目指していきます。

○ 住まいの場の確保

グループホームの整備等について、「第4章 - 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（4）本計画期間の取組 ○住まいの場の確保」に記載があるとおり、その拡充を図っていきます。

さらに、家庭、アパート等の家主、グループホーム等移行先との調整が重要となりますので、この役割を担う相談支援事業者が地域関係機関と連携するための支援を市町村とともに推進していきます。

○ 日中活動の場の確保

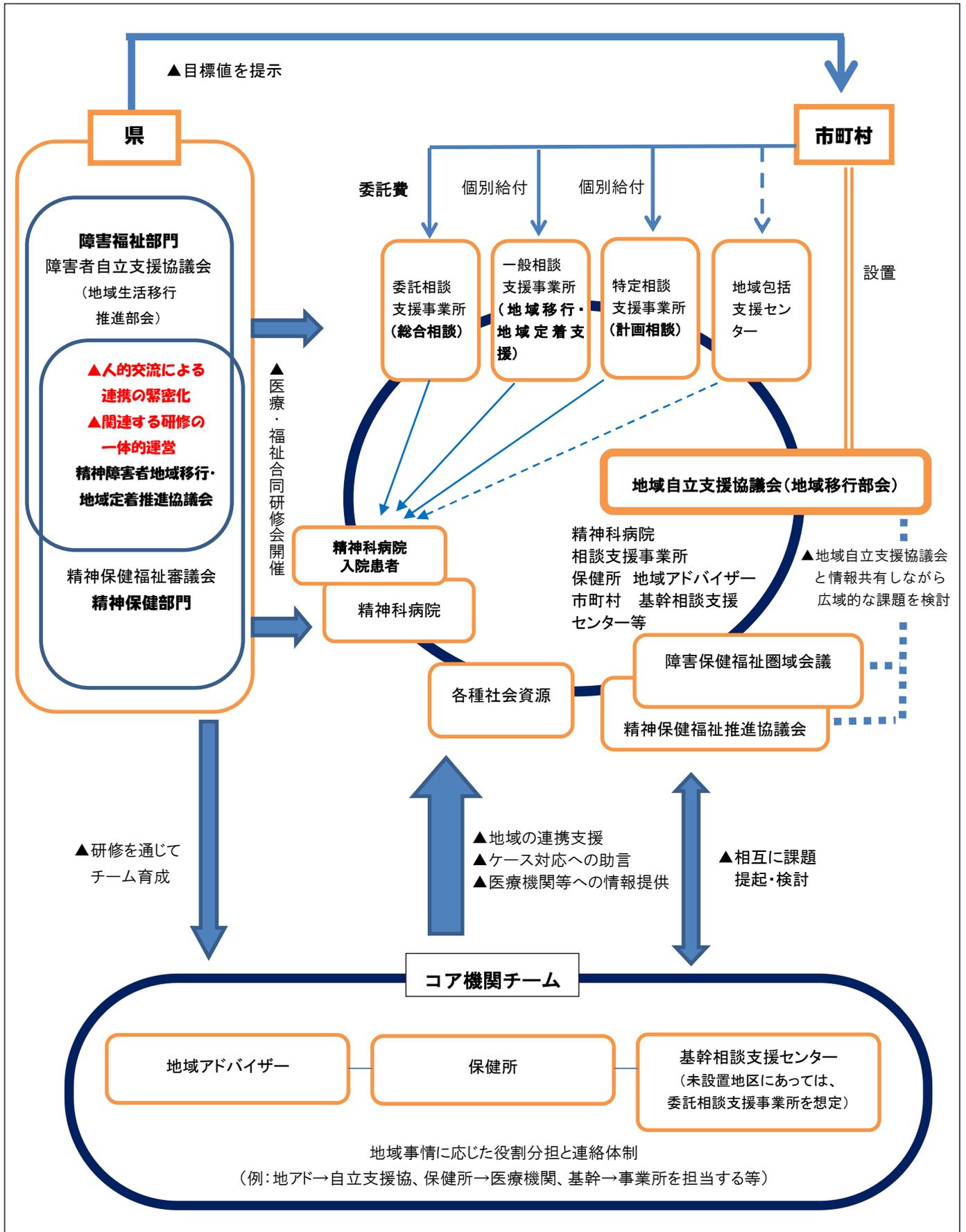
「第4章 - 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（4）本計画期間の取組 ○日中活動の場の確保」に記載したとおり、障害福祉サービスの質量両面の拡充に向けた取組を進めていきます。

さらに、生産活動・創作的活動や交流活動の機会を提供する場の確保は一定程度進んだものの、地域によって格差があることから、遅れている地域においてデイ・ケア施設の整備や、訪問系サービス、ショートステイの充実に努めるとともに、障害福祉サービス事業者に対して精神障害のある人に対するサービス提供についても一層働きかけていきます。

○ 地域における理解の促進

市町村や関係団体とともに、地域における精神障害についての理解の促進に努めてきましたが、いまだ十分とは言えない状況であることから、「第4章 - 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（4）本計画期間の取組 ○地域における理解の促進、○愛知県障害者差別解消推進条例等に基づく取組」に記載した取組に加え、市町村や地域家族会等と連携し、心の健康や精神障害についての基本的な情報の提供や精神障害のある人との交流等を通じて正しい理解が広まるよう、努めていきます。

【本県における精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備のイメージ図】（図表 59）

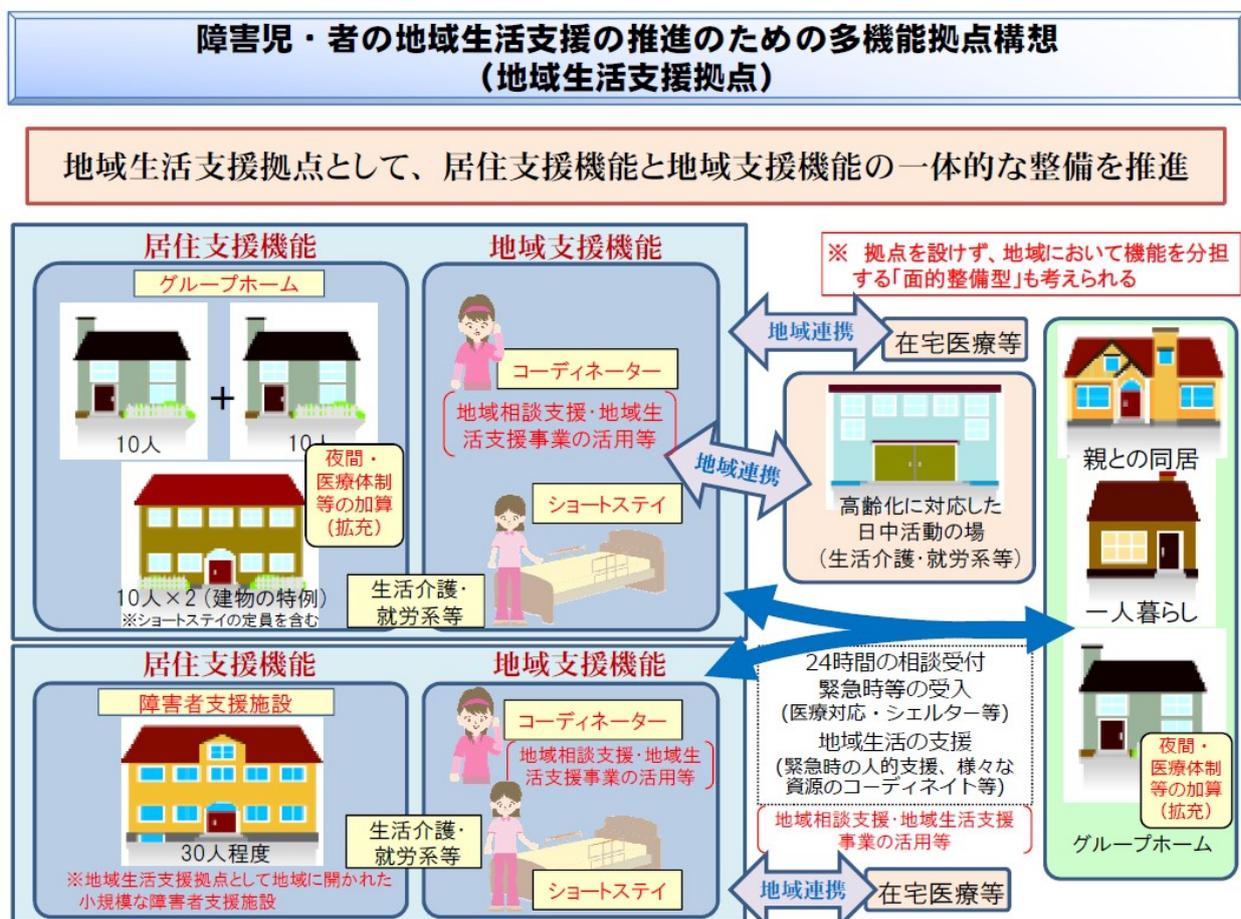


資料：愛知県健康福祉部作成

3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制（以下「地域生活支援拠点等」という）の整備については、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害のある人の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害のある人やその家族の緊急事態に対応を図ること等を目的に、第4期計画から成果目標として新設されたものであり、引き続き、**地域の実情に応じた創意工夫により地域生活支援拠点等の整備を進め、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。**

(図表 60)



資料：厚生労働省 社会保障審議会障害者部会（第83回）

(1) 第4期計画までの評価

第4期計画の国の基本指針では、平成29(2017)年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域に、地域生活支援拠点等を少なくとも1か所整備することが基本とされ、本県では、この指針に即して、目標の設定を行いました。

平成28(2016)年度末までの実績としては、面的整備で、名古屋市及び豊橋市で1か所ずつ整備されましたが、他の市町村では整備中となっています。

これは、地域生活支援拠点等に必要な機能（①「相談」、②「緊急時の受け入れ・対応」、③「体験の機会・場」、④「専門的人材の確保・養成」、⑤「地域の体制づくり」）のうち、②「緊急時の受け入れ・対応」や③「体験の機会・場」の機能の確保が難しく、市町村における整備が進んでいないという状況があります。

このような状況を踏まえ、県は、未整備の市町村に対して、早期に地域におけるニーズの把握や課題の整理を働きかけ、積極的な整備を促進していく必要があります。加えて、既整備の市町村に対しては、その拠点等が必要な機能を発揮できているか等、随時見直しを行い、拠点等としての機能の充実、発展が図られるよう支援していく必要があります。

（2）第5期計画での成果目標の設定

第5期計画の国の基本指針では、平成32(2020)年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備することが基本とされています。

本県では、この国の基本指針に即して、具体的な数値目標を次のとおり設定し、地域生活支援拠点等の整備を進めていきます。

本県 目標値	平成32年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備する。
-------------------	--

（3）目標達成のために必要と考えられる施策の方向性

地域生活支援拠点等の整備については、地域での課題に応じて、小規模な障害者支援施設やグループホームを核として、相談機能、地域支援機能、在宅医療等との連携などの機能をどのように付加し、整備していくかについて、個別の状況に応じて設置主体である市町村が検討を進める必要があります。県としては、それをバックアップするため、他の市町村や圏域における事例の情報提供等を行うとともに、単独での設置が難しい市町村に対しては、圏域での設置に向けて、圏域内の市町村間の連携を支援していく必要があります。

（4）本計画期間の取組

圏域ごとに設置した地域アドバイザーと連携し、各圏域会議や地域自立支援協議会の場を活用し、市町村の取組状況を集約しながら、市町村、圏域ごとの整備について働きかけていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

障害のある人の一般就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいく上で重要な要素です。

平成 18(2006)年 4 月には、精神障害のある人に対する雇用対策の強化、在宅就業者に対する支援、福祉施設との有機的な連携を柱とする障害者雇用促進法の改正が行われ、さらに平成 21(2009)年には中小企業における障害のある人の雇用の促進を図るための同法の改正が行われ、障害のある人への就労支援策の拡充が図られるとともに、平成 25(2013)年 4 月に「障害者優先調達法」が施行され、国や地方公共団体等に物品等の調達方針の作成や実績の公表等が義務付けられました。

また、平成 30(2018)年 4 月からは、法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人が加えられること等により、障害のある人の法定雇用率が引き上げられ(例えば民間企業は 2.0%から 2.2%に引き上げ)、障害のある人を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員 50 人以上から 45.5 人以上になります。

このような状況下で、本県では、就労移行支援等や労働施策との連携を通じて、一般就労への移行を積極的に進めるとともに、障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な福祉施設利用者も地域で自立した生活が送れるよう、工賃水準を改善し、就労意欲の向上に取り組んでいきます。

◆ 福祉施設利用者とは、次の施設・事業の利用者を指します。

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）の各事業

※一般就労に移行した者とは、一般企業へ就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいい、就労継続支援（A 型）の利用者になった者を含みません。

(1) 第 4 期計画までの評価

国の基本指針を踏まえ、第 1、2 期計画では、福祉施設から一般就労への移行者数（以下、「一般就労移行者数」という。）について成果目標の設定を行い、第 3 期計画では、これに加え、福祉施設における就労支援を強化する観点から、福祉施設利用者に占める就労移行支援の利用者数について成果目標を設定していました。

第 4 期計画の国の基本指針では、第 3 期計画と同様に、一般就労移行者数及び就労移行支援の利用者数について成果目標を設定するとともに、新たに就労移行支援事業所における就労移行率に関する成果目標を定めることとされました。

具体的には、①平成 29(2017)年度における年間一般就労移行者数を平成 24(2012)年度実績の 2 倍にする、②平成 29(2017)年度末における就労移行支援の利用者数を平成 25(2013)年度末実績から 6 割増加させる、③平成 29(2017)年度末における就労移行率 3 割以上を達成する就労移行支援事業所を全体の 5 割以上とすることが基本

とされたため、本県では、この指針に即して、目標の設定を行いました。

実績は下記のとおりですが、本県では、特に一般就労移行者数について、年々増加傾向にあり、ここ数年大きく増えております。また、特別支援学校高等部卒業生の進路動向を見ても、全国平均に比べ、福祉施設等の利用割合は低く、就職割合が高くなっています。

一方、受入側となる民間企業の状況に目を向けると、**本県の障害のある人の雇用率は1.85%(平成28(2016)年6月現在)となっており、法定雇用率を下回る状況であり、全国平均も下回っています。また、法定雇用率達成企業の割合は47.2%となっており、こちらも全国平均を下回っています。このため、本県では、「あいち産業労働ビジョン2016-2020」(平成27(2015)年12月策定)において、障害のある人の法定雇用率(2%(ただし、平成30(2020)年4月1日からは2.2%))の達成を成果目標として掲げ、取組を進めています。**

このような状況を踏まえ、引き続き、労働・教育・医療等の関係機関と民間企業等が連携を密にし、障害に関する理解を深めるとともに、就労支援策や職域の拡大等について検討していく必要があります。また、障害のある人やその家族等に対しては、一般就労や雇用支援策に関する情報の提供を行い、障害のある人の一般就労を進めていく必要があります。

さらに、一般就労した後に、継続的に働くことができるよう、職場定着支援についても充実させていく必要があります。

【第4期計画での目標値と進捗状況】(図表61)

	目標値	進捗状況 (28年度実績)
成果目標 ①	平成29年度末における年間一般就労移行者数を1,178人とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して、平成24年度末における年間一般就労移行者数(589人)の2倍とする	948人(※) (進捗率:80.5%)
成果目標 ②	平成29年度末における就労移行支援事業利用者数を2,374人とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して、平成25年度末における就労移行支援事業利用者数(1,484人)の1.6倍とする	1,702人 (進捗率:71.7%)
成果目標 ③	平成29年度末における就労移行率3割以上を達成する就労移行支援事業所を全体の5割以上とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して設定	4.8割 (進捗率:96.0%)

資料:進捗状況は、愛知県健康福祉部「福祉施設からの一般就労への移行状況等調査」(平成29年度)より。

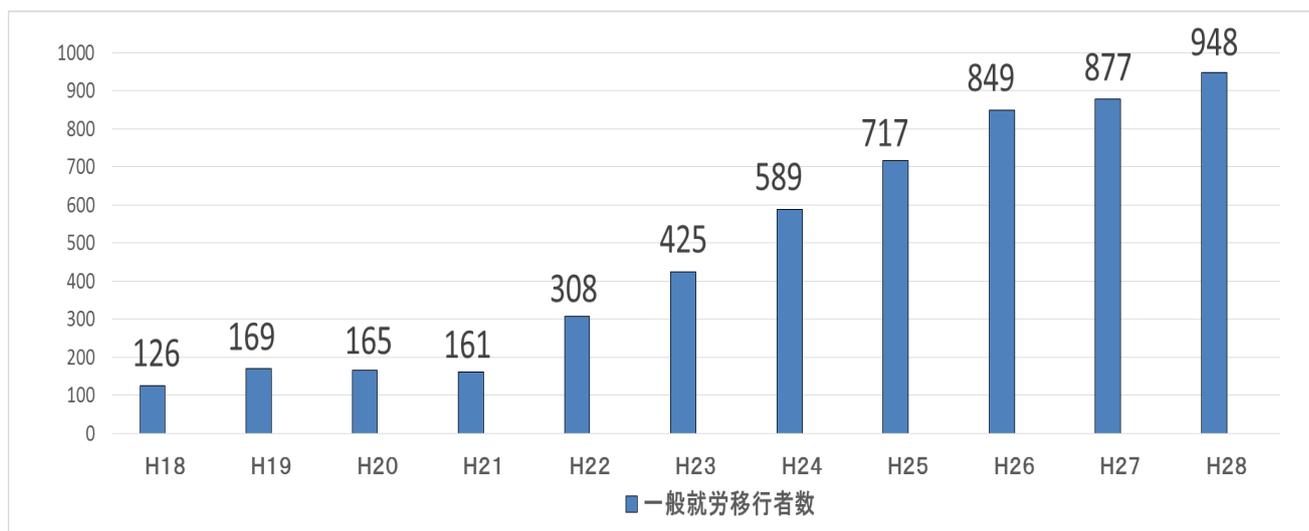
注:948人の主な障害種別については、身体89人、知的221人、精神504人、発達障害98人、難病6人、重複30人。

【福祉施設（障害福祉サービス）からの一般就労移行者の状況（28年度）】（図表 62）

	就労移行支援	就労継続支援		生活介護	自立訓練		合計
		A型	B型		機能訓練	生活訓練	
就労者数	666人	167人	83人	9人	2人	21人	948人

資料：愛知県健康福祉部「福祉施設からの一般就労への移行状況等調査」（平成29年度）

【これまでの一般就労移行者数の推移】（図表 63）



資料：愛知県健康福祉部調べ

【特別支援学校高等部卒業生の状況（平成28年5月1日現在）】（図表 64）

区分	愛知県	全国
福祉施設等の利用割合	55.8%	66.8%
就職割合	39.9%	29.4%

資料：学校基本調査（平成29年度）

注：県立の特別支援学校における数値

【民間企業における障害者雇用率（平成28年6月1日現在）】（図表 65）

区分	愛知県	全国
実雇用率	1.85%	1.92%
法定雇用率達成企業	47.2%	48.8%

資料：愛知労働局「障害者の雇用状況と支援」（平成29年度）

(2) 第5期計画での成果目標の設定

第5期計画の国の基本指針では、第4期計画と同様に、一般就労移行者数、就労移行支援事業利用者数、就労移行支援事業所における就労移行率について成果目標を設定するとともに、平成30(2020)年度から、新たな障害福祉サービスとして、就労定着支援が新設されることを踏まえ、職場定着率に関する成果目標を設定することが基本とされました。

国が基本として示す、これらの4つの成果目標の具体的な内容は以下のとおりです。

① 福祉施設利用者の年間一般就労移行者数の増加

平成32(2020)年度における年間一般就労移行者数を平成28(2016)年度実績の1.5倍以上とする（第4期計画で未達成見込がある場合は、それを含めること）

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

平成32(2020)年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28(2016)年度実績から2割以上増加させる（第4期計画で未達成見込がある場合は、それを含めること）

③ 就労移行支援事業所における就労移行率の向上

平成32(2020)年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上を達成する事業所を全体の5割以上とする

④ 職場定着率の向上

平成31(2019)・32(2020)年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする

本県では、この国の基本指針に即して、具体的な数値目標を次のとおり設定し、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めていきます。

① 福祉施設利用者の年間一般就労移行者数の増加

本県 目標値	平成32年度における年間一般就労移行者数を1,422人とする。
	(設定方法) 国の基本指針に即して、平成28年度の一般就労移行者数(948人)の1.5倍 ただし、第4期計画未達成見込分(159人)は含まない。

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

本県 目標値	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を2,042人とする。
	(設定方法) 国の基本指針に即して、平成28年度末就労移行支援事業の利用者数(1,702人)の 1.2倍 ただし、第4期計画未達成見込分(434人)は含まない。

③ 就労移行支援事業所における就労移行率の向上

本県 目標値	平成 32 年度末における就労移行支援事業所のうち就労移行率 3 割以上を達成する事業所を全体の 5 割以上とする。
	(設定方法) 国の基本指針に即して設定

④ 職場定着率の向上

本県 目標値	平成 31・32 年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。
	(設定方法) 国の基本指針に即して設定

(3) 目標達成のために必要と考えられる施策の方向性

福祉施設から一般就労への移行を進めるに当たっては、まず、福祉施設における利用者に対する一般就労に向けた支援を促進する必要がある、生産活動や職場体験などの機会の提供、適性に合った職場探し、就労後の職場定着の支援等を行う就労移行支援に取り組む事業者の育成と量的確保が必要です。

さらに、職場定着に関しては、企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行い、継続的な就労につなげる就労定着支援について、当該事業に取り組む事業者の確保やサービスの質の確保を進めていく必要があります。

また、一般就労への移行の促進及び職場定着には、労働分野の施策の強化も重要です。具体的には、職業能力の開発のための訓練の場の充実や、事業主等への障害のある人の雇用に関する啓発等が必要とされます。そして、労働関係機関の現行の様々な就労支援策が積極的に活用されるよう、県や国の労働局などの関係機関が一層連携を強化することが特に求められます。

一方で、一般就労へ移行することが困難な人の働く場の確保も必要です。また、福祉施設における工賃の向上施策を推進する必要があります。

(4) 本計画期間の取組

○ 一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援

福祉施設における一般就労に向けた取組を強化するため、生産活動の指導や職場探し、職場定着支援などの取組を、地域における就労支援のネットワークを活用して、促進していきます。

○ 就労移行支援事業者等の確保及び質の向上

サービス管理責任者等研修や事業者への説明会を通じて、就労移行支援や就労継続支援等に取り組む事業者の育成と量的確保及びサービスの質の向上（一般就労に結びつける能力の強化）を図るとともに、これらを通じて、新サービスである就労定着支援の周知を図り、事業者の確保に努めていきます。

また、障害のある人が職場に適応できるよう職場に出向いての直接支援を行ったり、事業主や職場の従業員に対して、障害のある人の職場適応に必要な助言や職場環境の改善を提案する職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置について就労移行支援事業者に働きかけていきます。

○ 職業能力開発支援

県の障害者職業能力開発施設においてニーズに対応した実践的かつ効果的な訓練の実施に努めるとともに、企業、社会福祉法人、NPO 法人などを活用した多様な委託訓練の充実を図っていきます。

○ 企業等に対する働きかけ・支援

障害者雇用に対する事業主等の理解と協力を得るため、事業主等を対象としたセミナーの開催など障害者雇用に関する周知・啓発や、障害者就職面接会の開催を通じた雇用促進、「障害者雇用企業サポートデスク」による電話相談や個別支援などを行うとともに、一層の雇用促進を図るために雇用率未達成企業への働きかけを実施していきます。また、障害者就業・生活支援センターと地域経済団体等との連携を強化し、就労及び定着を推進します。

さらに、平成 29 (2017) 年度に新設した本県独自の「中小企業応援障害者雇用奨励金制度」により、初めて障害のある人を雇用する中小企業に対して奨励金を支給し、障害のある人を雇用する際の企業負担の軽減を図り、企業側の受け入れ体制への支援を行います。

加えて、本県では、「あいちアール・ブリュット展（障害者アート展）」をきっかけとして、一般企業の広報部門への就職（在宅勤務）に繋がった事例も増えているので、各種広報媒体を活用し、広く企業等に当該事例の周知を図り、障害のある人の個性や能力に合わせた就労を支援していきます。そして、**障害のある人の自立を応援する愛知モデルとして全国へ発信していきます。**

○ 労働関係機関の就労支援策等の活用

福祉施設から一般就労への移行及び職場定着を促進していくためには、職業相談・職業紹介を実施する公共職業安定所（ハローワーク）を始め、専門的な職業リハビリテーションを行う愛知障害者職業センター、就業と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センターなどの支援や、それらの機関が実施する障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業等の雇用施策を、障害のある人に積極的に活用していただくことが必要です。

このような就労支援策等が活用されるように、就労移行支援事業者や就労定着支援事業者等の確保・育成を図る健康福祉部と、障害のある人の雇用の促進を図る産業労働部の一層の連携を図りつつ、国の機関である愛知労働局や愛知障害者職業センター等関係機関との連携を強化し、地域における就労支援のためのネットワーク化を進め、障害のある人やその家族に対し、適切な情報提供に努めます。

○ 一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等

障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場を確保するため、就労継続支援事業者の確保及び育成に努めていきます。

なお、福祉施設利用者の工賃水準は全国的にも低い状況にあります。福祉施設利用者の工賃水準の改善、就労意欲の向上や技術向上などを図り、一般就労へつなげるため、官民一体となって障害のある人の福祉的就労の底上げを行う必要があります。このため、「第4章 - 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（4）本計画期間の取組 ○民間企業とのマッチングによる経済的自立支援」に記載した取組に加え（※）、販路拡大や業務改善等を支援する経営コンサルタント等の派遣及び福祉施設の職員研修の実施等により工賃向上のための取組を推進していきます。

また、農業分野での就労を支援し、職域の拡大や工賃向上を図ることを目的として、農業に取り組む就労継続支援事業所等に対し、農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言や6次産業化への取組支援、農福連携マルシェの開催を行うなど、農福連携を通じた工賃の向上を図っていきます。

これに加え、障害者多数雇用企業等への優先発注制度や、障害者優先調達推進法の規定により国や地方公共団体等が策定する調達方針に基づいて、障害者就労支援施設等が供給する物品や役務の優先発注を推進していきます。

*優先調達推進法の日：6月27日 優先調達推進法月間：6月20日～7月20日

○ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進

障害のある子どもの自立と社会参加を目指し、特別支援学校では小学部、中学部、高等部の発達段階や障害特性に応じた、一貫したキャリア教育を推進します。

また、関係機関と連携した就労支援で、障害のある生徒の学校生活から社会生活へ

の円滑な移行を図ります。

【福祉施設の平均月額賃金（賃金）の状況（平成 28 年度）】（図表 66）

区分	就労継続支援事業（A型）	就労継続支援事業（B型）
平均（実績）	74,298 円	15,848 円

資料：愛知県健康福祉部調べ

【福祉施設の平均月額賃金（賃金）（平成 27 年度）全国との比較】（図表 67）

区分	就労継続支援事業（A型）	就労継続支援事業（B型）
全国	67,795 円	15,033 円
愛知県	60,525 円	15,041 円

資料：愛知県健康福祉部調べ

【障害者多数雇用事業所への県有物品等優先発注の状況】（図表 68）

年 度	件 数	金 額（千円）
平成 23 年度	318 件	44,554
平成 24 年度	275 件	24,366
平成 25 年度	314 件	25,202
平成 26 年度	134 件	15,114
平成 27 年度	79 件	10,600
平成 28 年度	100 件	12,800

資料：愛知県産業労働部調べ

【障害者就労施設等からの物品等の調達実績（愛知県）】（図表 69）

年 度	件 数	金 額（千円）
平成 25 年度	88 件	4,586
平成 26 年度	220 件	7,268
平成 27 年度	223 件	5,993
平成 28 年度	263 件	7,497

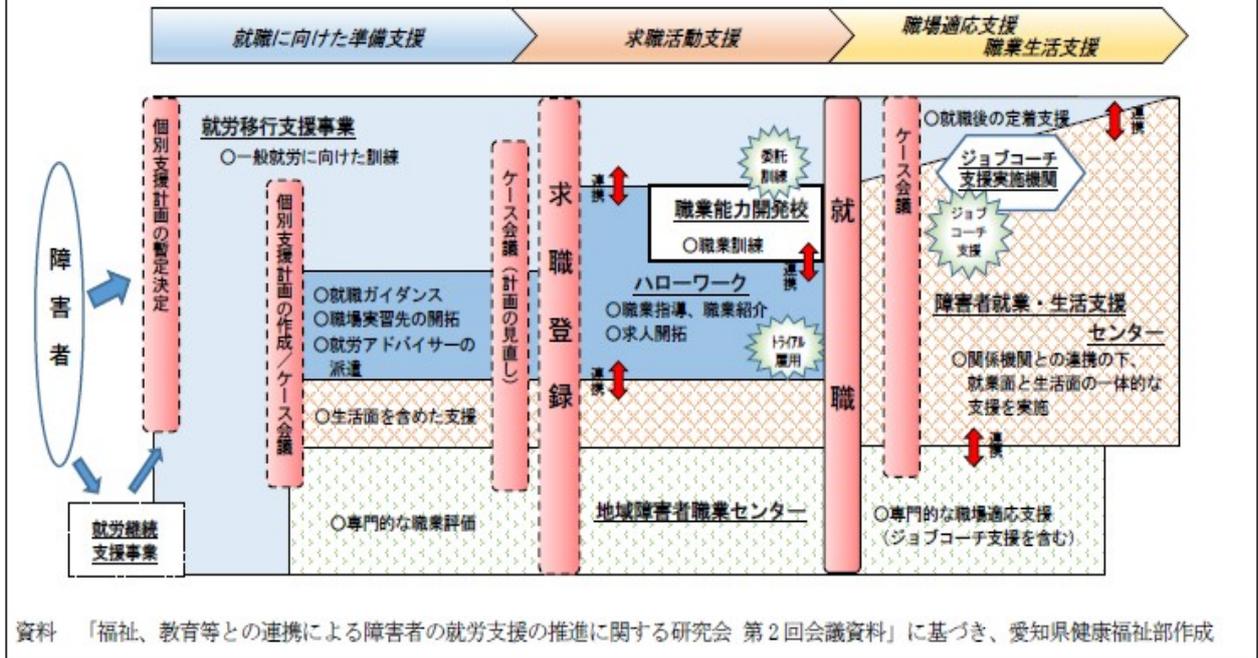
資料：愛知県健康福祉部調べ

【障害者就労支援施設等が供給する物品や役務・生産活動の主な内容】（図表 70）

物品	①事務用品・書籍、②食料品・飲料、③小物雑貨、④その他の物品
役務	①印刷、②クリーニング、③清掃・施設管理、④情報処理・テープ起こし、⑤飲食店等の運営、⑥その他のサービス・役務

資料：愛知県健康福祉部作成

福祉施設を利用している障害者が就職・定着するまでの標準的な支援（図表 71）



5 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある子どもへの支援に当たっては、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、提供体制の構築を図ることが重要です。

本県の18歳未満の障害のある子どもについて各手帳所持者数でみると、身体障害のある子どもは横ばい、知的障害のある子どもは、増加の傾向にあります。

【子どもの身体障害者手帳・療育(愛護)手帳所持者数の推移(愛知県)】(図表 72)



資料：愛知県健康福祉部調べ

注1：18歳未満についての各年4月1日現在の状況

注2：療育手帳・愛護手帳は知的障害児(者)に対し、それぞれ愛知県・名古屋市が発行するもの

障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した、切れ目ない支援を提供することが重要です。そのためには、まず、保健・医療・福祉・教育が連携して、できる限り早期に障害を発見し適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、支援が途切れず円滑な移行ができるよう、子育てや教育関係機関等が連携を保ち支援を継続していくことが必要です。

また、重症心身障害児や医療的ケア児といった特別な支援が必要な障害のある子どもへの支援体制の整備も必要です。

第5期計画の国の基本指針では、新たに障害児支援の提供体制の整備等に関する成果目標が追加されたところであり、本県では、その目標の達成に向けた取組を通じて、障害のある子どもの健やかな育成を支援していきます。

(1) 第5期計画での成果目標の設定

第5期計画の国の基本指針では、重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実や主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について成果目標として設定することが基本とされました。

国が基本として示す、これらの3つの成果目標の具体的な内容は以下のとおりです。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

平成 32(2020)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(市町村単独での設置が困難な場合は、圏域の設定でも差し支えない)。

また、平成 32(2020)年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成 32(2020)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する(市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での確保でも差し支えない)。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 30(2018)年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける(市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない)。

本県では、この国の基本指針に即して、具体的な成果目標を次のとおり設定し、障害児支援の提供体制の整備等を進めていきます。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び
 保育所等訪問支援の充実

本県 目標値	<p>(1) 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する。</p> <p>※ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととする。</p>
	<p><参考（平成 29 年 3 月 31 日現在の指定状況）></p> <p>福祉型：県内 28 か所、医療型：県内 5 か所 設置有⇒17 市町/54 市町村 9 圏域/12 圏域（設置無：海部、尾張中部、東三河北部）</p>
	<p>(2) 平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。</p>
	<p><参考（平成 29 年 3 月 31 日現在の指定状況）></p> <p>県内 38 か所 設置有⇒22 市町/54 市町村 10 圏域/12 圏域（設置無：尾張中部、東三河北部） (注) 目標は、全ての市町村でサービスを利用できる体制の構築であり、全ての市町村に当該事業所を確保するものではない。</p>

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本県 目標値	<p>平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。</p> <p>※ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないこととする。</p>
	<p><参考（平成 29 年 3 月 31 日現在の指定状況）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所：県内 21 か所 設置有⇒9 市/54 市町村 8 圏域/12 圏域（設置無：海部、尾張中部、尾張北部、東三河北部） ・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所：県内 25 か所 設置有⇒11 市/54 市町村 8 圏域/12 圏域（設置無：海部、尾張中部、東三河北部、東三河南部）

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

本県 目標値	<p>平成 30 年度末までに、県、各障害保健福祉圏域及び各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。</p>
-------------------	---

(2) 目標達成のために必要と考えられる施策の方向性

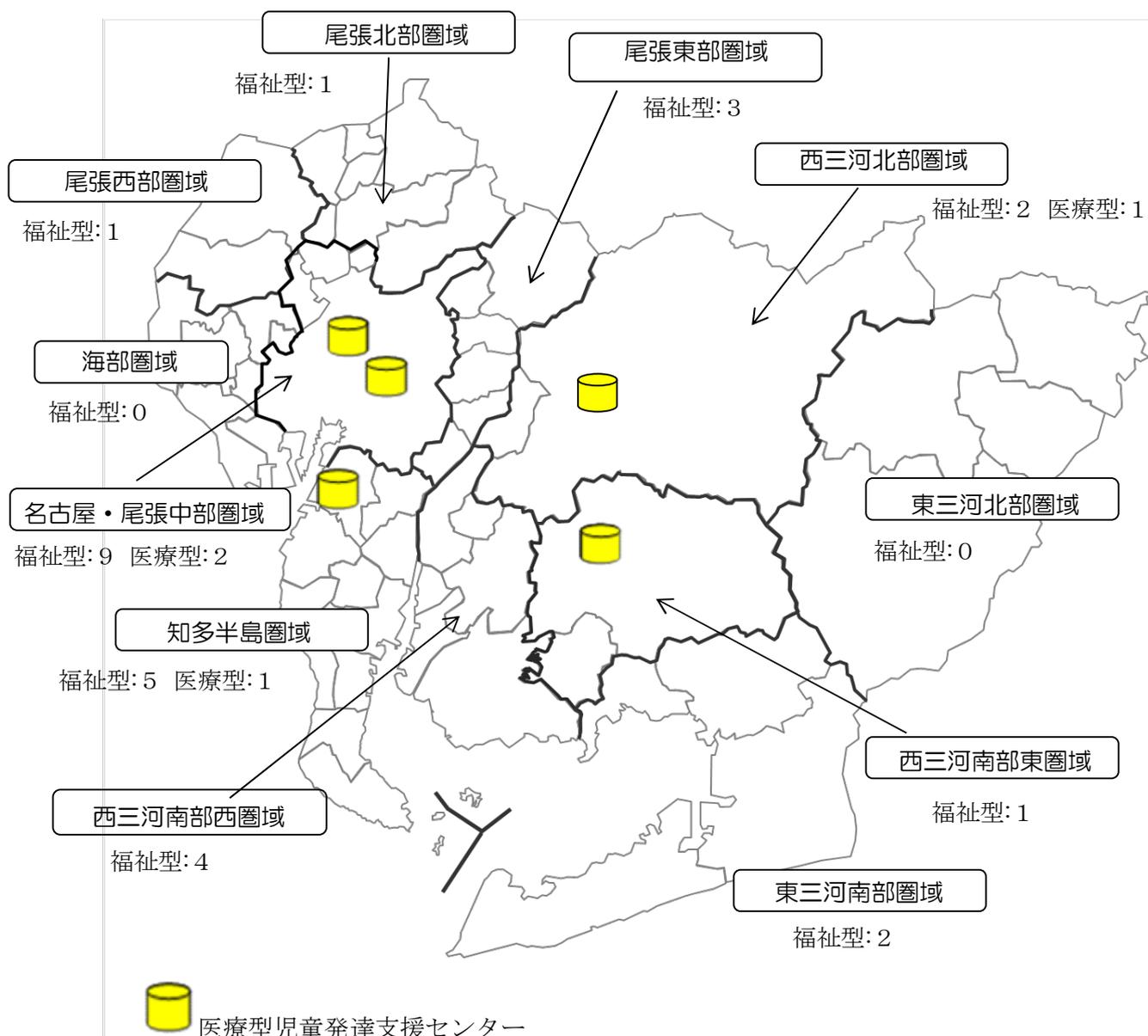
障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるため、児童発達支援センターを市町村域における中核施設として位置付け、未設置の市町村に対して、より一層設置について働きかけていくことを通じて、設

置した児童発達支援センター等が保育所等訪問支援を実施することなどにより、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を進めていきます。

また、重症心身障害児や医療的ケア児が、身近な地域において、医療や療育が受けられる体制の整備に向けて、事業者への働きかけを通じて、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者の育成と量的確保を図るとともに、在宅等においてサービスが受けられる居宅訪問型児童発達支援の実施を進めていきます。これにあわせて、重症心身障害児等のための施設や病床の整備など、地域における拠点施設の整備を進めていくとともに、その拠点施設を中心に短期入所や日中支援サービスを行い、在宅支援の充実を図っていきます。

さらに、医療的ケア児が、その心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場の設置を進めていきます。

【児童発達支援センターの設置状況（平成29年4月1日現在）】（図表73）



【医療型児童発達支援センター（平成 29 年 4 月 1 日現在）】（図表 74）

施設名	所在地	定員
愛知県青い鳥医療療育センター	名古屋市西区中小田井 5 丁目 89 番地	20
愛知県三河青い鳥医療療育センター	岡崎市高隆寺町字小屋場 9 番地 3	20
名古屋中央療育センター（わかくさ学園）	名古屋市昭和区折戸町 4-16	40
豊田市こども発達センターたんぼぼ	豊田市西山町 2-19	40
あすなる学園※ ※平成 29 年 7 月から福祉型に変更（定員 20 名）	東海市加木屋町泡池 3-2	40
（計 5 施設）		160

資料：愛知県健康福祉部調べ（図表 74 も同じ）

注：網掛（ ）のセンター：保育所等訪問支援を実施しているセンター（図表 74 も同じ）

【福祉型児童発達支援センター（平成 29 年 4 月 1 日現在）】（図表 75）

施設名	所在地	定員
名古屋中央療育センター（すぎのこ学園）	名古屋市昭和区折戸町 4-16	30
名古屋中央療育センター（みどり学園）	名古屋市昭和区折戸町 4-16	30
名古屋市北部地域療育センター	名古屋市西区新福寺町 2-6-5	40
名古屋市西部地域療育センター	名古屋市中川区小本 1-20-48	40
東部地域療育センターぽけっと	名古屋市千種区猫洞通 1-15	40
南部地域療育センターそよ風	名古屋市南区三吉町 6-17	50
発達支援センターあつた	名古屋市熱田区神宮 4-9-12	36
発達センターちよだ	名古屋市守山区小幡千代田 24 番 17	20
さわらび園	名古屋市千種区新池町 1-18-2	40
豊橋あゆみ学園	豊橋市高師町字北原 1-104	30
豊橋市立高山学園	豊橋市多米町字野中 152	40
こども発達支援センター	岡崎市欠町字清水田 6 番地 4	35
一宮市立いずみ学園	一宮市浅井町西浅井式軒家 58 番地	33
のぞみ学園	瀬戸市原山町 1-14	30
つくし学園	半田市東洋町 3-23	48
春日井こども学園	春日井市熊野町 3150	30
刈谷市立しげはら園	刈谷市下重原町 3-32	30
こども発達支援センターひかりっこ	刈谷市小山町 5-1-3	20
豊田市こども発達センターひまわり	豊田市西山町 2-19	50
豊田市こども発達センターなのはな	豊田市西山町 2-19	30
サルビア学園	安城市和泉町向 7 番地	40
白ばら学園	西尾市室町中屋敷 95 番地	48
ちよがおか	常滑市千代ヶ丘 2-15	30
カトレア学園	東海市荒尾町油田 48-7	30
大府市発達支援センターおひさま	大府市江端町 6-19	30
知多市立やまもも園	知多市岡田字太郎坊 15-1	30
児童発達支援センター楽田 RAKUDA	尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘 5749 番地 1	20
日進市子ども発達支援センターすくすく園	日進市竹の山 4 丁目 301	50
（計 28 施設）		980

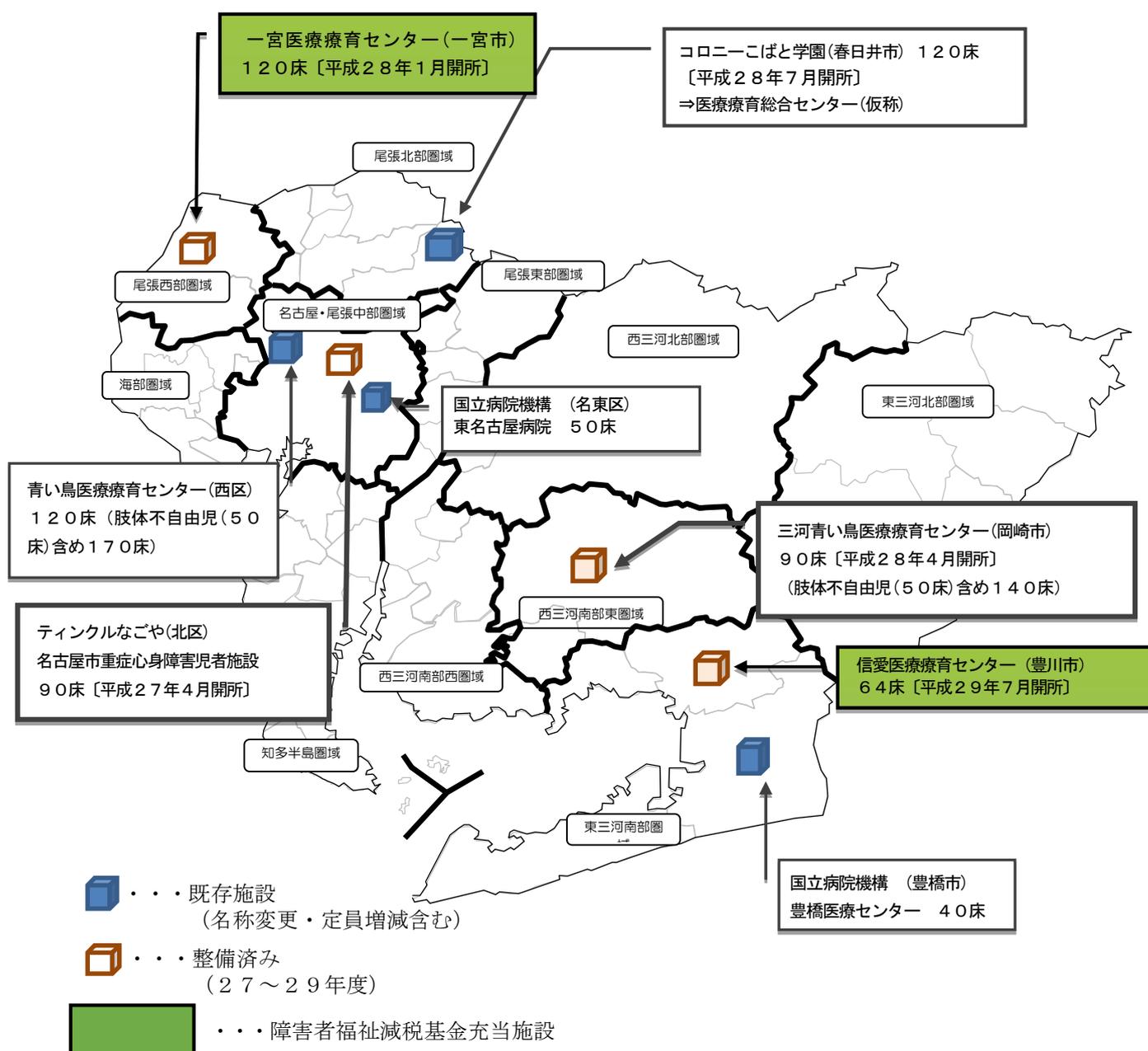
【保育所等訪問支援事業所一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）】（図表 76）

事業所名	所在地	訪問範囲（県内市町村名）
児童デイサービスすみれ	名古屋市	名古屋市・蟹江町・飛島村
デイサービス・ルーム南	名古屋市	名古屋市
デイサービス・ルーム北	名古屋市	名古屋市
白石クラブ	名古屋市	名古屋市・春日井市・東海市・豊明市
みどり児童八田井支援センター ひなゆり	名古屋市	名古屋市・豊明市
こども療育センターこころん	岡崎市	岡崎市・幸田町
そら豆キッズ	一宮市	一宮市
ゆうサポートセンター	豊川市	豊川市
児童デイサービスたいよう	豊川市	豊川市
りはくる	碧南市	半田市・碧南市・刈谷市・安城市・西尾市 知立市
ぼんぼこ上野	犬山市	犬山市・大口町・扶桑町
ぞうさん	小牧市	小牧市
こども発達支援 リハビリ初音	大府市	半田市・刈谷市・常滑市・東海市・大府市 知多市・豊明市・阿久比町・東浦町・美浜町
夢んぼ	愛西市	津島市・稲沢市・愛西市・弥富市・あま市 大治町
えんでこ 2	あま市	津島市・愛西市・清須市・弥富市・あま市 大治町・蟹江町
びいーぼ	武豊町	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市 阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町
（計 16 施設）		

資料：保育所等訪問支援事業の実施状況調査（平成 29 年度）

注：保育所等訪問支援を実施している福祉型・医療型児童発達支援センターを除く事業所を掲載

【重症心身障害児者入所施設(医療型障害児入所施設)の整備状況】(図表 77)



(3) 本計画期間の取組

○ 児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実

市町村域における中核施設となる児童発達支援センターの設置を市町村等に働きかけるとともに、必要なサービスが必要なときに利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービス提供体制の充実や、障害児相談支援体制の整備に努めるとともに、在宅での療育上の指導や助言を行う障害児等療育支援事業を県内 13 か所の支援・拠点施設において実施するなどのほか、子育て支援関係施策とも連携しながら、教育委員会等教育関係機関等と協働して障害児支援に取り組みます。

○ 重症心身障害児に対する支援体制の構築

重症心身障害児者が、できる限り身近な地域で必要な医療や療育などの支援を受けられる体制づくりを進めるため、圏域ごとに設置した相談支援に関するアドバイザー等を活用し、市町村自立支援協議会の充実・強化を図るなどして、市町村における重症心身障害児者を支援する事業者の育成と量的確保を支援します。

また、平成 26(2014)年度に創設した「障害者福祉減税基金」を活用し、民間法人による地域における医療・療育の拠点となる施設の整備を支援します。

なお、施設の整備に当たっては、平成 26(2014)年度に実施及び平成 30(2020)年度に実施予定の重症心身障害児者を対象とした実態調査(名古屋市を除く)(※)の結果及び平成 27～29 年度に整備した施設を含む既存施設の運営状況を参考に必要に応じて進めていきます。

○ 医療的ケア児に対する支援体制の構築

医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるように、関係機関が緊密な連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児の実態把握等に努め、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報提供を行い、地域における連携体制の構築の中心となる役割を担いつつ、実効性のある取組につなげていきます。

また、市町村に対しても、協議の場の設置について働きかけていきます。

なお、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担うコーディネーターの配置について市町村に働きかけるとともに、県は、その人材の養成に努めます。(※)

○ 愛知県心身障害者コロニーの再編整備

愛知県心身障害者コロニーについては、高度で専門的、かつ広域的な支援に特化し、地域で生活する障害のある人が必要な時に専門的な医療・療育を受けられる拠点となる医療療育総合センター(仮称)に再編整備します。

また、同センターを中心とした発達障害医療関係者及び重心療育関係者で構成する「発達障害医療ネットワーク」及び「重心療育ネットワーク」の構築・充実を図っていきます。

重症心身障害児者療育ネットワークについては、引き続き、県内全ての医療型障害児入所施設関係者等を構成員とする会議において、重症心身障害児者に関する地域の課題に対し、幅広く情報共有のうえ、広域的な調整を行います。

さらに、この会議の提言を踏まえて、重症心身障害児者に対応できる短期入所等の事業者の情報など社会資源に関する情報収集と発信を行うほか、地域における医療機関や障害福祉サービス事業所等の連携強化を図ります。

○ 経済的負担の軽減

家庭において精神又は身体に障害のある子どもを監護、養育している方に支給される国の特別児童扶養手当に加え、重度の障害のある人に在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当等を引き続き支給し、経済的負担の軽減を図ります。

【平成 26 年度重症心身障害児者実態調査について】（図表 78）

1 調査の目的

重症心身障害児者やその家族が必要としている支援内容を調査し、支援体制の検討のための基礎資料とする。

2 調査の方法

重症心身障害児者を把握している行政機関（児：児童相談所、者：市町村）から対象者名簿（平成 26 年 4 月 1 日現在）を入手し、県から対象者（名古屋市除く）へ郵送によりアンケート調査を実施

(1) 有効回答率

区 分	重症心身障害児者数	有効回答数	有効回答率
全 体	1,929 人	1,328 人	68.8%
うち在宅	1,474 人	985 人	66.8%
うち施設入所	455 人	322 人	70.8%

(2) 調査結果（抜粋）

項 目	結 果
本人の平均年齢	28.8 歳
主な介護者	母親 89.1% (878 人) 父親 3.9% (38 人)
主な介護者の平均年齢	52.3 歳
短期入所の利用状況	利用していない 53.8% (530 人)
	毎月利用している 20.8% (205 人)
	時々利用している 20.3% (200 人)
短期入所を利用していない理由	利用できる施設が近くにない 38.7% (205 人)
	預けるのが不安 38.1% (202 人)
	必要がない 23.4% (124 人)
施設入所やグループホームへの入居希望	施設への長期入所希望 38.8% (382 人※)
	わからない 30.4% (299 人)
	グループホームへの入居希望 29.8% (294 人※)

※「施設への長期入所希望」と「グループホームへの入居希望」を重複して選んだ人が 110 人いる。

【愛知県心身障害者コロニーの再編整備について】（図表 79）

1 概要

昭和 43 年に開所した愛知県心身障害者コロニーについては、高度で専門的、かつ広域的な支援に特化し、地域で生活する障害のある方々が必要な時に専門的な医療・療育を受けられる拠点となる「医療療育総合センター（仮称）」として整備する。

2 規模

- 事業費：約 130 億円
- 延床面積 26,138 m²
- 病床数：267 床
（重心 120 床を含む）

医療療育総合センター（仮称）完成図



3 組織・体制

医療支援部門

◆医療・重心部門

- ・障害者医療の専門・拠点病院として充実
- ・あいち小児保健医療総合センターの心療科を統合
- ・常時濃厚な医療が必要な重症心身障害児（者）に対する入所支援

◇病床数267床（一般89床 精神58床 重心120床）

【7病棟】

病棟	外科系	内科系	精神	心療	計
病床数	44	45	25	33	147
重心	常時濃厚な医療・介護が必要な重心児（者）				計
病棟	40	40	40		120

◆研究部門（発達障害研究所）

- ・大学の研究機関等と連携し、障害者の医療・療育をサポートする専門性の高い研究を推進

地域療育支援部門

◆短期の入所支援施設

定員37人（うち親子療育支援4人）

- ・地域の施設で受け入れ困難な児童の短期療育型の入所支援
- ・宿泊形式の親子療育支援

◆発達障害者支援センター

◆地域の療育関係者に対する研修

1 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策

障害のある人がその能力と適性に応じ、安心して自立した日常生活や社会生活を営むためには、様々なニーズに対応した障害福祉サービスや相談支援を受けることができる体制づくりが必要です。

平成18(2006)年4月、障害者自立支援法の施行により、障害のある人が自分の希望に応じて複数のサービスを組み合わせて利用することが可能となり、平成24(2012)年の障害者総合支援法への改正で難病が対象に追加され、障害程度区分も障害支援区分に改められたところです。加えて、平成28(2016)年の障害者総合支援法・児童福祉法の改正により、自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援などの新サービスが平成30(2018)年度から新設されることとされています。

本項目では、これまでのサービス提供の現状と課題を踏まえ、本計画の計画期間である平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの各年度における障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援等の実施に関する考え方及び必要な障害福祉サービス等の見込量（活動指標）（以下「サービス見込量」という。）、並びにその確保策を定めました。

今後は、このサービス見込量及び確保策に基づき、県と市町村等が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。

なお、県全体のサービス見込量は、国の基本指針に即して、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

サービス全体の提供の現状について見てみると、多くの主要なサービスにおいて、その提供基盤は未だ不足している状態にあります。

サービスを提供する事業所が不足すると、利用者が必要なサービスを利用できない場合が生じます。また、利用できる場合でも、事業者についての選択の幅が狭まることとなります。

このため、事業者に対して、あらゆる機会を通じて障害福祉サービス事業への参入の働きかけを行うことが必要です。さらに、その従事者の研修参加を促すことにより、サービスの質の一層の向上を図るとともに、視覚障害、聴覚障害等の身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等各障害の特性を正しく理解し、できるだけ多くの障害に対応できる事業所とすることが求められます。これに加え、医療的ケアを必要とする人や、強度行動障害や高次脳機能障害のある人が、身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、人材育成等を通じて、サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

また、難病の方の障害福祉サービスの活用をより一層促すことも重要です。このため、県では、障害福祉サービスの実施主体である市町村に市町村会議の場などを活用し、さ

らなる制度周知を働きかけていくとともに、市町村からの依頼に応じて、保健所において、特定医療費助成制度の受給者証の交付時に障害福祉サービスの案内を引き続き行います。また、障害のある人の身近な相談窓口となる相談支援員に対して、研修等の機会を通じて、難病の方がサービスの受給対象であることを改めて周知していきます。

(1) 訪問系サービス

① 第4期計画までの評価

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援からなるサービスであり、障害のある人が居宅等において日常の生活を営む上で必要な便宜を供与するサービスです。

平成28(2016)年度の利用状況は、県全体では見込量の近似値となっています。

各サービスの提供体制を見ると、居宅介護は全市町村に事業者があり、また、重度訪問介護は多くの市町村に事業者があり、サービス提供体制が整いつつあるのに対し、行動援護は、事業者の参入がないところが多くあります。

また、利用者の高齢化、重度化に伴い、重度心身障害のある人が利用するサービスや重度障害者等包括支援のニーズが増加していると考えられますが、医療的ケアに対応できる事業所の不足により特定の事業所に利用が集中しています。

特に重度障害者等包括支援は対象者が限定されていることもあり、名古屋市の1事業所のみとなっています。

【訪問系サービスの利用状況(平成29年3月実績)】(図表80)

年度	サービス利用実績①	サービス見込量(計画値)②	①/②
28年度	464,468 時間/月	500,170 時間/月	92.9%

資料：愛知県健康福祉部「障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績調査」(平成29年度)

② サービス見込量

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援からなるサービスですが、国の基本指針に即して、訪問系サービス一括での算定としています。

【訪問系サービスのサービス見込量】（図表 81）

区分	30年度		31年度		32年度		
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員	
県全体	502,860	15,188	535,854	15,980	576,259	16,873	
圏 域 別	名古屋・尾張中部	354,584	7,992	377,771	8,391	404,906	8,830
	（名古屋）	350,000	7,780	373,000	8,170	400,000	8,600
	（尾張中部）	4,584	212	4,771	221	4,906	230
	海部	7,391	377	7,735	402	8,519	434
	尾張東部	14,888	723	15,998	770	17,187	815
	尾張西部	19,227	894	20,650	956	22,135	1,023
	尾張北部	19,576	910	20,357	935	22,745	978
	知多半島	19,128	1,029	20,840	1,062	23,055	1,104
	西三河北部	15,365	498	16,712	532	18,219	569
	西三河南部東	11,623	806	12,610	882	13,694	967
	西三河南部西	16,290	743	17,280	761	18,284	780
	東三河北部	1,407	98	1,432	102	1,457	107
	東三河南部	23,381	1,118	24,469	1,187	26,058	1,266

注：利用時間の単位：時間/月

サービス見込量については、市町村障害（児）福祉計画との最終調整の中で、数値に若干の修正を行う場合があります。

③ サービスの確保策

訪問系サービスは、地域生活を支える中核的なサービスであり、福祉施設や精神科病院から地域生活への移行に伴い、量的・質的なニーズが高まることが予想されます。このため、引き続き、次のような確保策を進めていきます。

- 精神障害のある人を対象とした居宅介護が実施されていない市町村があるため、居宅介護の対象を精神障害にも拡充していくよう、働きかけていきます。
- 重度の肢体不自由者及び重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい

困難を有する人の生活支援を確保するため、すべての居宅介護事業者が重度訪問介護を実施することを目指し、働きかけていきます。

- 居宅介護事業者等に対して、知的障害や精神障害により行動する上で支援を必要とする人の危険回避のために必要な支援や外出支援を行う行動援護への参入を働きかけていきます。
- 居宅介護事業者等に対して、視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の移動、外出先において必要な視覚的情報の支援等を行う同行援護への参入を働きかけていきます。
- 医療的ケアが必要な方の生活支援を確保するため、居宅介護事業者等に対して、喀痰吸引や経管栄養の医療的ケアを行う喀痰吸引等事業への参入を働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

① 第4期計画までの評価

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、短期入所(福祉型・医療型)に、平成30(2018)年度からの新設サービスである就労定着支援を加えた9つに整理されています。

就労定着支援を除いた各サービスの利用実績は下表のとおりです。

全てのサービスにおいて、提供体制に地域偏在が見られますが、平成28(2016)年度における自立訓練(機能訓練)、就労移行支援を除いたサービスの利用実績は、見込量の近似値か見込量を上回っています。

なお、自立訓練(機能訓練)の見込量に対する実績が他のサービスと比較して低くなっている理由としては、事業所が名古屋市の1事業所のみとなっていることが挙げられます。

また、就労継続支援(A型)の見込量に対する実績が他のサービスと比較して相当量高くなっている理由としては、近年、事業所数が大幅に増加し、それに伴って利用者も増加したことが挙げられます。

【日中活動系サービスの利用状況(平成29年3月実績)】(図表82)

サービスの種類	利用実績等①	見込量(計画値)②	①/②
1 生活介護	272,916 人日/月	271,500 人日/月	100.5%
2 自立訓練(機能訓練)	747 人日/月	1,332 人日/月	56.1%
3 自立訓練(生活訓練)	5,994 人日/月	5,670 人日/月	105.7%
4 就労移行支援	29,424 人日/月	34,326 人日/月	85.7%
5 就労継続支援(A型)	107,916 人日/月	95,076 人日/月	113.5%
6 就労継続支援(B型)	152,024 人日/月	136,632 人日/月	111.3%
7 療養介護	546 人/月	539 人/月	101.3%
8(1) 福祉型短期入所	16,909 人日/月	17,507 人日/月	96.6%
8(2) 医療型短期入所	959 人日/月	867 人日/月	110.6%

資料：愛知県健康福祉部「障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績調査」(平成29年度)

② サービス見込量

ア 生活介護

常に介護を必要とする障害のある人に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。

障害支援区分が3以上（50歳以上は2以上）の障害のある人が利用対象となります。

【生活介護のサービス見込量】（図表 83）

区分	30年度		31年度		32年度		
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員	
県全体	276,547	14,345	284,856	14,744	292,973	15,151	
圏 域 別	名古屋・尾張中部	91,247	4,836	93,262	4,943	95,301	5,051
	（名古屋）	84,710	4,530	86,580	4,630	88,450	4,730
	（尾張中部）	6,537	306	6,682	313	6,851	321
	海部	9,845	523	10,341	549	10,874	577
	尾張東部	13,685	736	14,304	766	14,794	788
	尾張西部	21,777	1,078	22,343	1,106	22,909	1,134
	尾張北部	25,967	1,340	26,813	1,378	27,530	1,415
	知多半島	22,789	1,198	23,700	1,244	24,431	1,282
	西三河北部	15,700	814	16,400	846	17,300	894
	西三河南部東	12,305	644	12,508	655	12,716	666
	西三河南部西	24,356	1,272	24,918	1,302	25,414	1,327
	東三河北部	3,368	166	3,477	171	3,579	176
	東三河南部	35,508	1,738	36,790	1,784	38,125	1,841

注1：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人

注2：人日とは、「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

イ 自立訓練（機能訓練）

障害のある人に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【自立訓練（機能訓練）サービス見込量】（図表 84）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		1,343	109	1,325	110	1,415	116
圏 域 別	名古屋・尾張中部	474	48	474	48	474	48
	（名古屋）	450	45	450	45	450	45
	（尾張中部）	24	3	24	3	24	3
	海部	79	6	84	6	99	8
	尾張東部	95	10	125	13	155	15
	尾張西部	47	3	47	3	47	3
	尾張北部	180	11	181	11	203	12
	知多半島	123	9	69	7	69	7
	西三河北部	75	6	75	6	75	6
	西三河南部東	48	3	48	3	48	3
	西三河南部西	94	7	94	7	94	7
	東三河北部	22	1	22	1	22	1
	東三河南部	106	5	106	5	129	6

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

ウ 自立訓練（生活訓練）

障害のある人に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【自立訓練（生活訓練）サービス見込量】（図表 85）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		7,675	537	8,154	573	8,640	609
圏 域 別	名古屋・尾張中部	3,695	250	3,915	265	4,135	280
	（名古屋）	3,620	245	3,840	260	4,060	275
	（尾張中部）	75	5	75	5	75	5
	海部	263	19	278	21	304	23
	尾張東部	376	35	447	43	510	50
	尾張西部	324	24	337	25	350	26
	尾張北部	476	33	562	38	682	45
	知多半島	521	45	516	45	526	46
	西三河北部	220	11	220	11	220	11
	西三河南部東	455	20	470	21	486	22
	西三河南部西	522	66	533	67	544	68
	東三河北部	35	5	42	6	49	7
	東三河南部	788	29	834	31	834	31

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

エ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

福祉施設から一般就労への移行といった課題に対応するために制度化されたサービスであり、積極的な活用を推進していく必要があります。

【就労移行支援のサービス見込量】（図表 86）

区分	30 年度		31 年度		32 年度		
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員	
県全体	33,235	1,976	35,288	2,091	37,437	2,210	
圏 域 別	名古屋・尾張中部	9,520	603	9,591	608	9,636	611
	（名古屋）	9,100	576	9,120	577	9,130	578
	（尾張中部）	420	27	471	31	506	33
	海部	792	50	898	56	1,008	62
	尾張東部	2,338	138	2,679	157	3,026	174
	尾張西部	2,233	130	2,405	140	2,593	151
	尾張北部	2,630	157	2,835	169	3,082	182
	知多半島	2,865	189	3,086	204	3,322	221
	西三河北部	2,660	142	2,780	148	2,900	155
	西三河南部東	2,748	155	2,937	165	3,137	176
	西三河南部西	3,168	181	3,417	195	3,661	209
	東三河北部	327	16	345	17	363	18
	東三河南部	3,954	215	4,315	232	4,709	251

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。一般就労に近い形態であり、積極的な活用を推進していく必要があります。

【就労継続支援（A型）のサービス見込量】（図表 87）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		110,879	5,669	116,228	5,930	121,653	6,198
圏 域 別	名古屋・尾張中部	45,309	2,356	47,096	2,450	48,952	2,545
	（名古屋）	42,570	2,220	44,280	2,310	46,040	2,400
	（尾張中部）	2,739	136	2,816	140	2,912	145
	海部	7,575	390	8,102	417	8,653	445
	尾張東部	6,136	326	6,857	356	7,584	386
	尾張西部	8,932	444	9,253	460	9,594	477
	尾張北部	14,217	719	15,037	756	15,708	789
	知多半島	4,634	241	5,043	260	5,501	283
	西三河北部	4,630	225	5,050	245	5,530	269
	西三河南部東	4,937	242	4,945	242	4,955	242
	西三河南部西	8,146	415	8,462	431	8,773	447
	東三河北部	566	28	566	28	566	28
	東三河南部	5,797	283	5,817	285	5,837	287

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人や、一定の年齢に達している障害のある人に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。

前述の就労継続支援（A型）と異なり、雇用契約は結びません。

【就労継続支援（B型）サービス見込量】（図表 88）

区分	30年度		31年度		32年度		
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員	
県全体	172,287	9,891	186,839	10,720	201,804	11,572	
圏 域 別	名古屋・尾張中部	47,499	2,855	51,627	3,109	55,755	3,353
	（名古屋）	45,150	2,720	49,220	2,970	53,290	3,210
	（尾張中部）	2,349	135	2,407	139	2,465	143
	海部	10,649	605	11,370	650	12,128	696
	尾張東部	6,963	432	7,484	463	8,031	496
	尾張西部	13,090	695	14,911	790	16,971	898
	尾張北部	17,041	945	18,287	1,006	19,400	1,068
	知多半島	15,663	895	16,305	941	17,009	993
	西三河北部	8,300	435	8,910	467	9,560	501
	西三河南部東	14,821	820	16,616	919	18,626	1,029
	西三河南部西	15,717	915	16,685	967	17,597	1,016
	東三河北部	1,694	103	1,784	109	1,874	115
	東三河南部	20,850	1,191	22,860	1,299	24,853	1,407

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

キ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問あるいは来所により、必要な連絡調整や指導・助言を行うサービスです。

【就労定着支援のサービス見込量】（図表 89）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		1,048	1,197	1,336
圏 域 別	名古屋・尾張中部	746	830	910
	(名古屋)	745	828	908
	(尾張中部)	1	2	2
	海部	5	10	14
	尾張東部	39	49	57
	尾張西部	43	44	45
	尾張北部	18	23	28
	知多半島	22	31	35
	西三河北部	59	68	76
	西三河南部東	41	47	53
	西三河南部西	20	26	33
	東三河北部	0	2	3
	東三河南部	55	67	82

注：実人員の単位：人/月

ク 療養介護

医療と常時の介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービスです。医療に係るものは、療養介護医療となります。

【療養介護のサービス見込量】（図表 90）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		592	614	634
圏 域 別	名古屋・尾張中部	231	232	232
	(名古屋)	211	211	211
	(尾張中部)	20	21	21
	海部	24	24	24
	尾張東部	17	19	20
	尾張西部	55	62	71
	尾張北部	56	60	63
	知多半島	38	39	40
	西三河北部	30	30	30
	西三河南部東	38	44	49
	西三河南部西	51	52	52
	東三河北部	9	9	9
	東三河南部	43	43	44

注：実人員の単位：人/月

ケ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人が短期間、夜間も含め、施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスで、障害者支援施設等において実施する福祉型と病院、診療所、介護老人保護施設において実施する医療型があります。

【福祉型短期入所のサービス見込量】（図表 91）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		18,041	3,257	19,028	3,480	20,080	3,707
圏 域 別	名古屋・尾張中部	7,406	1,178	7,851	1,243	8,296	1,308
	（名古屋）	6,928	1,104	7,350	1,166	7,772	1,228
	（尾張中部）	478	74	501	77	524	80
	海部	864	152	907	161	951	170
	尾張東部	786	180	835	190	887	204
	尾張西部	1,260	192	1,314	204	1,395	216
	尾張北部	1,345	245	1,445	284	1,562	307
	知多半島	1,151	343	1,229	382	1,312	436
	西三河北部	1,245	200	1,285	211	1,335	221
	西三河南部東	878	192	978	212	1,083	236
	西三河南部西	1,317	299	1,386	312	1,456	325
	東三河北部	237	29	237	29	237	29
	東三河南部	1,552	247	1,561	252	1,566	255

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

【医療型短期入所のサービス見込量】（図表 92）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体		1,265	348	1,468	391	1,648	434
圏 域 別	名古屋・尾張中部	368	116	429	135	487	153
	（名古屋）	342	106	400	124	458	142
	（尾張中部）	26	10	29	11	29	11
	海部	39	15	40	16	48	17
	尾張東部	50	20	58	22	61	23
	尾張西部	92	29	122	30	129	32
	尾張北部	157	30	186	37	211	42
	知多半島	106	34	134	37	162	41
	西三河北部	92	30	110	35	133	42
	西三河南部東	121	24	126	25	131	26
	西三河南部西	66	13	72	14	78	15
	東三河北部	18	5	22	6	26	7
	東三河南部	156	32	169	34	182	36

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

③ サービスの確保策

障害のある人が安心して地域で自立した生活をするためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスの提供は不可欠であることから、今後も、サービス内容の周知を図りながら事業者の新規参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図っていきます。

- 障害のある人が身近なところで日中活動系サービスを利用できるよう、NPO 法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図ります。
- 地域生活のセーフティーネット機能となる短期入所については、今後、障害のある人の地域生活への移行が進むことに伴い、ますますニーズが高まることから、入所施設等の空床利用などを促進し、サービス提供体制基盤の充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする重症心身障害児者が、身近な地域で福祉型短期入所を利用できるよう、看護職員を配置した福祉型強化短期入所サービスの提供を進めます。

(3) 居住系サービス

① 第4期計画までの評価

生活の場を提供する居住系サービスは、グループホーム及び施設入所支援に、平成30(2018)年度からの新サービスである自立生活援助を加えた3つに整理されます。

自立生活援助を除いた各サービスの利用実績は、下表のとおりです。

各サービスとも見込量の近似値となっています。

グループホームは、入所施設から地域生活への移行を支える居住の基盤としての役割のほか、在宅等から自立して地域で暮らすことを望む方の居住の場としての役割を担っており、潜在的ニーズに対する不足感が強いサービスです。

さらに、在宅で生活する障害のある人の増加と、その介護を担っている親が高齢化していることを踏まえた「親亡き後」の生活の場としての必要性も高まっています。

【居住系サービスの利用状況(平成29年3月実績)】(図表 93)

サービスの種類	利用実績①	見込量(計画値)②	①/②
1 グループホーム	4,458 人/月	4,382 人/月	101.7%
2 施設入所支援	4,236 人/月	4,114 人/月	103.0%

資料：愛知県健康福祉部「障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績調査」(平成29年度)

② サービス見込量

ア 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用している人で、一人暮らしを希望する障害のある人に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や、訪問、電話、メール等による随時の対応により、必要な支援を行うサービスです。

【自立生活援助のサービス見込量】（図表 94）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		211	272	355
圏 域 別	名古屋・尾張中部	41	41	43
	(名古屋)	40	40	40
	(尾張中部)	1	1	3
	海部	1	4	8
	尾張東部	22	46	73
	尾張西部	2	6	12
	尾張北部	6	6	9
	知多半島	55	65	81
	西三河北部	8	9	12
	西三河南部東	15	16	17
	西三河南部西	14	16	20
	東三河北部	0	1	2
	東三河南部	47	62	78

注：実人員の単位：人/月

イ グループホーム

地域において共同生活を営むことに支障のない障害のある人に、主として夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、従来からグループホームと呼ばれていたものに、障害のある人に、主に夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、入浴、排せつ、食事の介護その他を行う、従来の共同生活介護（ケアホーム）が、平成 26(2014)年 4 月 1 日から、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

なお、平成 30(2018)年 4 月 1 日から、重度の障害のある人への支援を可能とする日中サービス支援型のグループホーム類型が創設されました。

【グループホームのサービス見込量】（図表 95）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		5,021	5,444	5,880
圏 域 別	名古屋・尾張中部	1,948	2,089	2,229
	（名古屋）	1,880	2,010	2,140
	（尾張中部）	68	79	89
	海部	231	259	279
	尾張東部	258	294	326
	尾張西部	423	458	493
	尾張北部	404	455	511
	知多半島	430	455	488
	西三河北部	217	252	293
	西三河南部東	143	156	170
	西三河南部西	397	414	439
	東三河北部	68	72	72
	東三河南部	502	540	580

注：実人員の単位：人/月

ウ 施設入所支援

障害者支援施設に入所している障害のある人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、生活介護利用者のうち障害支援区分4以上の入所者（50歳以上の場合は区分3以上）、又は自立訓練や就労移行支援の利用者のうち地域の状況等により、通所することが困難である人が対象となります。

【施設入所支援のサービス見込量】（図表 96）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		4,067	4,024	3,961
圏 域 別	名古屋・尾張中部	1,231	1,224	1,215
	（名古屋）	1,127	1,121	1,115
	（尾張中部）	104	103	100
	海部	214	215	212
	尾張東部	181	177	170
	尾張西部	284	277	270
	尾張北部	455	444	430
	知多半島	240	237	230
	西三河北部	241	241	240
	西三河南部東	230	229	228
	西三河南部西	337	331	323
	東三河北部	80	78	76
	東三河南部	574	571	567

注：実人員の単位：人/月

③ サービスの確保策

自立生活援助については、一人暮らしを希望する福祉施設入所者等の地域生活への移行の促進につながるものであるため、今後、サービス内容の周知を図りながら事業者の新規参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図ります。

また、グループホームの具体的な確保策については、「第4章 地域生活移行についての成果目標の設定と取組施策 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（4）本計画期間の取組 ○住まいの場の確保」に記述していますが、その概要は次図のとおりです。

グループホーム増加のための施策（図表97）

必要性

- ・入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する人の居住の場としてのニーズ
- ・親等と一緒に暮らしている在宅の人の地域での自立した生活を求めるニーズ

設置に係る支援

- ・県有地の貸付
（県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱、県営住宅活用型地域福祉拠点化事業）
- ・市街化調整区域における社会福祉施設の開発許可基準の改定（106 ページ参照）
- ・既存の戸建て住宅を活用しやすくする取扱いの実施
（愛知県既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱）
- ・公営住宅等の活用
（グループホーム事業に関する普通県営住宅使用許可事務取扱要領）
- ・グループホーム整備促進支援制度の実施
- ・整備経費の助成
- ・運営経費の助成
- ・世話人の仕事紹介や、地域のグループホームを活用した世話人業務の体験事業の実施(※)

利用者に対する支援

- ・家賃補助（上限 1 万円：市町村民税非課税の場合）

(4) 相談支援

① 第4期計画までの評価

相談支援は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3つに整理されています。

各サービスの利用実績については、下表のとおりです。

計画相談支援については、平成24(2012)年4月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、サービスを利用するすべての利用者にサービス等利用計画を作成することとなっており、利用実績は見込量を上回り、サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画の作成が行える体制の整備が進んでいます。一方、施設入所者や精神科病院入院患者等の地域生活への移行を支援する地域移行支援や、地域での継続的な生活を支援する地域定着支援の利用実績は、見込量を大きく下回っており、引き続き、事業者の確保を進めるとともに、障害のある人や家族に対して、サービスの周知を図っていく必要があります。

また、相談支援に対するニーズは高く、相談支援は、障害のある人の心身の状況や生活環境、サービス利用の意向、支援する上での課題等を総合的にアセスメントし、サービス利用につなげていく重要な役割を担っており、対応できる質の高い人材育成が課題となっています。

このため、相談支援専門員の養成を進めるとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援専門員間の情報交換ができるネットワークづくりを進めていく必要があります。

さらに、精神障害のある人の相談については、対応していない相談支援事業者があり、その要因の一つとして、事業所職員の各種の障害特性に対する理解不足が挙げられていることから、研修体制の整備を含め相談支援従事者の質の向上について検討する必要があります。

【相談支援の利用状況(平成29年3月実績)】(図表98)

サービスの種類	利用実績①	見込量(計画値)②	①/②
1 計画相談支援	7,232 人/月	6,452 人/月	112.1%
2 地域移行支援	27 人/月	160 人/月	16.9%
3 地域定着支援	71 人/月	176 人/月	40.3%

資料：愛知県健康福祉部「障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績調査」(平成29年度)

② サービス見込量

ア 計画相談支援

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

【計画相談支援のサービス見込量】（図表 99）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		7,470	8,019	8,572
圏 域 別	名古屋・尾張中部	2,262	2,385	2,519
	(名古屋)	2,160	2,280	2,410
	(尾張中部)	102	105	109
	海部	375	402	431
	尾張東部	295	315	335
	尾張西部	674	695	716
	尾張北部	560	767	939
	知多半島	698	719	756
	西三河北部	265	274	284
	西三河南部東	448	453	459
	西三河南部西	515	538	560
	東三河北部	123	130	137
	東三河南部	1,255	1,341	1,436

注：実人員の単位：人/月

イ 地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行うサービスです。

【地域移行支援のサービス見込量】（図表 100）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		175	190	213
圏 域 別	名古屋・尾張中部	97	97	97
	（名古屋）	95	95	95
	（尾張中部）	2	2	2
	海部	5	5	8
	尾張東部	8	10	10
	尾張西部	4	7	11
	尾張北部	9	10	11
	知多半島	17	20	24
	西三河北部	3	3	3
	西三河南部東	6	7	9
	西三河南部西	7	7	9
	東三河北部	2	2	2
	東三河南部	17	22	29

注：実人員の単位：人/月

ウ 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障害の特性を原因として生じた緊急の事態等の相談などを行うサービスです。

【地域定着支援のサービス見込量】（図表 101）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		138	158	183
圏 域 別	名古屋・尾張中部	31	33	35
	（名古屋）	29	31	33
	（尾張中部）	2	2	2
	海部	3	3	7
	尾張東部	10	12	12
	尾張西部	4	7	11
	尾張北部	9	10	11
	知多半島	49	54	59
	西三河北部	2	2	2
	西三河南部東	6	7	9
	西三河南部西	13	15	19
	東三河北部	3	5	5
	東三河南部	8	10	13

注：実人員の単位：人/月

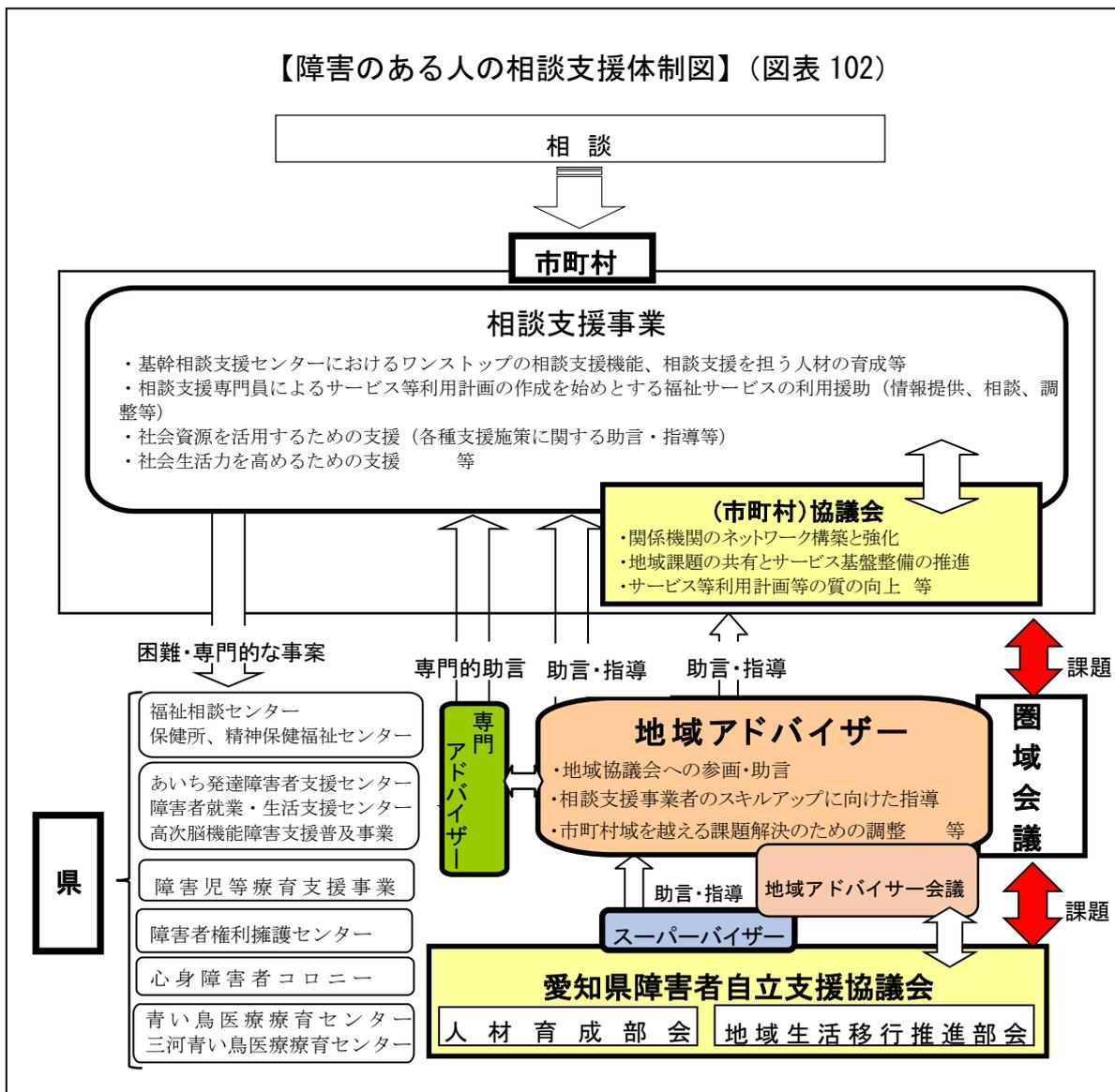
③ サービスの確保策

- 相談支援従事者等研修を実施し、サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画の作成ができるよう、相談支援専門員の確保を図っていきます。
- 基本的な相談支援事業は一元的に市町村で実施されています。市町村は、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等関連する分野の関係者等を含めた自立支援協議会において、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムについて協議を行い、社会資源の開発を進めるとともに、事業者との連絡調整などの相談支援事業を効果的に実施していく必要があります。

基幹相談支援センターについては、各種の障害に対応するワンストップ相談窓口としての機能のほか、権利擁護・虐待防止の窓口、地域移行・地域定着支援の実施主体、さらに地域の相談支援事業者に対する助言、人材育成等、相談支援に係わる主導的役割が期待されているところであり、設置を促進していく必要があります。

このため、県は、愛知県障害者自立支援協議会や圏域会議において、広域的観点から市町村又は圏域（協議会単位）の相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方策の助言等を行うほか、相談支援に関するアドバイザーを各圏域に設置し、基幹相談支援センターの設置に向けた助言や、相談支援事業所間のネットワーク構築に向けた指導・調整、強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人への支援など地域単独では対応困難な事例に対する助言、相談支援従事者のスキルアップに向けた指導など広域的専門的な支援を行うことにより、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるシステムづくりを支援していきます。

【障害のある人の相談支援体制図】（図表 102）



資料：愛知県健康福祉部作成

(5) 障害児支援

① 第4期計画までの評価

障害児支援は、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援（平成30年度からの新設サービス））に、障害児相談支援と障害児入所支援（福祉型・医療型）を加えた8つで整理されています。

居宅訪問型児童発達支援及び障害児入所支援（福祉型・医療型）を除いた各サービスの利用実績は、下表のとおりです。

全てのサービスにおいて、提供体制に地域偏在は見られますが、平成28(2016)年度における医療型児童発達支援、保育所等訪問支援を除いたサービスの利用実績は、見込量を上回っています。

保育所等訪問支援は、見込量を下回っていますが、障害のある子どもがいない子どもと共に暮らす社会（インクルーシブ社会）の実現を推進していく上で、重要なものであることから、引き続き、各市町村において、サービスを提供できる体制の整備を進めていく必要があります。

これに加えて、各サービスの質の向上を図るとともに、重症心身障害児や医療的ケア児を支援できる事業所の確保を進めていく必要があります。

【障害児支援の利用状況(平成29年3月実績)】(図表103)

サービスの種類	利用実績①	見込量(計画値)②	①/②
1 児童発達支援	40,320 人日/月	37,300 人日/月	108.1%
2 医療型児童発達支援	1,104 人日/月	1,535 人日/月	71.9%
3 放課後等デイサービス	118,106 人日/月	83,319 人日/月	141.8%
4 保育所等訪問支援	175 人日/月	478 人日/月	36.6%
5 障害児相談支援	1,967 人/月	1,804 人/月	109.0%

資料：愛知県健康福祉部「障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績調査」（平成29年度）

② サービス見込量

ア 児童発達支援

未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービスです。

【児童発達支援のサービス見込量】（図表 104）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		48,576	4,790	55,036	5,546	61,578	6,148
圏 域 別	名古屋・尾張中部	13,506	1,019	16,240	1,223	19,550	1,471
	(名古屋)	12,625	920	15,308	1,118	18,555	1,358
	(尾張中部)	881	99	932	105	995	113
	海部	1,500	213	1,586	225	1,676	238
	尾張東部	3,470	382	3,761	412	4,075	443
	尾張西部	3,987	474	4,289	510	4,600	547
	尾張北部	5,351	720	5,661	761	5,987	805
	知多半島	5,674	435	6,456	491	6,708	523
	西三河北部	2,191	209	2,530	272	2,954	280
	西三河南部東	3,719	601	4,373	708	5,145	835
	西三河南部西	4,022	272	4,382	391	4,799	428
	東三河北部	289	17	289	17	289	17
	東三河南部	4,867	448	5,469	536	5,795	561

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

イ 医療型児童発達支援

未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスであり、身体状況により、治療も行います。

【医療型児童発達支援のサービス見込量】（図表 105）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		688	84	705	86	750	94
圏 域 別	名古屋・尾張中部	182	26	182	26	182	26
	(名古屋)	153	23	153	23	153	23
	(尾張中部)	29	3	29	3	29	3
	海部	71	8	72	8	74	8
	尾張東部	20	3	22	3	29	4
	尾張西部	47	6	47	6	47	6
	尾張北部	80	9	94	11	115	15
	知多半島	19	2	19	2	24	3
	西三河北部	0	0	0	0	0	0
	西三河南部東	95	13	95	13	95	13
	西三河南部西	82	8	82	8	92	9
	東三河北部	5	1	5	1	5	1
	東三河南部	87	8	87	8	87	9

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

ウ 放課後等デイサービス

就学中の児童に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

【放課後等デイサービスのサービス見込量】(図表 106)

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		141,802	12,489	160,636	14,129	181,899	16,006
圏 域 別	名古屋・尾張中部	43,902	3,019	51,834	3,557	61,265	4,197
	(名古屋)	40,722	2,751	48,459	3,274	57,666	3,896
	(尾張中部)	3,180	268	3,375	283	3,599	301
	海部	7,175	678	7,591	716	8,020	756
	尾張東部	9,688	993	10,593	1,081	11,502	1,168
	尾張西部	11,986	1,061	13,293	1,177	14,613	1,294
	尾張北部	16,649	1,352	18,113	1,468	19,844	1,593
	知多半島	9,592	1,018	10,960	1,174	12,093	1,355
	西三河北部	7,800	625	8,250	660	8,700	695
	西三河南部東	9,094	1,192	11,059	1,455	13,466	1,779
	西三河南部西	11,525	1,322	12,330	1,424	13,167	1,531
	東三河北部	410	51	450	56	490	61
	東三河南部	13,981	1,178	16,163	1,361	18,739	1,577

注 : 利用日数の単位 : 人日/月、実人員の単位 : 人/月

エ 保育所等訪問支援

保育所等に通う児童に対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。

【保育所等訪問支援のサービス見込量】（図表 107）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		401	263	458	301	578	354
圏 域 別	名古屋・尾張中部	42	26	42	26	42	26
	（名古屋）	40	24	40	24	40	24
	（尾張中部）	2	2	2	2	2	2
	海部	18	7	18	8	27	12
	尾張東部	14	11	23	17	31	22
	尾張西部	31	20	35	22	37	24
	尾張北部	43	14	52	19	63	24
	知多半島	59	37	69	42	139	62
	西三河北部	28	21	31	23	34	25
	西三河南部東	8	8	10	10	13	13
	西三河南部西	118	85	128	93	136	99
	東三河北部	5	1	5	1	5	1
	東三河南部	35	33	45	40	51	46

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

オ 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難である重度の障害のある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

【居宅訪問型児童発達支援のサービス見込量】（図表 108）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		207	43	257	55	340	80
圏 域 別	名古屋・尾張中部	7	1	7	1	7	1
	（名古屋）	0	0	0	0	0	0
	（尾張中部）	7	1	7	1	7	1
	海部	5	1	10	2	17	8
	尾張東部	13	3	15	4	24	6
	尾張西部	12	3	31	7	43	11
	尾張北部	44	14	52	16	71	19
	知多半島	28	2	33	3	39	5
	西三河北部	7	3	13	5	20	8
	西三河南部東	11	2	11	2	11	2
	西三河南部西	60	10	60	10	75	12
	東三河北部	5	1	5	1	5	1
	東三河南部	15	3	20	4	28	7

注1：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

注2：名古屋市は、次期子どもに関する総合計画等の策定の中で見込みを行うため、上表には未計上

カ 障害児相談支援

障害児相談支援事業所が障害児通所支援、障害福祉サービス利用に関する障害児支援利用計画を作成し、サービス事業者と連絡調整などを行うサービスです。

【障害児相談支援のサービス見込量】（図表 109）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		2,771	3,113	3,600
圏 域 別	名古屋・尾張中部	389	475	546
	(名古屋)	311	391	457
	(尾張中部)	78	84	89
	海部	148	174	201
	尾張東部	149	163	174
	尾張西部	236	254	275
	尾張北部	252	299	515
	知多半島	485	535	584
	西三河北部	159	166	174
	西三河南部東	226	238	251
	西三河南部西	311	343	379
	東三河北部	17	18	19
	東三河南部	399	448	482

注：実人員の単位：人/月

キ 福祉型障害児入所支援

障害のある子どもが入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与といった福祉サービスを行います。

【福祉型障害児入所支援のサービス見込量】（図表 110）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		358	358	358
圏 域 別	名古屋・尾張中部	100	100	100
	（名古屋）	100	100	100
	（尾張中部）	0	0	0
	海部	0	0	0
	尾張東部	0	0	0
	尾張西部	0	0	0
	尾張北部	72	72	72
	知多半島	38	38	38
	西三河北部	43	43	43
	西三河南部東	14	14	14
	西三河南部西	0	0	0
	東三河北部	0	0	0
	東三河南部	91	91	91

注1：実人員の単位：人/月

注2：措置児を含む。

注3：サービス見込み量は、当該圏域内の福祉型障害児入所施設における実利用者見込み者数を計上しており、当該施設のない圏域においては「0」と設定。

【福祉型障害児入所施設の必要入所定員総数】（図表 111）

（単位：人）

区分	29年4月1日現在	30年度	31年度	32年度
総数	456	456	456	456

ク 医療型障害児入所支援

障害のある子どもが入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与といった福祉サービスに併せて治療を行います。

【医療型障害児入所支援のサービス見込量】（図表 112）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		87	87	87
圏 域 別	名古屋・尾張中部	50	50	50
	（名古屋）	50	50	50
	（尾張中部）	0	0	0
	海部	0	0	0
	尾張東部	0	0	0
	尾張西部	0	0	0
	尾張北部	7	7	7
	知多半島	0	0	0
	西三河北部	0	0	0
	西三河南部東	24	24	24
	西三河南部西	0	0	0
	東三河北部	0	0	0
	東三河南部	6	6	6

注1：利用日数の単位：人/月

注2：措置児を含む。療養介護利用者は含まない。

注3：サービス見込み量は、当該圏域内の医療型障害児入所施設における実利用者見込み者数を計上しており、当該施設のない圏域においては「0」と設定。

【医療型障害児入所施設の必要入所定員総数】（図表 113）

（単位：人）

区分	29年4月1日現在	30年度	31年度	32年度
総数	619	717	717	717

注：定員には、療養介護利用者分も含む。

ケ 医療的ケア児等を支援するコーディネーターの配置数

第5期計画の国の基本指針において、県及び市町村は、障害児支援に係る新たな活動指標として、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、成果目標として設定する協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりの推進の役割を担うコーディネーターの配置数について設定するよう求められています。

コーディネーターの配置については市町村が実施主体となるため、県では、市町村と連携を図り、次のとおり具体的な配置数を設定します。

また、このコーディネーターは、重症心身障害児者を支援する役割も担うことができるものとします。

【医療的ケア児等を支援するコーディネーターの配置数】（図表 114）

（単位：人）

区 分	30 年度見込	31 年度見込	32 年度見込
コーディネーターの配置数	53	53	53

注：名古屋市を除く。

③ サービス等の確保策

- 身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスを利用できるよう、NPO 法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図ります。
- 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児相談支援体制の整備に努めるとともに、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」を踏まえた、質の高い障害児支援が地域で行われるよう、児童発達支援管理責任者研修の実施など、人材の養成に努めます。
- 「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」を活用し、保育所等訪問支援のサービスの質の向上を図るとともに、訪問先となる保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、小学校、特別支援学校等を所管する関係機関への周知を図ります。
- 市町村における医療的ケア児等を支援するコーディネーターの配置を進めるため、県では、医療的ケア児や重症心身障害児者の支援に関する研修を実施し、人材の養成に努めます。

(6) 子ども・子育て支援等

① 指標の設定

第5期計画の国の基本指針では、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、県及び市町村は、新たに障害のある子どもの保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握するとともに、それを満たす定量的な目標を設定し、その提供体制の整備に努めることとされています。

県では、利用ニーズを踏まえた必要な量の見込み及び定量的な目標を、市町村が当事者へのニーズ調査等により算出した数値（一部の市町村では暫定・参考値）の積み上げを基本に次のとおり設定し、子ども・子育て支援等の提供体制の整備に取り組んでいきます。

【障害のある子どもの子ども・子育て支援等の必要な見込量と定量的な目標】（図表 115）

種別	利用ニーズを踏まえた 必要な量の見込み（人）	定量的な目標（人）		
		30年度	31年度	32年度
保育所	3,677	3,521	3,589	3,709
認定こども園	239	210	235	247
放課後児童健全育成事業	1,395	1,311	1,366	1,408

注1：年間の実人員数

注2：名古屋市を除く（名古屋市は、次期子どもに関する総合計画等の策定の中で見込みを行うため、上表には未計上。）。

② 本計画期間の取組

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある子どもが希望に沿った利用ができるよう、市町村と連携し、ニーズの把握を行うとともに、本県の子ども・子育て支援事業支援計画に位置付けている「あいち はぐみんプラン 2015-2019」（計画期間：平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度）と調和を図りながら、その提供体制の整備に取り組んでいきます。

(7) 就労支援

① 指標の設定

障害のある人の一般就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいく上で、重要な要素になります。第5期計画では、国の基本方針に即して、平成32(2020)年度における障害者雇用に関する活動指標を次のとおり設定し、関係機関と連携しながら、福祉施設から一般就労への移行及び職場定着について、計画的かつ着実に進めていきます。

(図表 116)

活動指標		平成32年度の見込量
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行見込数	【就労移行支援事業】	999人
	【就労継続支援事業A型】	245人
	【就労継続支援事業B型】	130人
障害者に対する職業訓練の受講者数 (福祉施設から一般就労への移行を促進するため、必要な者が職業訓練を受講できるよう、受講者数の見込みを設定する)		38人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 (福祉施設から一般就労への移行を促進するため、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する)		2,517人
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数 (福祉施設から一般就労への移行を促進するため、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数の見込みを設定する)		944人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 (一般就労後の職場定着を支援するため、必要な者が障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する)		185人

② 本計画期間の取組

「第4章 地域生活移行等についての成果目標の設定と取組施策 4 福祉施設から一般就労への移行等 (4) 本計画期間の取組」に記載の取組を行うとともに、産業労働部や愛知労働局を始めとする関係機関との連携の強化を図り、障害のある人の就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組んでいきます。

(8) 発達障害のある人に対する支援

① 指標の設定

発達障害のある人に対しては、可能な限り身近な地域において、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた、教育や就労、生活面での切れ目のない支援を受けられることが必要です。第5期計画では、国の基本指針に即して、平成32(2020)年度における発達障害のある人に関する活動指標を次のとおり設定し、関係機関と連携しながら、発達障害のある人への支援の一層の充実を図っていきます。

(図表 117)

活 動 指 標	平成 32 年度の見込量
発達障害者支援地域協議会の開催回数 (地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。)	年 3 回
発達障害者支援センターによる相談支援件数 (現状の相談件数、発達障害のある人等のニーズから導き出される相談件数の見込みを設定する。)	1,400 件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 (現状の相談件数、発達障害のある人等のニーズのうち、市町村等から発達障害者支援センターの助言が求められる件数の見込みを設定する。)	70 件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 (現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。)	20 件

② 本計画期間の取組

- 県は、発達障害に関する家族への相談支援や、地域への支援機能の強化するために研修等を行う「あいち発達障害者支援センター」を中心として、医療、保健、福祉、労働、教育等の各分野の関係機関の連携を強化し、生涯を通じて切れ目のない支援が行われるよう、引き続き、総合的な支援体制の整備に取り組んでいきます。
- 発達障害の早期発見や発達支援、成人期の発達障害のある人への支援方策等について、本県の発達障害者支援地域協議会に位置付けている「発達障害者支援体制整備推進協議会」において、引き続き検討していきます。

- 地域における発達障害の相談支援について、それぞれの市町村の現状やニーズに合わせた体制整備の支援をしていきます。
また、地域支援の体制整備の中核となる発達障害支援指導者の活用を市町村に働きかけるとともに、その活動を支援していきます。
- 支援者向けの各種研修や事業所等へ出向いて事例検討等を通じた研修を行う機関コンサルテーションなどにより、支援者を育成・支援し、地域支援体制の充実を図っていきます。
- 身近な地域で同じ悩みを持つ人に相談できるよう、発達障害のある人の父母を対象としたピアカウンセラー養成のための事業を実施します。

2 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）

（1）圏域単位での地域特性及び課題

各圏域を人口別で見ると、平成 29(2017)年 4 月 1 日現在で 2,471,920 人の名古屋・尾張中部圏域から 55,352 人の東三河北部圏域まで大きな開きがあり、人口密度も、名古屋・尾張中部圏域の 6,711 人/k²から東三河北部圏域の 53 人/k²まで大きな開きがあります。

人口密度の低さは、サービス利用者の面積当たりの少なさにつながり、訪問系や日中活動系のサービス事業者にとって経営上不利となり、それらの事業者数が少ない要因となっています。その一方、地価は相対的に低く、施設整備に係る建設コストは低くなりますが、こうした地域では市街化を抑制すべき区域として定められた市街化調整区域であることが多く、社会福祉施設であっても開発許可が必要です。

市街化調整区域における社会福祉施設は、県が所管する市町村においては、平成 21(2009)年 11 月 12 日から新たに許可の基準を施行し、近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設の機能と密接に連携しつつ立地又は運用する場合等、一定の立地要件を満たす施設の立地が認められています。さらに、平成 23(2011)年 10 月 1 日施行の「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」では、一定の要件を満たす地域で、社会福祉施設も立地することができるような区域を市町村の申出により指定することができるようになっています。

障害のある人の数で見ると、平成 29(2017)年 4 月 1 日現在で、身体障害者手帳所持者、療育（愛護）手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の合計数の人口比は、最も高い圏域が 6.1%を占める東三河北部圏域で、最も低い圏域は 4.1%を占める尾張東部圏域です。

このような状況がある中、市町村ヒアリング・圏域会議の結果等から、県内の障害福祉サービス等の現状と課題をまとめると以下のようになります。

【訪問系サービス】

訪問系サービスのニーズに対してのサービス供給量は、概ね充足している市町村と不足している市町村があります。訪問系サービスは、地域で生活を支える基本事業であり、地域生活移行を支えるサービスでもあるため、必要となるサービス量を確保するために、引き続き、基盤整備を進める必要があります。

なお、充足している市町村でも、新しく設置された事業所については、利用者への周知が、市町村等において適切に行われる必要があります。

不足している市町村の主な理由（課題）としては、利用者の絶対数が少なかったり、利用希望が土日・祝日・早朝や夜間など特定の時間に集中していること及び報

報酬単価が低いことなどにより事業者の参入が少ないことや、行動援護などについて資格要件を満たす従業者が不足していること、男性ヘルパーが不足していること、医療的ケアが実施できる従業者が不足していることなどが挙げられています。

特に東三河北部圏域では、利用者の密度が低いために、利用者間の移動に時間がかかるなど、事業者として効率が悪いことなどがあります。

必要となるサービス量を確保するためには、基盤整備及び人材確保、スキルアップを進める必要があります。事業者への働きかけのほか、一部の市町村では独自にサービス従業者の研修を実施したり、協議会や協議会に専門部会を設けて協議を行っています。

【日中活動系サービス】

短期入所、自立訓練（機能訓練）を除き、多くの市町村で強い不足感はないものと考えられますが、地域で自立した日常生活や社会生活を送るための日中の多様な活動の場として、生活介護や就労継続支援など、必要となるサービス量を確保するための基盤整備を進める必要があります。

不足している市町村の主な理由（課題）としては、利用者の絶対数が少ないこと（通所手段がなく利用できない場合を含む）などによる事業者の参入がないこと、報酬単価が低いこと、男性の介護職員雇用が難しいことなどが挙げられます。

特に東三河北部圏域では、居宅からの通所手段が非常に少ないため、利用者が限定されるとともに、交通費の負担が大きい人がいます。

一部の自治体では、通所施設への交通費の全額又は一部の助成を行っています。

なお、就労移行支援は、利用期間が2年間（期間1年以内、1回更新可）と限られ、利用者の継続的な確保が難しいことから、事業者が参入しづらくなっています。しかしながら、就労移行支援は就労を希望する障害のある人のニーズを把握し、適切な支援により就労に結びつけるサービスであるため、参入が増えるよう検討を進める必要があります。

また、短期入所については、サービス提供の基盤が不足している上に、利用者の情報を市町村及び事業所間で共有できるネットワークがないために、緊急時におけるサービス利用に困難が生じています。さらに、利用者の固定化により緊急利用等の潜在的な利用希望に応えきれず、他市町村の事業者を使う例も多く見られるため、各市町村には事業者のさらなる参入促進に努めるとともに、必要な時にサービスを利用できる体制づくりが強く求められます。

【居住系サービス】

グループホームは、入所施設を利用していた障害のある人が地域生活へ安心して移行し、自立した生活をするために大変重要なサービスです。また、親など保護者と暮らす障害のある人が、地域で自立して暮らすためのサービスとして大きなニーズがあります。そのため、これまで以上に、サービス量を確保するための基盤整備を進める必要があります。

不足している市町村の主な理由（課題）としては、精神障害を対象とするサービスが少ないことのほか、整備や運営の経験やノウハウがないこと、サービス報酬単価が低いこと、世話人の確保が難しいことなどが挙げられます。

また、新たに設置されたグループホームへの入居は、設置法人が運営する日中活動系サービスを利用している人が優先されるという現状も一部にあります。

グループホームの確保策としては、十分な防火・避難対策を講じた、既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱に基づくグループホームの開設が進められています。

また、一部の市町村では施設整備費や運営費への上乗せ補助が実施又は検討されています。

【相談支援】

平成 24(2012)年4月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、サービスを利用するすべての利用者にサービス等利用計画を作成することとなり、計画相談支援のニーズはますます高まっています。また、地域移行支援及び地域定着支援については、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行と定着を進める上で重要なものであり、サービスの提供体制を積極的に進める必要があります。

不足している市町村の主な理由（課題）としては、報酬面等の問題から事業者の参入が進まないことのほか、サービス等利用計画の作成率自体は年々向上しているもののセルフプランの割合が多いこと、相談支援専門員一人当たりが抱える担当件数が非常に多いこと、さらには専門性の高い人材の育成が挙げられます。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、すべての市町村で、サービスを提供する事業者が少ない状況があります。特に、地域移行支援については、対象者の要件や支給決定の有効期限が短いこと、報酬面の問題から事業者の参集が進んでいない状況があり、また、医療機関側の制度理解が進んでいないことにより、相談（サービスの利用希望）が挙がってこないという状況もあります。

こうした中、一部の市町村では、協議会や協議会の下に設置した専門部会、基幹相談支援センター等が中心となり、研修やグループワーク、情報交換会を行い、サ

サービスの質の向上を図るとともに、量的確保に向けた方策の検討が行われています。

【障害児支援】

サービスの供給量は、サービスの種別ごとに充足しているものと充足していないものの両極化が進んでいます。放課後等デイサービスについては、地域差はあれど、多くの市町村で強い不足感はないものと考えられますが、保育所等訪問支援や障害児相談支援については、多くの市町村で特に不足している状況があります。

不足している市町村の主な理由（課題）として、保育所等訪問支援については、保護者や学校教員の理解が進まないことや利用手続きが煩雑なことにより利用希望者が少ないこと、訪問支援員の確保が難しいことなどが挙げられます。また、障害児相談支援については、近年の児童発達支援や放課後等デイサービスの急激な利用の伸びにより、計画相談支援と同様に、相談支援専門員一人当たりが抱える担当件数が非常に多くなっていることや専門性の高い人材の確保・育成が進まないこと、報酬面の問題から事業者の参入が少ないことなどが挙げられます。また、他のサービスについては、強度行動障害のある子どもや医療的ケア児への支援を行うことができる事業所が少ないことが課題視されています。

一方で、サービスの供給量としては充足していますが、放課後等デイサービスについては、利潤を追求し質の低いサービスを行う事業所や適切ではない支援（単なる預かりのみを行うなど。）を行う事業所が増えているという指摘が全国的にあることから、量だけではなく質の向上が求められています。

このため、一部の市町村では、関係機関や関係事業所との連絡協議会の開催を行うとともに、保護者向けのサービス利用に関する説明会やサービス事業者への研修会、サービス事業者間の情報交換会などを定期的に行っています。

(2) 平成32（2020）年度末までに不足するサービスの基盤整備

必要なサービスを確保するためには、事業者のより一層の参入などが求められますが、その事業者の参入を促進するためには、国における介護報酬を始めとした制度の一層の改善が望まれるところです。

また、不足するサービス基盤の整備を促進するためには、地域の協議会がその機能を有効に発揮することが重要です。

体制の整備に当たっては、「どこに暮らしを築いても一定の水準の支援を受けられるよう、地方自治体間の限度を超え合理性を欠くような格差についての是正を目指す」とする「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の趣旨を踏まえて取り組むことが求められます。

県では、圏域ごとに掲げたサービス見込量を確保するため、第2期計画において設置した圏域会議において、引き続き、サービス利用実績及び基盤整備状況の検証を行い、地域特性や課題を踏まえた今後の方策などの検討を行い、市町村と協働して整備を進めていきます。

なお、一部の圏域において、緊急時における短期入所の円滑な利用について、市町村と事業者が協働して、ネットワークを形成して、その強化に取り組んでいます。

また、障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見センターを実施しているところ、実施に向けて検討に取り組んでいるところ等、成年後見についての機能強化が検討されています。

(3) 各圏域の現状と今後のサービス見込量

ア 名古屋・尾張中部圏域

【障害福祉サービス等の現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

<圏域全体>

(図表 118)

種別	28年度	30年度	31年度	32年度
	利用実績	利用見込	利用見込	利用見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	332,721 時間	354,584 時間	377,771 時間	404,906 時間
	7,372 人	7,992 人	8,391 人	8,830 人

注1：28年度利用実績は、平成29年3月分の利用実績を計上。(各圏域同じ、以降略)

注2：30～32年度利用見込は、各年度の月平均の利用見込みを計上。(各圏域同じ、以降略)

<内訳①：名古屋地域>

(図表 119)

種別	28年度	30年度	31年度	32年度
	利用実績	利用見込	利用見込	利用見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	328,417 時間	350,000 時間	373,000 時間	400,000 時間
	7,168 人	7,780 人	8,170 人	8,600 人

<内訳②：尾張中部地域>

(図表 120)

種別	28年度	30年度	31年度	32年度
	利用実績	利用見込	利用見込	利用見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	4,304 時間	4,584 時間	4,771 時間	4,906 時間
	204 人	212 人	221 人	230 人

○日中活動系サービス

<圏域全体>

(図表 121)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
生活介護	92,788 人日	91,247 人日	163	93,262 人日	169	95,301 人日	175	
	4,628 人	4,836 人		4,943 人		5,051 人		
自立訓練(機能訓練)	544 人日	474 人日	1	474 人日	1	474 人日	1	
	49 人	48 人		48 人		48 人		
自立訓練(生活訓練)	3,253 人日	3,695 人日	16	3,915 人日	16	4,135 人日	16	
	221 人	250 人		265 人		280 人		
就労移行支援	9,996 人日	9,520 人日	54	9,591 人日	58	9,636 人日	62	
	591 人	603 人		608 人		611 人		
就労継続支援(A型)	45,802 人日	45,309 人日	118	47,096 人日	123	48,952 人日	128	
	2,248 人	2,356 人		2,450 人		2,545 人		
就労継続支援(B型)	43,235 人日	47,499 人日	149	51,627 人日	159	55,755 人日	169	
	2,446 人	2,855 人		3,109 人		3,353 人		
就労定着支援	— 人	746 人	0	830 人	0	910 人	0	
療養介護	220 人	231 人	3	232 人	3	232 人	3	
福祉型短期入所	7,115 人日	7,406 人日	84	7,851 人日	88	8,296 人日	92	
	1,139 人	1,178 人		1,243 人		1,308 人		
医療型短期入所	390 人日	368 人日	4	429 人日	4	487 人日	4	
	108 人	116 人		135 人		153 人		

注：各サービスの事業所見込数(福祉型・医療型障害児入所支援を除く)は、各市町村が推計した管内における事業所見込数の積上を参考として掲載。(各圏域同じ、以降略)

<内訳①：名古屋地域>

(図表 122)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	87,046 人日	84,710 人日	155	86,580 人日	161	88,450 人日	167
	4,342 人	4,530 人		4,630 人		4,730 人	
自立訓練(機能訓練)	521 人日	450 人日	1	450 人日	1	450 人日	1
	47 人	45 人		45 人		45 人	
自立訓練(生活訓練)	3,182 人日	3,620 人日	16	3,840 人日	16	4,060 人日	16
	216 人	245 人		260 人		275 人	
就労移行支援	9,630 人日	9,100 人日	53	9,120 人日	57	9,130 人日	61
	571 人	576 人		577 人		578 人	
就労継続支援(A型)	43,193 人日	42,570 人日	113	44,280 人日	118	46,040 人日	123
	2,118 人	2,220 人		2,310 人		2,400 人	
就労継続支援(B型)	41,142 人日	45,150 人日	143	49,220 人日	153	53,290 人日	163
	2,328 人	2,720 人		2,970 人		3,210 人	
就労定着支援	— 人	745 人	—	828 人	—	908 人	—
療養介護	201 人	211 人	3	211 人	3	211 人	3
福祉型短期入所	6,697 人日	6,928 人日	82	7,350 人日	86	7,772 人日	90
	1,068 人	1,104 人		1,166 人		1,228 人	
医療型短期入所	357 人日	342 人日	4	400 人日	4	458 人日	4
	100 人	106 人		124 人		142 人	

<内訳②：尾張中部地域>

(図表 123)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	5,742 人日	6,537 人日	8	6,682 人日	8	6,851 人日	8
	286 人	306 人		313 人		321 人	
自立訓練(機能訓練)	23 人日	24 人日	0	24 人日	0	24 人日	0
	2 人	3 人		3 人		3 人	
自立訓練(生活訓練)	71 人日	75 人日	0	75 人日	0	75 人日	0
	5 人	5 人		5 人		5 人	
就労移行支援	366 人日	420 人日	1	471 人日	1	506 人日	1
	20 人	27 人		31 人		33 人	
就労継続支援(A型)	2,609 人日	2,739 人日	5	2,816 人日	5	2,912 人日	5
	130 人	136 人		140 人		145 人	
就労継続支援(B型)	2,093 人日	2,349 人日	6	2,407 人日	6	2,465 人日	6
	118 人	135 人		139 人		143 人	
就労定着支援	— 人	1 人	0	2 人	0	2 人	0
療養介護	19 人	20 人	0	21 人	0	21 人	0
福祉型短期入所	418 人日	478 人日	2	501 人日	2	524 人日	2
	71 人	74 人		77 人		80 人	
医療型短期入所	33 人日	26 人日	0	29 人日	0	29 人日	0
	8 人	10 人		11 人		11 人	

○居住系サービス

<圏域全体>

(図表 124)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	41 人	0	41 人	0	43 人	0
共同生活援助	1,703 人	1,948 人	144	2,089 人	154	2,229 人	164
施設入所支援	1,230 人	1,231 人	15	1,224 人	15	1,215 人	15

注：施設入所支援の事業所見込数は、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児支援施設等であって、経過措置として障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として指定を受けた施設、名古屋市総合リハビリテーションセンター及び障害者支援施設はるひ荘を除いて設定しています。(各圏域同じ、以降略)

<内訳①：名古屋地域>

(図表 125)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	40 人	—	40 人	—	40 人	—
共同生活援助	1,647 人	1,880 人	137	2,010 人	146	2,140 人	155
施設入所支援	1,124 人	1,127 人	14	1,121 人	14	1,115 人	14

<内訳②：尾張中部地域>

(図表 126)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	1 人	0	1 人	0	3 人	0
共同生活援助	56 人	68 人	7	79 人	8	89 人	9
施設入所支援	106 人	104 人	1	103 人	1	100 人	1

○相談支援

<圏域全体>

(図表 127)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	2,264 人	2,262 人	172	2,385 人	178	2,519 人	183
地域移行支援	11 人	97 人	83	97 人	87	97 人	91
地域定着支援	26 人	31 人	83	33 人	87	35 人	91

<内訳①：名古屋地域>

(図表 128)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	2,131 人	2,160 人	164	2,280 人	169	2,410 人	174
地域移行支援	11 人	95 人	82	95 人	86	95 人	90
地域定着支援	26 人	29 人	82	31 人	86	33 人	90

<内訳②：尾張中部地域>

(図表 129)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	133 人	102 人	8	105 人	9	109 人	9
地域移行支援	0 人	2 人	1	2 人	1	2 人	1
地域定着支援	0 人	2 人	1	2 人	1	2 人	1

○障害児支援

<圏域全体>

(図表 130)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	11,171 人日	13,506 人日	248	16,240 人日	281	19,550 人日	314
	980 人	1,019 人		1,223 人		1,471 人	
医療型児童発達支援	157 人日	182 人日	2	182 人日	2	182 人日	2
	26 人	26 人		26 人		26 人	
放課後等デイサービス	41,117 人日	43,902 人日	320	51,834 人日	360	61,265 人日	400
	2,840 人	3,019 人		3,557 人		4,197 人	
保育所等訪問支援	16 人日	42 人日	10	42 人日	10	42 人日	10
	9 人	26 人		26 人		26 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	7 人日	0	7 人日	0	7 人日	0
	— 人日	1 人		1 人		1 人	
障害児相談支援	299 人	389 人	155	475 人	160	546 人	164
福祉型障害児入所支援	88 人	100 人	2	100 人	2	100 人	2
医療型障害児入所支援	69 人	50 人	3	50 人	3	50 人	3

注1：福祉型・医療型障害児入所支援の利用実績は、平成28年4月1日現在の当該圏域内の各障害児入所施設の入所者数を計上。(各圏域同じ、以降略)

注2：居宅訪問型児童発達支援の利用見込及び事業所見込数について、名古屋市は、次期子どもに関する総合計画等の策定の中で見込みを行うため、上表には未計上(下記<内訳①：名古屋地域>においても同じ)。

<内訳①：名古屋地域>

(図表 131)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	10,536 人日	12,625 人日	236	15,308 人日	269	18,555 人日	302
	883 人	920 人		1,118 人		1,358 人	
医療型児童発達支援	153 人日	153 人日	2	153 人日	2	153 人日	2
	23 人	23 人		23 人		23 人	
放課後等デイサービス	39,458 人日	40,722 人日	307	48,459 人日	347	57,666 人日	387
	2,596 人	2,751 人		3,274 人		3,896 人	
保育所等訪問支援	16 人日	40 人日	9	40 人日	9	40 人日	9
	9 人	24 人		24 人		24 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	0 人日	-	0 人日	-	0 人日	-
	— 人日	0 人		0 人		0 人	
障害児相談支援	215 人	311 人	148	391 人	152	457 人	156
福祉型障害児入所支援	88 人	100 人	2	100 人	2	100 人	2
医療型障害児入所支援	69 人	50 人	3	50 人	3	50 人	3

<内訳②：尾張中部地域>

(図表 132)

種別	28年度		30年度			31年度			32年度		
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数		
児童発達支援	635 人日	881 人日	12	932 人日	12	995 人日	12	97 人	99 人		
				105 人		113 人					
医療型児童発達支援	4 人日	29 人日	0	29 人日	0	29 人日	0	3 人	3 人		
				3 人		3 人					
放課後等デイサービス	1,659 人日	3,180 人日	13	3,375 人日	13	3,599 人日	13	244 人	268 人		
				283 人		301 人					
保育所等訪問支援	0 人日	2 人日	1	2 人日	1	2 人日	1	0 人	2 人		
				2 人		2 人					
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	7 人日	0	7 人日	0	7 人日	0	— 人日	1 人		
				1 人		1 人					
障害児相談支援	84 人	78 人	7	84 人	8	89 人	8				
福祉型障害児入所支援	0 人	0 人	0	0 人	0	0 人	0				
医療型障害児入所支援	0 人	0 人	0	0 人	0	0 人	0				

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(図表 133)

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k ²)
総人口	2,471,920	65 歳以上	598,006	人口密度	6,711

資料：人口は統計課「あいちの人口」、土地面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) (図表 134)

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	83,280	3.4
療育手帳所持者数	17,642	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	23,853	1.0
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	36,200	1.5

資料：愛知県健康福祉部調べ (各圏域同じ、以降略)

注：自立支援医療(精神通院医療)の受給者数については、平成 29 年 3 月 31 日現在 (各圏域同じ、以降略)

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

(図表 135)

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	384	198	214	796

資料：文部科学省「学校基本調査」(各圏域同じ、以降略)

注：圏域内居住者の数 (各圏域同じ、以降略)

○卒業生 (平成 28 年度)

(図表 136)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	20	7.0
就職者	54	18.9
その他	67	23.4
福祉施設等の利用者	145	50.7
卒業生計	286	100

資料：文部科学省「学校基本調査」(各圏域同じ、以降略)

イ 海部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 137)

種別	28年度	30年度	31年度	32年度
	利用実績	利用見込	利用見込	利用見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	6,712 時間	7,391 時間	7,735 時間	8,519 時間
	330 人	377 人	402 人	434 人

○日中活動系サービス

(図表 138)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	9,869 人日	9,845 人日	17	10,341 人日	17	10,874 人日	19
	485 人	523 人		549 人		577 人	
自立訓練(機能訓練)	57 人日	79 人日	0	84 人日	0	99 人日	0
	3 人	6 人		6 人		8 人	
自立訓練(生活訓練)	177 人日	263 人日	0	278 人日	0	304 人日	0
	14 人	19 人		21 人		23 人	
就労移行支援	660 人日	792 人日	6	898 人日	6	1,008 人日	6
	39 人	50 人		56 人		62 人	
就労継続支援(A型)	6,755 人日	7,575 人日	16	8,102 人日	17	8,653 人日	17
	323 人	390 人		417 人		445 人	
就労継続支援(B型)	9,763 人日	10,649 人日	28	11,370 人日	29	12,128 人日	31
	520 人	605 人		650 人		696 人	
就労定着支援	— 人	5 人	0	10 人	1	14 人	2
療養介護	23 人	24 人	0	24 人	0	24 人	0
福祉型短期入所	911 人日	864 人日	13	907 人日	13	951 人日	13
	141 人	152 人		161 人		170 人	
医療型短期入所	48 人日	39 人日	1	40 人日	1	48 人日	1
	12 人	15 人		16 人		17 人	

○居住系サービス

(図表 139)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	1 人	0	4 人	0	8 人	1
共同生活援助	202 人	231 人	21	259 人	25	279 人	28
施設入所支援	228 人	214 人	3	215 人	3	212 人	3

○相談支援

(図表 140)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	397 人	375 人	18	402 人	18	431 人	19
地域移行支援	0 人	5 人	5	5 人	4	8 人	4
地域定着支援	1 人	3 人	5	3 人	4	7 人	4

○障害児支援

(図表 141)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	988 人日	1,500 人日	19	1,586 人日	21	1,676 人日	22
	179 人	213 人		225 人		238 人	
医療型児童発達支援	32 人日	71 人日	0	72 人日	0	74 人日	1
	6 人	8 人		8 人		8 人	
放課後等デイサービス	5,208 人日	7,175 人日	35	7,591 人日	36	8,020 人日	37
	509 人	678 人		716 人		756 人	
保育所等訪問支援	6 人日	18 人日	2	18 人日	2	27 人日	4
	2 人	7 人		8 人		12 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	5 人日	0	10 人日	0	17 人日	1
	— 人日	1 人		2 人		8 人	
障害児相談支援	119 人	148 人	16	174 人	16	201 人	16
福祉型障害児入所支援	0 人	0 人	0	0 人	0	0 人	0
医療型障害児入所支援	0 人	0 人	0	0 人	0	0 人	0

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(図表 142)

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	328,319	65 歳以上	87,760	人口密度	1,576

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) (図表 143)

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	10,516	3.2
療育手帳所持者数	2,251	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,622	0.8
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	5,141	1.6

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

(図表 144)

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	53	55	58	166

○卒業生 (平成 28 年度)

(図表 145)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	1	2.4
就職者	15	35.7
その他	2	4.8
福祉施設等の利用者	24	57.1
卒業生計	42	100

ウ 尾張東部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 146)

種別	28年度	30年度	31年度	32年度
	利用実績	利用見込	利用見込	利用見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	13,686 時間	14,888 時間	15,998 時間	17,187 時間
	594 人	723 人	770 人	815 人

○日中活動系サービス

(図表 147)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	13,461 人日	13,685 人日	23	14,304 人日	27	14,794 人日	29
	665 人	736 人		766 人		788 人	
自立訓練(機能訓練)	4 人日	95 人日	0	125 人日	0	155 人日	0
	1 人	10 人		13 人		15 人	
自立訓練(生活訓練)	255 人日	376 人日	1	447 人日	1	510 人日	2
	23 人	35 人		43 人		50 人	
就労移行支援	1,978 人日	2,338 人日	8	2,679 人日	9	3,026 人日	11
	115 人	138 人		157 人		174 人	
就労継続支援(A型)	5,116 人日	6,136 人日	10	6,857 人日	11	7,584 人日	12
	255 人	326 人		356 人		386 人	
就労継続支援(B型)	6,167 人日	6,963 人日	28	748 人日	28	8,031 人日	29
	349 人	432 人		463 人		496 人	
就労定着支援	— 人	39 人	5	49 人	7	57 人	8
療養介護	13 人	17 人	0	19 人	0	20 人	0
福祉型短期入所	577 人日	786 人日	10	835 人日	12	887 人日	14
	120 人	180 人		190 人		204 人	
医療型短期入所	17 人日	50 人日	0	58 人日	0	61 人日	0
	7 人	20 人		22 人		23 人	

○居住系サービス

(図表 148)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	22 人	3	46 人	4	73 人	9
共同生活援助	245 人	258 人	21	294 人	24	326 人	26
施設入所支援	142 人	181 人	3	177 人	3	170 人	3

○相談支援

(図表 149)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	265 人	295 人	20	315 人	22	335 人	24
地域移行支援	1 人	8 人	7	10 人	7	10 人	7
地域定着支援	0 人	10 人	7	12 人	7	12 人	7

○障害児支援

(図表 150)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	3,332 人日	3,470 人日	20	3,761 人日	21	4,075 人日	21
	362 人	382 人		412 人		443 人	
医療型児童発達支援	7 人日	20 人日	0	22 人日	0	29 人日	0
	1 人	3 人		3 人		4 人	
放課後等デイサービス	8,016 人日	9,688 人日	43	10,593 人日	45	11,502 人日	45
	687 人	993 人		1,081 人		1,168 人	
保育所等訪問支援	3 人日	14 人日	3	23 人日	3	31 人日	4
	2 人	11 人		17 人		22 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	13 人日	0	15 人日	0	24 人日	1
	— 人日	3 人		4 人		6 人	
障害児相談支援	129 人	149 人	12	163 人	13	174 人	14
福祉型障害児入所支援	0 人	0 人	0	0 人	0	0 人	0
医療型障害児入所支援	0 人	0 人	0	0 人	0	0 人	0

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(図表 151)

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	470,903	65 歳以上	112,178	人口密度	2,046

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) (図表 152)

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	12,992	2.8
療育手帳所持者数	2,636	0.6
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,297	0.7
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	5,506	1.2

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

(図表 153)

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	68	77	71	216

○卒業生 (平成 28 年度)

(図表 154)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	1	33.3
就職者	0	0
その他	0	0
福祉施設等の利用者	2	66.7
卒業生計	3	100

工 尾張西部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 155)

種別	28年度	30年度	31年度	32年度
	利用実績	利用見込	利用見込	利用見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	17,017 時間	19,227 時間	20,650 時間	22,135 時間
	881 人	894 人	956 人	1,023 人

○日中活動系サービス

(図表 156)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	21,105 人日	21,777 人日	44	22,343 人日	46	22,909 人日	48
	1,063 人	1,078 人		1,106 人		1,134 人	
自立訓練(機能訓練)	0 人日	47 人日	0	47 人日	0	47 人日	0
	0 人	3 人		3 人		3 人	
自立訓練(生活訓練)	331 人日	324 人日	1	337 人日	1	350 人日	1
	25 人	24 人		25 人		26 人	
就労移行支援	1,878 人日	2,233 人日	8	2,405 人日	8	2,593 人日	8
	107 人	130 人		140 人		151 人	
就労継続支援(A型)	8,257 人日	8,932 人日	15	9,253 人日	15	9,594 人日	15
	418 人	444 人		460 人		477 人	
就労継続支援(B型)	9,930 人日	13,090 人日	36	14,911 人日	36	16,971 人日	37
	534 人	695 人		790 人		898 人	
就労定着支援	— 人	43 人	6	44 人	6	45 人	6
療養介護	43 人	55 人	1	62 人	1	71 人	1
福祉型短期入所	1,012 人日	1,260 人日	29	1,314 人日	29	1,395 人日	30
	173 人	192 人		204 人		216 人	
医療型短期入所	97 人日	92 人日	0	122 人日	0	129 人日	0
	26 人	29 人		30 人		32 人	

○居住系サービス

(図表 157)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	2 人	2	6 人	3	12 人	6
共同生活援助	354 人	423 人	69	458 人	71	493 人	73
施設入所支援	297 人	284 人	5	277 人	5	270 人	5

○相談支援

(図表 158)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	639 人	674 人	24	695 人	24	716 人	25
地域移行支援	0 人	4 人	10	7 人	10	11 人	10
地域定着支援	0 人	4 人	10	7 人	10	11 人	10

○障害児支援

(図表 159)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	3,627 人日	3,987 人日	36	4,289 人日	37	4,600 人日	38
	497 人	474 人		510 人		547 人	
医療型児童発達支援	14 人日	47 人日	0	47 人日	0	47 人日	0
	3 人	6 人		6 人		6 人	
放課後等デイサービス	9,637 人日	11,986 人日	58	13,293 人日	58	14,613 人日	58
	1,219 人	1,061 人		1,177 人		1,294 人	
保育所等訪問支援	33 人日	31 人日	2	35 人日	2	37 人日	2
	17 人	20 人		22 人		24 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	12 人日	1	31 人日	1	43 人日	1
	— 人	3 人		7 人		11 人	
障害児相談支援	192 人	236 人	20	254 人	20	275 人	20
福祉型障害児入所支援	0 人	0 人	0	0 人	0	0 人	0
医療型障害児入所支援	0 人	0 人	1	0 人	1	0 人	1

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(図表 160)

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	517,016	65 歳以上	135,620	人口密度	2,676

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) (図表 161)

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	17,613	3.4
療育手帳所持者数	3,844	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,857	0.7
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	6,794	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

(図表 162)

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	89	77	89	255

○卒業生 (平成 28 年度)

(図表 163)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	6	4.1
就職者	44	30.1
その他	3	2.1
福祉施設等の利用者	93	63.7
卒業生計	146	100

才 尾張北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 164)

種別	28年度	30年度	31年度	32年度
	利用実績	利用見込	利用見込	利用見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	17,578 時間	19,576 時間	20,357 時間	22,745 時間
	853 人	910 人	935 人	978 人

○日中活動系サービス

(図表 165)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	25,286 人日	25,967 人日	49	26,813 人日	52	27,530 人日	55
	1,262 人	1,340 人		1,378 人		1,415 人	
自立訓練(機能訓練)	62 人日	180 人日	0	181 人日	0	203 人日	0
	5 人	11 人		11 人		12 人	
自立訓練(生活訓練)	256 人日	476 人日	0	562 人日	1	682 人日	1
	19 人	33 人		38 人		45 人	
就労移行支援	1,901 人日	2,630 人日	13	2,835 人日	14	3,082 人日	15
	120 人	157 人		169 人		182 人	
就労継続支援(A型)	13,459 人日	14,217 人日	30	15,037 人日	31	15,708 人日	32
	652 人	719 人		756 人		789 人	
就労継続支援(B型)	15,205 人日	17,041 人日	50	18,287 人日	51	19,400 人日	52
	840 人	945 人		1,006 人		1,068 人	
就労定着支援	— 人	18 人	6	23 人	6	28 人	6
療養介護	48 人	56 人	1	60 人	1	63 人	1
福祉型短期入所	1,218 人日	1,345 人日	21	1,445 人日	22	1,562 人日	22
	225 人	245 人		284 人		307 人	
医療型短期入所	140 人日	157 人日	1	186 人日	1	211 人日	1
	13 人	30 人		37 人		42 人	

○居住系サービス

(図表 166)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	6 人	3	6 人	3	9 人	3
共同生活援助	356 人	404 人	38	455 人	42	511 人	45
施設入所支援	451 人	455 人	10	444 人	10	430 人	10

○相談支援

(図表 167)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	374 人	560 人	52	767 人	55	939 人	59
地域移行支援	2 人	9 人	6	10 人	6	11 人	6
地域定着支援	2 人	9 人	6	10 人	6	11 人	6

○障害児支援

(図表 168)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	4,648 人日	5,351 人日	58	5,661 人日	60	5,987 人日	63
	664 人	720 人		761 人		805 人	
医療型児童発達支援	30 人日	80 人日	0	94 人日	1	115 人日	1
	6 人	9 人		11 人		15 人	
放課後等デイサービス	14,446 人日	16,649 人日	87	18,113 人日	91	19,844 人日	95
	1,132 人	1,352 人		1,468 人		1,593 人	
保育所等訪問支援	4 人日	43 人日	6	52 人日	6	63 人日	7
	4 人	14 人		19 人		24 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	44 人日	2	52 人日	2	71 人日	2
	— 人日	14 人		16 人		19 人	
障害児相談支援	178 人	252 人	42	299 人	45	515 人	49
福祉型障害児入所支援	72 人	72 人	2	72 人	2	72 人	2
医療型障害児入所支援	7 人	7 人	3	7 人	3	7 人	3

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

（図表 169）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	733,537	65 歳以上	186,582	人口密度	2,479

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 170）

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	23,267	3.2
療育手帳所持者数	5,076	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	5,386	0.7
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	9,608	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

（図表 171）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	119	121	113	353

○卒業生（平成 28 年度）

（図表 172）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	0	0
就職者	76	59.8
その他	0	0
福祉施設等の利用者	51	40.2
卒業生計	127	100

カ 知多半島圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 173)

種別	28年度	30年度	31年度	32年度
	利用実績	利用見込	利用見込	利用見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	17,404 時間 936 人	19,128 時間 1,029 人	20,840 時間 1,062 人	23,055 時間 1,104 人

○日中活動系サービス

(図表 174)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	22,122 人日 1,123 人	22,789 人日 1,198 人	48	23,700 人日 1,244 人	50	24,431 人日 1,282 人	52
自立訓練(機能訓練)	24 人日 3 人	123 人日 9 人	0	69 人日 7 人	0	69 人日 7 人	0
自立訓練(生活訓練)	392 人日 48 人	521 人日 45 人	3	516 人日 45 人	3	526 人日 46 人	3
就労移行支援	1,994 人日 129 人	2,865 人日 189 人	13	3,086 人日 204 人	13	3,322 人日 221 人	14
就労継続支援(A型)	4,471 人日 252 人	4,634 人日 241 人	8	5,043 人日 260 人	8	5,501 人日 283 人	9
就労継続支援(B型)	14,618 人日 802 人	15,663 人日 895 人	47	16,305 人日 941 人	48	17,009 人日 993 人	50
就労定着支援	— 人	22 人	4	31 人	5	35 人	6
療養介護	38 人	38 人	0	39 人	0	40 人	1
福祉型短期入所	1,130 人日 320 人	1,151 人日 343 人	15	1,229 人日 382 人	15	1,312 人日 436 人	16
医療型短期入所	61 人日 16 人	106 人日 34 人	1	134 人日 37 人	1	162 人日 41 人	2

○居住系サービス

(図表 175)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	55 人	2	65 人	3	81 人	3
共同生活援助	395 人	430 人	52	455 人	54	488 人	57
施設入所支援	243 人	240 人	5	237 人	5	230 人	5

○相談支援

(図表 176)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	749 人	698 人	31	719 人	34	756 人	34
地域移行支援	3 人	17 人	10	20 人	10	24 人	11
地域定着支援	34 人	49 人	8	54 人	8	58 人	9

○障害児支援

(図表 177)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	5,095 人日 408 人	5,674 人日 435 人	23	6,456 人日 491 人	24	6,708 人日 523 人	26
医療型児童発達支援	361 人日 41 人	19 人日 2 人	0	19 人日 2 人	0	24 人日 3 人	0
放課後等デイサービス	7,936 人日 931 人	9,592 人日 1,018 人	57	10,960 人日 1,174 人	57	12,093 人日 1,355 人	60
保育所等訪問支援	31 人日 28 人	59 人日 37 人	8	69 人日 42 人	8	139 人日 62 人	12
居宅訪問型児童発達支援	— 人日 — 人	28 人日 2 人	1	33 人日 3 人	1	39 人日 5 人	3
障害児相談支援	119 人	485 人	25	535 人	25	584 人	28
福祉型障害児入所支援	38 人	38 人	1	38 人	1	38 人	1
医療型障害児入所支援	0 人	0 人	0	0 人	0	0 人	0

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 178）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	623,902	65 歳以上	151,057	人口密度	1,855

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 179）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	18,923	3.0	4.4
療育手帳所持者数	4,469	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,376	0.7	
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	7,205	1.2	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）（図表 180）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	112	118	119	349

○卒業生（平成 28 年度）（図表 181）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	2	1.5
就職者	46	35.1
その他	3	2.3
福祉施設等の利用者	80	61.1
卒業生計	131	100

キ 西三河北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 182)

種別	28年度	30年度	31年度	32年度
	利用実績	利用見込	利用見込	利用見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	12,546 時間	15,365 時間	16,712 時間	18,219 時間
	446 人	498 人	532 人	569 人

○日中活動系サービス

(図表 183)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	15,188 人日	15,700 人日	33	16,400 人日	36	17,300 人日	38
	750 人	814 人		846 人		894 人	
自立訓練(機能訓練)	12 人日	75 人日	0	75 人日	0	75 人日	0
	3 人	6 人		6 人		6 人	
自立訓練(生活訓練)	66 人日	220 人日	1	220 人日	1	220 人日	1
	5 人	11 人		11 人		11 人	
就労移行支援	2,306 人日	2,660 人日	9	2,780 人日	9	2,900 人日	9
	121 人	142 人		148 人		155 人	
就労継続支援(A型)	4,107 人日	4,630 人日	10	5,050 人日	10	5,530 人日	10
	194 人	225 人		245 人		269 人	
就労継続支援(B型)	7,960 人日	8,300 人日	17	8,910 人日	18	9,560 人日	19
	409 人	435 人		467 人		501 人	
就労定着支援	— 人	59 人	7	68 人	7	76 人	7
療養介護	27 人	30 人	0	30 人	0	30 人	0
福祉型短期入所	1,062 人日	1,245 人日	13	1,285 人日	13	1,335 人日	13
	188 人	200 人		211 人		221 人	
医療型短期入所	60 人日	92 人日	2	110 人日	2	133 人日	2
	14 人	30 人		35 人		42 人	

○居住系サービス

(図表 184)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	8 人	1	9 人	2	12 人	3
共同生活援助	162 人	217 人	24	252 人	26	293 人	27
施設入所支援	242 人	241 人	5	241 人	5	240 人	5

○相談支援

(図表 185)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	224 人	265 人	34	274 人	34	284 人	34
地域移行支援	1 人	3 人	4	3 人	4	3 人	4
地域定着支援	1 人	2 人	4	2 人	4	2 人	4

○障害児支援

(図表 186)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	1,586 人日	2,191 人日	15	2,530 人日	16	2,954 人日	17
	130 人	209 人		272 人		280 人	
医療型児童発達支援	329 人日	0 人日	0	0 人日	0	0 人日	0
	36 人	0 人		0 人		0 人	
放課後等デイサービス	5,946 人日	7,800 人日	39	8,250 人日	40	8,700 人日	41
	532 人	625 人		660 人		695 人	
保育所等訪問支援	6 人日	28 人日	4	31 人日	4	34 人日	4
	6 人	21 人		23 人		25 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	7 人日	1	13 人日	1	20 人日	1
	— 人	3 人		5 人		8 人	
障害児相談支援	158 人	159 人	29	166 人	29	174 人	29
福祉型障害児入所支援	43 人	43 人	1	43 人	1	43 人	1
医療型障害児入所支援	0 人	0 人	0	0 人	0	0 人	0

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 187）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	486,454	65 歳以上	102,049	人口密度	512

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 188）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	14,476	3.0	4.3
療育手帳所持者数	3,435	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,047	0.6	
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	5,808	1.2	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）（図表 189）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	93	78	83	254

○卒業生（平成 28 年度）（図表 190）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	1	0.7
就職者	58	41.4
その他	0	0
福祉施設等の利用者	81	57.9
卒業生計	140	100

ク 西三河南部東圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 191)

種別	28年度	30年度	31年度	32年度
	利用実績	利用見込	利用見込	利用見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	8,881 時間	11,623 時間	12,610 時間	13,694 時間
	635 人	806 人	882 人	967 人

○日中活動系サービス

(図表 192)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	11,912 人日 623 人	12,305 人日 644 人	25	12,508 人日 655 人	25	12,716 人日 666 人	26
自立訓練(機能訓練)	0 人日 0 人	48 人日 3 人	0	48 人日 3 人	0	48 人日 3 人	0
自立訓練(生活訓練)	355 人日 18 人	455 人日 20 人	2	470 人日 21 人	2	486 人日 22 人	2
就労移行支援	2,035 人日 114 人	2,748 人日 155 人	12	2,937 人日 165 人	13	3,137 人日 176 人	14
就労継続支援(A型)	5,015 人日 243 人	4,937 人日 242 人	8	4,945 人日 242 人	8	4,955 人日 242 人	8
就労継続支援(B型)	11,483 人日 633 人	14,821 人日 820 人	37	16,616 人日 919 人	38	18,626 人日 1,029 人	40
就労定着支援	— 人	41 人	12	47 人	14	53 人	16
療養介護	29 人	38 人	1	44 人	1	49 人	1
福祉型短期入所	716 人日 155 人	878 人日 192 人	13	978 人日 212 人	15	1,083 人日 236 人	16
医療型短期入所	61 人日 14 人	121 人日 24 人	1	126 人日 25 人	1	131 人日 26 人	1

○居住系サービス

(図表 193)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	15 人	8	16 人	9	17 人	10
共同生活援助	119 人	143 人	12	156 人	13	170 人	15
施設入所支援	228 人	230 人	4	229 人	4	228 人	4

○相談支援

(図表 194)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	445 人	448 人	27	453 人	29	459 人	31
地域移行支援	1 人	6 人	9	7 人	9	9 人	9
地域定着支援	0 人	6 人	9	7 人	9	9 人	9

○障害児支援

(図表 195)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	2,509 人日 437 人	3,719 人日 601 人	15	4,373 人日 708 人	18	5,145 人日 835 人	21
医療型児童発達支援	91 人日 11 人	95 人日 13 人	1	95 人日 13 人	1	95 人日 13 人	1
放課後等デイサービス	6,749 人日 812 人	9,094 人日 1,192 人	45	11,059 人日 1,455 人	46	13,466 人日 1,779 人	47
保育所等訪問支援	6 人日 6 人	8 人日 8 人	5	10 人日 10 人	6	13 人日 13 人	7
居宅訪問型児童発達支援	— 人日 — 人	11 人日 2 人	5	11 人日 2 人	6	11 人日 2 人	7
障害児相談支援	209 人	226 人	21	238 人	22	251 人	23
福祉型障害児入所支援	14 人	14 人	1	14 人	1	14 人	1
医療型障害児入所支援	24 人	24 人	1	24 人	1	24 人	1

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(図表 196)

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	424,655	65 歳以上	93,928	人口密度	957

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) (図表 197)

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	12,579	3.0
療育手帳所持者数	2,936	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,556	0.8
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	5,684	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

(図表 198)

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	85	88	62	235

○卒業生 (平成 28 年度)

(図表 199)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	7	8.8
就職者	15	18.8
その他	2	2.5
福祉施設等の利用者	56	70.0
卒業生計	80	100

ケ 西三河南部西圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 200)

種別	28年度	30年度	31年度	32年度
	利用実績	利用見込	利用見込	利用見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	14,623 時間	16,290 時間	17,280 時間	18,284 時間
	708 人	734 人	761 人	780 人

○日中活動系サービス

(図表 201)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	24,657 人日 1,239 人	24,356 人日 1,272 人	43	24,918 人日 1,302 人	44	25,414 人日 1,327 人	45
自立訓練(機能訓練)	27 人日 3 人	94 人日 7 人	0	94 人日 7 人	0	94 人日 7 人	0
自立訓練(生活訓練)	489 人日 28 人	522 人日 66 人	1	533 人日 67 人	1	544 人日 68 人	1
就労移行支援	3,027 人日 167 人	3,168 人日 181 人	14	3,417 人日 195 人	15	3,661 人日 209 人	15
就労継続支援(A型)	8,440 人日 409 人	8,146 人日 415 人	21	8,462 人日 431 人	21	8,773 人日 447 人	21
就労継続支援(B型)	14,640 人日 828 人	15,717 人日 915 人	45	16,685 人日 967 人	46	17,597 人日 1,016 人	47
就労定着支援	— 人	20 人	4	26 人	4	33 人	4
療養介護	42 人	51 人	0	52 人	0	52 人	0
福祉型短期入所	1,371 人日 287 人	1,317 人日 299 人	15	1,386 人日 312 人	15	1,456 人日 325 人	15
医療型短期入所	39 人日 8 人	66 人日 13 人	0	72 人日 14 人	0	78 人日 15 人	0

○居住系サービス

(図表 202)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	14 人	6	16 人	6	20 人	6
共同生活援助	363 人	397 人	40	414 人	41	439 人	44
施設入所支援	339 人	337 人	5	331 人	5	323 人	5

○相談支援

(図表 203)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	514 人	515 人	22	538 人	23	560 人	23
地域移行支援	2 人	7 人	5	7 人	5	9 人	6
地域定着支援	3 人	13 人	5	15 人	5	19 人	6

○障害児支援

(図表 204)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	2,610 人日 323 人	4,022 人日 272 人	28	4,382 人日 391 人	28	4,799 人日 428 人	28
医療型児童発達支援	38 人日 5 人	82 人日 8 人	1	92 人日 9 人	1	92 人日 9 人	1
放課後等デイサービス	7,439 人日 1,033 人	11,525 人日 1,322 人	67	12,330 人日 1,424 人	68	13,167 人日 1,531 人	68
保育所等訪問支援	50 人日 50 人	118 人日 85 人	5	128 人日 93 人	5	136 人日 99 人	5
居宅訪問型児童発達支援	— 人日 — 人	60 人日 10 人	1	60 人日 10 人	1	75 人日 12 人	1
障害児相談支援	280 人	311 人	15	343 人	15	379 人	15
福祉型障害児入所支援	0 人	0 人	0	0 人	0	0 人	0
医療型障害児入所支援	0 人	0 人	0	0 人	0	0 人	0

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 205）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	695,526	65 歳以上	147,673	人口密度	1,912

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 206）

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	20,000	2.9
療育手帳所持者数	4,655	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,518	0.6
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	9,342	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）（図表 207）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	108	111	96	315

○卒業生（平成 28 年度）（図表 208）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	0	0
就職者	21	27.6
その他	0	0
福祉施設等の利用者	55	72.4
卒業生計	76	100

コ 東三河北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 209)

種別	28年度	30年度	31年度	32年度
	利用実績	利用見込	利用見込	利用見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	1,307 時間	1,407 時間	1,432 時間	1,457 時間
	135 人	98 人	102 人	107 人

○日中活動系サービス

(図表 210)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	3,016 人日	3,368 人日	8	3,477 人日	8	3,579 人日	8
	352 人	166 人		171 人		176 人	
自立訓練(機能訓練)	0 人日	22 人日	0	22 人日	0	22 人日	0
	0 人	1 人		1 人		1 人	
自立訓練(生活訓練)	26 人日	35 人日	1	42 人日	1	49 人日	1
	3 人	5 人		6 人		7 人	
就労移行支援	290 人日	327 人日	2	345 人日	2	363 人日	2
	17 人	16 人		17 人		18 人	
就労継続支援(A型)	622 人日	566 人日	1	566 人日	1	566 人日	1
	40 人	28 人		28 人		28 人	
就労継続支援(B型)	1,447 人日	1,694 人日	5	1,784 人日	5	1,874 人日	5
	127 人	103 人		109 人		115 人	
就労定着支援	— 人	0 人	0	2 人	1	3 人	1
療養介護	20 人	9 人	0	9 人	0	9 人	0
福祉型短期入所	255 人日	237 人日	4	237 人日	4	237 人日	4
	31 人	29 人		29 人		29 人	
医療型短期入所	0 人日	18 人日	0	22 人日	0	26 人日	0
	0 人	5 人		6 人		7 人	

○居住系サービス

(図表 211)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	0 人	0	1 人	1	2 人	1
共同生活援助	116 人	68 人	5	72 人	5	72 人	5
施設入所支援	257 人	80 人	3	78 人	3	76 人	3

○相談支援

(図表 212)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	223 人	123 人	8	130 人	8	137 人	8
地域移行支援	0 人	2 人	4	2 人	4	2 人	4
地域定着支援	0 人	3 人	4	5 人	4	5 人	4

○障害児支援

(図表 213)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	177 人日	289 人日	1	289 人日	1	289 人日	1
	11 人	17 人		17 人		17 人	
医療型児童発達支援	0 人日	5 人日	0	5 人日	0	5 人日	0
	0 人	1 人		1 人		1 人	
放課後等デイサービス	353 人日	410 人日	3	450 人日	3	490 人日	3
	28 人	51 人		56 人		61 人	
保育所等訪問支援	0 人日	5 人日	0	5 人日	0	5 人日	0
	0 人	1 人		1 人		1 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	5 人日	0	5 人日	0	5 人日	0
	— 人日	1 人		1 人		1 人	
障害児相談支援	12 人	17 人	6	18 人	6	19 人	6
福祉型障害児入所支援	0 人	0 人	0	0 人	0	0 人	0
医療型障害児入所支援	0 人	0 人	0	0 人	0	0 人	0

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(図表 214)

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	55,352	65 歳以上	20,260	人口密度	53

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) (図表 215)

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	2,493	4.5
療育手帳所持者数	482	0.9
精神障害者保健福祉手帳所持者数	405	0.7
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	704	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

(図表 216)

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	16	15	7	38

○卒業生 (平成 28 年度)

(図表 217)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	0	0
就職者	0	0
その他	0	0
福祉施設等の利用者	0	0
卒業生計	0	0

サ 東三河南部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 218)

種別	28年度	30年度	31年度	32年度
	利用実績	利用見込	利用見込	利用見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	21,993 時間	23,381 時間	24,469 時間	26,058 時間
	987 人	1,118 人	1,187 人	1,266 人

○日中活動系サービス

(図表 219)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
生活介護	33,512 人日	35,508 人日	51	36,790 人日	54	38,125 人日	56	
	1,645 人	1,738 人		1,784 人		1,841 人		
自立訓練(機能訓練)	17 人日	106 人日	1	106 人日	1	129 人日	1	
	1 人	5 人		5 人		6 人		
自立訓練(生活訓練)	349 人日	788 人日	2	834 人日	2	834 人日	2	
	15 人	29 人		31 人		31 人		
就労移行支援	3,359 人日	3,954 人日	27	4,315 人日	30	4,709 人日	33	
	182 人	215 人		232 人		251 人		
就労継続支援(A型)	5,872 人日	5,797 人日	18	5,817 人日	18	5,837 人日	18	
	282 人	283 人		285 人		287 人		
就労継続支援(B型)	17,576 人日	20,850 人日	63	22,860 人日	68	24,853 人日	73	
	985 人	1,191 人		1,299 人		1,407 人		
就労定着支援	— 人	55 人	13	67 人	15	82 人	20	
療養介護	43 人	43 人	2	43 人	2	44 人	2	
福祉型短期入所	1,542 人日	1,552 人日	26	1,561 人日	26	1,566 人日	26	
	254 人	247 人		252 人		255 人		
医療型短期入所	46 人日	156 人日	1	169 人日	1	182 人日	1	
	4 人	32 人		34 人		36 人		

○居住系サービス

(図表 220)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	47 人	11	62 人	14	78 人	17
共同生活援助	443 人	502 人	48	540 人	48	580 人	49
施設入所支援	579 人	574 人	11	571 人	11	567 人	11

○相談支援

(図表 221)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	1,138 人	1,255 人	55	1,341 人	57	1,436 人	59
地域移行支援	6 人	17 人	32	22 人	33	29 人	33
地域定着支援	4 人	8 人	32	10 人	33	13 人	33

○障害児支援

(図表 222)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	4,577 人日	4,867 人日	33	5,469 人日	34	5,795 人日	36
	406 人	448 人		536 人		561 人	
医療型児童発達支援	43 人日	87 人日	1	87 人日	1	87 人日	1
	4 人	8 人		8 人		9 人	
放課後等デイサービス	11,259 人日	13,981 人日	75	16,163 人日	78	18,739 人日	82
	827 人	1,178 人		1,361 人		1,577 人	
保育所等訪問支援	20 人日	35 人日	3	45 人日	4	51 人日	7
	19 人	33 人		40 人		46 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	15 人日	1	20 人日	1	28 人日	2
	— 人日	3 人		4 人		7 人	
障害児相談支援	272 人	399 人	50	448 人	55	482 人	56
福祉型障害児入所支援	91 人	91 人	2	91 人	2	91 人	2
医療型障害児入所支援	0 人	0 人	2	0 人	2	0 人	2

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 222）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	697,942	65 歳以上	178,499	人口密度	1,040

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 224）

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	22,412	3.2
療育手帳所持者数	5,293	0.8
精神障害者保健福祉手帳所持者数	5,227	0.7
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	9,882	1.4

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）（図表 225）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	127	147	155	429

○卒業生（平成 28 年度）（図表 226）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	7	5.1
就職者	40	29.4
その他	2	1.5
福祉施設等の利用者	87	64.0
卒業生計	136	100